

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成20年11月26日

議 会 事 務 局

目 次

民生常任委員会

11月26日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
委員会記録署名委員の指名	2
認定第1号所管分の審査	2
質疑（村上英明委員、川口純子委員）	
認定第7号の審査	44
質疑（山崎雅数委員）	
認定第3号、認定第4号の審査	46
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（大澤千恵子委員、山崎雅数委員、村上英明委員、川口純子委員）	
認定第8号の審査	66
質疑（大澤千恵子委員、山崎雅数委員、村上英明委員、川口純子委員）	
採決	78
閉会の宣告	79

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成20年11月26日(水) 午前10時 開会
午後5時31分 閉会

1. 場所

大会議室

1. 出席委員

委員長 上村高義 副委員長 川口純子 委員 山崎雅数
委員 大澤千恵子 委員 村上英明 委員 嶋野浩一郎

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
生活環境部長 紀田光司 同部次長兼環境業務課長 水田和男
同部参事兼市民課長 村江 卓 自治振興課長 萩原 明
産業振興課長 藤井智哉 同課参事兼農業委員会事務局長 田橋正一
同課参事 鈴木康之 環境対策課長 池上敦実
環境センター長 五里江路人
保健福祉部長 佐藤芳雄 同部理事 福永富美子
同部次長兼地域福祉課長 登阪 弘 同部参事兼こども育成課長 稲村幸子
地域福祉課参事兼地域包括支援センター長 川口敦子 障害福祉課長 堤 守
生活支援課長 東澗順二 介護保険課長 山田雅也 国保年金課長 野村眞二
同課参事 大嶋良一 同課参事 寺田 博 健康推進課長 阪口 昇
こども育成課参事 船寺順治

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局書記 寺前和恵

1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成19年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第7号 平成19年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第3号 平成19年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第4号 平成19年度摂津市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第8号 平成19年度摂津市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前10時 開会)

○上村高義委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は川口委員を指名します。

先日引き続き、認定第1号所管分の審査を行います。

村上委員の質疑に対する答弁を受けます。

船寺参事。

○船寺こども育成課参事 ご質問の1点目の、保育所保育料の不納欠損、また、収入未済額の増加の状況の中で、納付方法はどうかというご質問でございますが、現在、保育料につきましては、納付書による、金融機関での振り込みとなっております。

このことは、徴収業務や保護者との懇談会などで、仕事を休んで金融機関に行かなければならないので、不便であるというご意見も受けております。

こども育成課といたしましては、口座引き落としでありますとか、コンビニエンスストアでの支払いなどについて研究・調査を行っております。

今後、その導入について検討してまいりたいと考えております。

○上村高義委員長 村江参事。

○村江生活環境部参事 5コーナーとも、19時までの業務時間帯を統一をということでしたが、現在、千里丘、正雀、南摂津の3コーナーにつきましては、駅に近いということで、その通勤途上の方の利用を図ってまいりました。

あと、烏飼、別府の2コーナーも含めて、5コーナーとも、19時までの業務時間統一については、今後の検討課題とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○上村高義委員長 登阪次長。

○登阪保健福祉部次長 JR千里丘駅のエスカレーターの保守点検委託契約につきましては、庁舎ほかの市立施設を一括しました摂津市庁舎外総合管理業務委託に基づいておまして、平成17年度から平成19年度までの3年間の契約金額が584万円となっており、これを3年間に分割いたしまして、17年度は194万6,000円、18年度及び19年度が194万7,000円となっているものでございます。

2点目、地域福祉計画についてでございますが、現行の地域福祉計画につきましては、平成17年度から平成21年度までの5か年計画となっており、これまで、二中、四中校区におけます地域活動拠点の整備、各中学校区におけますコミュニティソーシャルワーカーの配置や、摂津みんなで体操三部作などによる自主グループの育成、子育てサロンの実施などの取り組みが進んできたというふうに認識いたしております。

今後も、引き続き、拠点の整備、相談機能の充実、ボランティアなどの人材の育成を通じまして、介護予防や子育て支援などの地域福祉の課題の取り組みを強め、次期計画につないでまいりたいと考えております。

3点目の、独居老人の数につきましては、民生委員さんから提出される名簿により把握しておまして、直近で1,203名となっております。

○上村高義委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 それでは、国民健康保険特別会計の繰出金の近隣市の状況と、法定外の繰り出しがなかった場合の保険料への影響ということのご質問にお答えさせていただきます。

まず、北摂各市の法定外の繰出金の状況でございますが、これは、保険者の規

模によりまして、金額にかなり多い、少ないがありますので、一般被保険者一人当たりの額で比較していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

まず、豊中市が、19年度の決算状況で見ますと約1万円、池田市が約5,000円、吹田市が約8,200円、高槻市が約1万2,000円、茨木市が約1万600円、箕面市が約1万7,600円、そして、本市が約1万1,000円となっております。

そして、2点目のご質問の、法定外の繰り出しがなければ、保険料への影響ということでございますが、保険料は世帯単位で賦課させてもらっておりますが、その場合、各世帯の所得であったり、被保険者の人数であったり、かなり差が出ますので、単純に、一人当たりの平均保険料ということで申しますと、先ほど申しました、約1万1,000円がふえるという形になりまして、19年度で見ますと、決算ベースで、一人当たりの平均保険料が8万6,400円となっておりますので、そこに1万1,000円を乗せた9万7,400円程度になろうかと思えます。

○上村高義委員長 堤課長。

○堤障害福祉課長 それでは、私の方から、第1期障害福祉計画の中間年としての認識についてというご質問にご答弁申し上げます。

本市では、平成18年度から平成20年度を第1期とする障害福祉計画を策定し、障害福祉サービス等の地域基盤整備を進めております。

障害福祉サービスの計画見込み量の達成状況につきましては、訪問系サービスでは、ホームヘルプサービスについて、目標を超えて達成をしている状況でございます。

次に、日中活動系サービスにつきましては、旧法施設や小規模通所授産施設、福祉作業所の新体系移行が、平成18年度から平成19年度の間では、ほとんど行われていないため、平成19年度末時点では、達成していないサービスがほとんどとなっております。

児童デイサービスにつきましては、障害児童センターが、平成18年度に新体系に移行したため、計画見込み量を達成いたしております。

なお、平成20年度に事業所に対しまして、新体系移行の促しや説明を積極的に行いました結果、平成21年度には、多くの小規模通所授産施設や福祉作業所が、生活介護や就労継続支援B型に移行をする予定となっており、平成21年度には、日中活動系サービスが大幅に増加する見込みとなっております。

また、残りの市立施設につきましては、平成22年度に移行を予定いたしておりますので、平成21年度から平成23年度を計画期間といたします、第2期障害福祉計画において反映できるものというふうに考えております。

○上村高義委員長 萩原課長。

○萩原自治振興課長 自治会からの防犯灯新規設置申請を5月末日までに提出していただき、11月中に設置工事を行うまでの期間における事務の内容についてでございますが、新規設置申請の提出を受けた後、要望箇所におけます現場確認、自治会長との協議、小柱を設置する場合は、水道管等の地下埋設物の確認、さらには、電力会社への申請書類の整備等を行っております。

自治会からの要望箇所につきましては、防犯対策の面からも、早急に防犯灯の設置が必要な箇所もあることは理解しておりますが、これらの手続が必要なことか

ら、11月中の新設となっております。

続きまして、防犯灯を、自治会長以外の申請で設置することがあるのかにつきましては、自治会に属さない市民の方からの申請でありまして条件が整えば設置しております。この場合、設置後の維持管理につきましては、原則として、申請者が行うものとなっております。

ただし、いずれの自治会のエリアにも属さない場所で、申請者に防犯灯の維持管理が困難である場合は、防犯を優先し、市が管理している防犯灯もございます。

続きまして、地域活性化事業補助金の均等割と世帯割の金額改定の経緯と、現在の金額に対しての認識でございますが、金額改定の経緯につきましては、改定前は、均等割が、1校区当たり50万円、世帯割が、1世帯当たり100円でしたが、平成15年度に行財政改革の一環として、10%カットさせていただき、現在の均等割45万円、世帯割90円にさせていただきました。

現在の金額に対しての認識でございますが、校区全体で見ますと、平成15年度から19年度までの予算執行率の平均は83.7%となっております。妥当な金額であると認識いたしており、各校区におきまして、事業内容を精査しながら実施していただきたいというふうに考えております。

○上村高義委員長 水田次長。

○水田生活環境部次長 質問番号6番の、資源ごみ収入に係ります2件の答弁でございます。

ペットボトルの単価ということで、19年度決算におきましては60.9円となっております。

それから、質問番号22番の、可燃ごみ収集運搬委託料に係ります、直営と委託のエリアと、それから、1炉運転を目

指した目標数値と、これまでの取り組みということでございます。

まず、直営と委託のエリアでございますけれども、全世帯に対する比率におきましては、直営では約75%、委託で25%となっております。

それから、1炉運転を目指した目標数値では、1炉、約2万7,000トン为目标数値といたしまして、19年度の焼却量では2万8,584トンになっておりまして、残り約1,500トン近く目標数値まで達しております。

それから、これまでの1炉運転を目指した減量の取り組みということがございますけれども、平成13年2月から、家庭系のごみの排出におきまして、ごみ袋の透明、半透明の取り組み、それから、資源の11種分別、それから、最近では、雑紙の資源化ということで取り組んでおります。

それから、23番の、不燃ごみの搬出処理委託料に係ります廃プラをリサイクルした場合に、委託にどのような影響があるのかということでございますけれども、不燃ごみの組成分析の中では、比率では約35%が廃プラが混入しております。それをリサイクルするとなれば、当然、その35%の部分が委託料に影響するというので、19年度の決算でいきますと、約3,700万円ぐらいは減になるのかなと思います。

当然、そのことによりまして、フェニックスの埋め立ての処分委託料も、当然その分が減量いたしますので、委託料もその35%分には影響があるでしょうということでございます。

○上村高義委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 質問番号25番、事業者データベースの新規事業所の管理について、委員のご指摘のとおり、市内

工業系事業所全体の把握の観点から見まして、削除の管理はできておりますものの、分母となる全体数の精度が悪ければ、データ管理は十分とは言えません。

これは、当時、約730万円の調査費用は、国の全額負担でありましたが、次年度からのデータ維持管理は、市の単独負担となりますことから、限られた予算の範囲内で、当初データの管理とホームページの掲載登録に重きを置かざるを得なかったと考えております。

ただ、今後、市内事業所の把握からかかんがみますと、新規事業所の管理は必要と考えており、既に、来年度に向けまして、既存データの管理作業を洗い直し、新規事業所の開拓に取り組んでいけないかと、契約変更も含めまして、データ管理事業者と詰めており、引き続き、充実した事業所データベースづくりに努力してまいりたいと思います。

○上村高義委員長 田橋参事。

○田橋産業振興課参事 それでは、市民農園の団体の定義なり、人数なりは何かという質問と、個人貸しについて、検討します、検討しますと答弁しているが、一体どうなっているのかというご質問にお答えさせていただきます。

市民農園の運営は、摂津市市民農園設置要領の第1条に基づき、老人クラブやこども会、自治会等の団体に貸出をしているところでございます。

この団体の定義ですが、老人クラブやこども会、自治会等の、地域活動に取り組んでいただいている団体を基準にしております。

ですから、市民農園の申し込みをするのに、知人ら数人の方が集まって、団体だということでも言われても、該当団体にはならないということでございます。

続いて、個人貸しについて、何を検討

してきたかというご質問であります、摂津市のような都市型農業では、宅地並みの税金に見合った農業経営をすることは困難なことでございます。また、農地は、一旦、駐車場や資材置き場に転用すれば、農地として復活することは困難なことになります。

市民農園運営は、市街化区域の農地が年々宅地化になっていくのを防ぐため、摂津市の農地の保全をしながら、農空間も確保しつつ、農のあるまちづくりを目的に、公的資金を使って運営しているもので、その内容として団体に無償で提供しているものでございます。

団体貸しの利点として、1点目は、農地の効率的利用が図れることとでございます。現在、総耕作面積で、5,451平方メートルを、25団体、332人にお貸ししているわけで、一人当たりを単純に計算しますと、16.41平方メートルとなります。

これは、団体ごとの大きな区割りをして、その区割りの中で、通路もつくらずに、数人の会員さんに耕作をしていただいているから確保できている面積で、これを個人貸しにしますと、15平方メートルでは、周りに隣接のトラブルを避けるために、通路で区切るということとなります。そうしますと、15平方メートルの区切りの周りに、20センチの通路をつくると、一区画で3.2平方メートルの農地が通路としてつぶれるということになります。限られた農地の中で耕作していただける面積が、全体で、個人割にしますと17.5%減ることとなります。

やはりこの農地を有効に使うには、団体貸しが好ましいと考えております。

2点目としまして、市民農園の秩序維持が図れるということとでございます。

除草や予防、近隣住民とのトラブル、また、農業者が水道を引っ張っておられるところもあります。団体の中で、水道代として、定額の水道代金を徴収しておられるわけですが、平等に水道量を守ってもらうとか、そんなことも、それぞれの団体の中で管理していただいております。ですから、役所がほとんど関知していないということですが、これが、個人貸しになると、隣地間のトラブル等は役所が仲介に入らなければなりません。また、緊急的な通知、連絡についても、団体だと、25団体の代表の方にすればいいんですけれども、個人ごとの対応となります。

この市民農園事業は、農地の保全を目的とした事業ですので、財政難の中、市の経費の増加になることは避けなければならぬと思っております。

3点目に、団体の公共性を根拠に無料貸出ができるということでございます。個人貸しは、農地整備が完全でなければ個人貸しが難しく、現在お借りしている農地は、施設として何も手を加えず、現状のままお借りして、区画割だけをして団体にお貸ししております。設備環境をきちんとしなければ、権利関係にも問題を生じる可能性もあります。

また、個人貸しした場合は、市が借りた農地を個人に無料でお貸しするという理由がなく、有料となります。

一つの農園の中で、有料や無料の整合性を考えますと、従来どおり、団体貸しで実施していきたいというように考えております。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 どうもご答弁ありがとうございます。

まず、1点目の、この不納欠損の分で

やっておられるということでございます。

しかしながら、現実といたしましては、やはり収入の未済額というのは毎年計上されているという、そういう現状でもございますので、例えば、口座振替ということにしますと、例えば、手数料、4円なり5円なりかかってくるんじゃないのかなというふうに思いますし、また、先ほどもご答弁の中でありました、コンビニ収納につきましては、もう少し高いような形で手数料がかかってくるかもしれないということでもありますけれども。

例えば、この口座振込でいきますと、児童、保育所へ入所されている方の数を単純に掛けますと、約7,000円程度ぐらいになるのかなと、短期入園ですね。また、コンビニ収納、例えば、50円なり60円なりかかってくるかと、9万円程度の手数料がかかってくるということでもございます。

しかしながら、この手数料を例えば市が負担しても、この収入未済額がそれ以上に減ってくるという可能性は多分大ではないのかなと、そういうふうに思いますし、また、現実に、保育所に入れられている方が、昼間、保育ができないというか、仕事行っているという中で、なかなか金融機関に行ける時間をつくるというのも、なかなかいかげんものかなということもあって、ですから、市民の方からも、そういう納付方法ですね、口座振替なり、また、コンビニ収納等々もちょっと考えていただけないかなと、そういうご意見もありますので、そういう手数料、たとえ市が負担しても、この収入未済額を減らしていけるということであれば、実施をしていただけるような形で、また検討していただければなと、そういうふうに思いますし、この収入未済額をゼロにするということが目的というか、目標

かもしれないですけども、これはするということではなくて、ゼロにできると、そういう体制ということで市としても考えていただければなど、そういうふうに思いますので、これについては、そういう形でお願いをしたいと思います。

それから、5番目の、決算書の62ページの、資源ごみ売却収入の件でございますけれども、先ほど、ペットボトルの単価ということで、60.9円ということでありました。

この平成19年度決算、予算は630万円計上されていて、現実としましては、決算では950万円ほどということで、3割強ぐらい増額になっているということであります。

しかしながら、平成20年度の予算は、この平成19年度の当初予算とほぼ同額のような形で計上されておられますので、この辺は市場単価等とも影響があるかもしれないけれども、これは、またしっかりと資源ということをちょっと強調していただいて、しっかりと回収できるような形、また、売却できるような形で、今後、またしっかりと取り組んでいただければなど。

また、そのリサイクルの推進という観点からも、また進めていただければなど、そういうふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

それから、決算書の94ページの、防犯灯設置工事の件でございます。

今ご答弁ありましたように、申請されてから、また、現場調査から、自治会さんのお話し合い、また、自立柱を建ててするということであれば、その埋設物の調査ということであったわけでございますけれども、やはり自治会としては、今、暗いというか、防犯上つけてほしいということで申請されていると思いますので、

その辺を踏まえて、もう少し、この夏場、摂津まつり等々もあって、業務繁忙ということもあるかもしれないけれども、その辺も、自治会の要望ということで、極力、速やかにおこたえするというようなことで、この工期の短縮については、また、今後しっかりと目を向けながら取り組んでいただければなど、そういうふうに思います。

もう1点、この自治会からの申請の件なんですけれども、今、新設もありますけれども、20ワットから36ワットに取りかえの分ですね。これについては、自治会の総会の折に、設置基準ということで、道路幅が4メートル以上とか、設置間隔25メートルとか、また、あと、取りかえについては、通勤・通学等で通行人が比較的多い場所というような、一応基準というものがあるかと思うんですけれども、この辺を、今後、防犯の観点で、要は、明るい地域をつくるということで、その辺で、またしっかりと、この条件については、またちょっと緩和というんですかね、削除というんですかね、ちょっとまた検討していただければなど。

長年やっておられる会長さん等々については、ある程度、運用面があってもきくかということもあるかと思っておりますけれども、新任の方については、四角四面でという形で見えていく方も中にはおられようと思っておりますので、その辺で、説明の際には、こういうこともあるけれども、防犯上、20ワットから36ワットへの取りかえということであるならば、地域が明るくなって、防犯上、効力ありますよということを踏まえて、しっかりとその辺は説明をまたしていただければなど、そういうふうに思いますので、その辺で要望とさせていただきますので、またよろしくお願ひいたします。

この決算書の94ページ、防犯灯維持管理費補助の件でございます。

この前もちょっとお聞きしたのは、平成17年度については、7灯から、平成16年度は63灯、これは、自治会申請とか、地域の申請ということではなくて、警察等のパトロールの中で、ここに付いたらどうかという設置件数は、平成17年度、また16年度であったかと思うんです。

その辺で、この19年度の中で、そういう警察等々からの新設の要望があったかどうかというのをちょっとお聞きしてたと私は思っておりますので、その辺がもしわかれば、教えていただければなど、そういうふうに思います。

それから、防犯灯維持管理費の件で、20ワット、36ワットの補助金ということで800円出されていると思います。これ、毎年、各自治会さんから、この設置灯数の報告を受ける際に、20ワット何灯、それから、36ワット何灯つけてますよと、そういう内訳をつけて報告されていると思うんです。

さらに、今、20ワットから36ワットの取りかえで、各自治会さんからのちょっとお話があるのは、維持管理にどうしてもお金がかかってくると。球が切れても、20ワットの方であれば1,500円とか1,600円ぐらいでいけるかもしれないですけども、この36ワットの方を取りかえようとするれば、倍から2.5倍ぐらいのお金がかかってくるということですので、せめてこの36ワットの補助金の今800円という一律の分を、36ワットだけちょっと切り離して、そして、増額をしていただきたいと、そういうお話も自治会の方からあるわけなんです。

そういう意味で、この補助金について、

どういう認識を持っておられるのか、今後の考えについて、この1点をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、決算書98ページの、地域活性化事業ですね、この分については、平成15年度から、均等割が45万円、世帯当たり90円に下がりましたということでございます。

これにつきましては、今、地域活性化ということで花をつくったりとか、また、防犯活動をされたりとか、地域の祭りですか、そういう形で、地域の特色を生かしてされているという中で、これは要望なんですけども、この地域活性化というのは、地域に特化したというか、特色を出すというか、そういう意味も若干あるかと思うんです。そういう意味からしても、この地域活性化の効果、こんなんやってますよと、そういうようなものが情報交換できるような、一応、会議というんですかね、打ち合わせできるような場を持っていただければなど、そういうふうに思いますので、これについても要望とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、決算書の108ページの、非常勤職員等賃金の件で、今、各サービスコーナーの件ですね、今後、時間の統一ということでまた検討していただけるというようなことでございます。

今後、また、一律という形で、統一の方向でまた検討していただければなど、そういうふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

この市民サービスコーナーの件で、ちょっと1点だけご質問させていただきたいんですけども。

今まで、この平成20年度、母子手帳につきましては、健康福祉課の方で配布ということで、そのときは、保健師さん

の指導というか、お話しも聞けますよという体制があると思うんですけども、これが、市民サービスコーナーで渡すときには、あとどういうフォローされているのかなと、そういうことだけ、1点だけ、この件についてお聞きしたいと思います。

それから、決算書の122ページ、障害福祉計画の件でございます。

今、この平成20年度につきましては、次の第2期の計画をつくっておられるというようなことでございますけれども、これにつきましては、やはり摂津のまち、今、少子高齢化というような形でもございますし、社会的にも、この福祉というものにしっかりと目を向けておられるような状況でもございますので、その辺で、第1期の分をしっかりと踏まえて、この平成20年度作成します、来年度から始まります第2期の分ですね、また内容、この摂津のまちでしっかりと定住していただけるというか、安心して住んでいただけると、そういうふうなまちづくりを目指して、この第2期の分については取り組んでいただければなど、そういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、決算書の126ページの、JR千里丘のエスカレーターの件でございますけれども、これ、3年間ということと管理委託をしているということとでございます。したがって、来年度からは若干体系が変わってくるのかなと、そういうふうには思うんですけども、しっかりと保守点検の内容を審議していただいて、この委託料についてもまた検討していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、128ページの、地域福祉活動拠点の分ですね。

これにつきましては、今、各中学校区へのコミュニティーソーシャルワーカーの配置とか、いろいろと福祉の面で取り組んでいただいております。

これにつきましても、今後、今、中学校1か所に活動拠点を設けるといような形で今取り組んでいただいておりますけれども、今後、またしっかりと予算措置をしていただく中で、小学校区1か所目指して、今後早急に取り組んでいただければなど、そういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

これも要望とさせていただきます。

それから、決算書132ページの、国保特別会計の繰出金の分です。

今ありましたけれども、おおむね見れば、この法定外の繰出金につきましても、北摂の中で真ん中ぐらいになるのかなと、そういうふうに思っております。

やはりこの法定外といいますか、この繰出金というのを、やっぱり一般会計から見ると、この繰出金とか、あと公債費の返済の分ですね、この辺、結構重みがあるのかなと、そういうふうに思う中で、やはり市民の保険料の減額というんですか、そういう面で法定外とされていると思います。

今後、またしっかりと、この辺については国保の特会もあろうかと思っておりますけれども、国保の財政とか一般財政をまた踏まえていただいて、この辺しっかりと、今の保険料の減額となるような形の、この法定外の分については、今後もまた継続というよう形で取り組んでいただければなど、そういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、134ページの、独居老人の件でございますけれども、今、独居老人の数ということで、1,203人ということでご報告がありました。

やはり、今、特に、この独居老人の孤独死というのが、若干社会的な問題ということでもされております。摂津市といったしましても、ヤクルトさんの一声運動とか、老人会からの訪問、また、自治会からの敬老の日のお祝い等々も含めた訪問、そういう形もあろうかと思えますけれども、そういう中で、どうしてもやっぱりかぶってくる方もおられると思えますし、そういう点ではゼロかもしれないと、訪問が、いうこともありますので、この辺の訪問ゼロという数字はやっぱりなくすべきではないのかなと、そういうふうに思いますので、その辺で、この老人の祝い訪問事業等々も含めて、ほかの老人さんへの訪問の事業を、また充実していただければなど、そういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、可燃ごみの収集運搬の件、決算書の162ページでございます。

これ、今、1炉運転に向けて、あと1,500トンですか、いう形でありました。

やはりこの可燃ごみを減らすということでは、この決算書でいきますと166ページにあります、灰運搬処分の委託料、フェニックスの分ですね、いうことへのこの委託料の減額にもなってこようかと思うんです。

そういう意味で、やはりこの可燃ごみ収集に関しまして、分別を、また市民の理解も得る中でまた進めていただければなど、そういうふうに思います。

また、このごみ収集の直営と委託のエリアの分につきましては、やはり委託されている業者と直営の少しばかり温度差があるかと思うんです。

ということで、これを、例えば、入れかわりやるとか、エリアを毎年かえてやるとかいう形で、一定、市民平等に意識啓発をしていただけるような形で取り組

んでいていただければなど、そういうふうに思いますので、その辺もまた検討していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、不燃ごみ搬出処理の委託料の分でございます。

今、報告の中で、不燃ごみの中で、約35%廃プラができるのではないかなと、そういうふうなご答弁もございました。

やはりこれにつきましても、やっぱり今のリサイクルという社会状況の中で、今後、しっかりとこの廃プラの部分につきましても取り組んでいただければなど。また、その辺も市民の協力というか、理解も得なければいけないかと思うんですけれども、その辺も、そういう中で、市民の今現状でも、しっかりと分別という形で、市民の方が協力していただけているんじゃないかなと。他市に先駆けてと思いますので、その辺で一般質問もさせていただきましたけれども、この不燃ごみの回収の件ですね、増ということで一般質問させていただきましたけれども、この辺の回収も含めて、このリサイクルにもしっかりと取り組んでいただければなど、そういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、決算書の172ページの、市民農園の設置委託料の分でございます。

やっぱり利点ということで2点ほど効率的な面、また、秩序の維持ということで、大きく2点あるということでご答弁がございました。

やはり特に高齢化になってくるということではなくて、若い方でもこれやっぱり土に親しみたいという方がだんだんふえてきているように私は認識しておりますので、その辺で、1週間前の委員会のときですか、お話もございましたけれど

も、やはり市民農園に貸し出せる土地の拡大につきまして、今後またしっかりと取り組んでいただければなど。

やはり土に取り組むというのは健康増進にもなってこようかなと思いますので、その辺も含めて、この市民農園の貸し出しの面積ですね、箇所数につきましても、またふやしていただけるような形での取り組みをお願いしたいというふうに思います。

それから、最後になるかと思いますがけれども、決算書176ページの、事業所のデータベースにつきまして、先ほどもご答弁がございましたけれども、やっぱり今、創設のときは、国の負担で、いつときしっかりと汗を流してやっていただけたんじゃないのかなと、そういうふうに思いますし、また、それ以降は、また、市の単独ということではしているというお話もありましたけれども、やっぱり平成19年度、120万円ほど活用させていただいておりますので、その辺で、投資対効果あるように、あと、この辺のデータベースをしっかりとやっていただければなど、そういうふうに思います。

また、もう1点、ホームページなんですけれども、これがなかなか検索するのがちょっとしづらいというような認識とか、意見もございますので、その辺で、ホームページ上で、摂津市のホームページを開いたときに、このデータベース、すぐに飛んでいけるような形でのまた表示の方法いうんですかね、システムにつきましても、今後、検討していただければなど、そういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○上村高義委員長 阪口課長。

○阪口健康推進課長 それでは、母子健康手帳の窓口配布につきましてのご質問に対しまして、私どもの方からご答弁さ

せていただきます。

ご案内のとおり、本年の4月から、健康推進課の窓口で、これまでの市民課から私どもの方で、母子健康手帳を交付するというふうなことにさせていただきまして、妊娠の初期から、各種の母子保健サービスの情報を提供するというふうなことで体制をとっております。

私どもの窓口のほかに、これまでの利便性もやっぱり考慮しなければならないというふうなことで、市内のサービスコーナーで母子健康手帳を交付しているというふうなことでございます。

その折に、後のフォローをというふうなことでございますけれども、妊娠連絡票というふうな用紙に記入をしていただきまして、その用紙が、私ども健康推進課の保健師の方の手元に返ってまいります。それを検討といいますか、チェックをいたしまして、いわゆる二十歳未満のご夫婦、いわゆる若年のご夫婦の出産、あるいは妊娠後期、28週以上で出された方、あるいは35歳以上の初産といった、いわゆるハイリスク妊婦さんというような方を抽出いたしまして、私どもの保健師あるいは助産師の方からお電話をさせていただき、また、面接をさせていただきまして、各種の保健サービスを同様に提供させていただくと。また、健康状態もお聞きするというような体制で臨んでおります。

○上村高義委員長 萩原課長。

○萩原自治振興課長 平成19年度において、警察からの要望により防犯灯を設置したことがあるのかについてでございますが、平成19年度はなかったように記憶しております。

ただ、先日、摂津警察署の方から、防犯対策や交通安全対策について、警察と市が共同してできないかとの打診があり

まして、今後、検討することになっております。

この中で、警察官の夜間パトロールによる情報提供を依頼したいというふうに考えております。

次に、20ワットと36ワットの防犯灯の同額補助金の認識についてでございますが、20ワットから36ワットへの取りかえ申請が進み、36ワットの設置総数が196灯と多くなっていること。また、36ワット球の維持費としまして、20ワット球より高額になることは認識いたしております。

しかしながら、財政状況もあり、現況では、ワット数に関係なく、1灯当たり800円の補助となっております。

今後につきましては、財政状況を勘案しながら検討したいというふうに考えております。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 ご答弁ありがとうございます。

初めの、防犯灯維持管理の件ですね、これにつきましては、やはり明るい地域をつくるという観点で、地域といたしましても、20ワットより36ワットが明るいというご意見もやっぱりかなりありますので、その辺で、この補助金の分については、また検討していただければなと、そういうふうに思います。

今、地域におきましても、1戸1灯運動につきまして、2年ぐらい前ですかね、回覧等々をつくっていただく中で、市民への啓発をしていただいているということでございますけれども。

ちょっときょうの新聞なんですけれども、箕面市さんですか、いう中で、全部局で啓発活動に取り組む統一キャンペーンを始めたということで、大事なのは1戸1灯運動で、門灯や玄関灯を一晩じゅ

う点灯して、犯罪を未然に防ぐのがねらいということで、こういうキャンペーンも、この11月から1月にかけてされているということでございます。

やはりこれは、暗がりを少なくするというので、やっぱりひたくりや性犯罪を防止する効果が高いというようなことでもされるということですので、この辺で、市全体としても、こういう引き続きのキャンペーンもいうんですかね、含めて、今後また検討していただければなと、そういうふうに思いますので、またよろしくお願ひしたいというふうに思いますし、また、この1戸1灯運動につきましては、やはり市民の方からも、門灯をつけておられる、そういう住宅街というか、そういうところに行きますと、やっぱり明るいという認識があるということですので、この辺も、この地域の啓発も含めて、この1戸1灯運動について、また自治会の回覧、また、広報せつつ等での掲載も含めて、また継続していただければなと、そういうふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

もう一つ、この母子健康手帳の件でございますけれども、やはり特に一人目の出産のときは、やっぱり不安が大きいと思うんです。二人目、三人目となると、やっぱり一人目のときでそうしてなれると言ったらちょっと語弊があるかもわかりませんが、状況の判断がやっぱりしやすくなるということでもございますけれども、やっぱり特に一人目のときは不安が大きいと思いますので、この辺は、しっかりとまた保健師さんとの面談を、平成20年度、健康推進課の方でやっておられますけれども、しっかりとまた取り組んでいただければなと、そういうふうに思います。

これは、もう一つ、今、男女共同参画

という観点から、母子手帳という言葉、これは、例えば、男女平等という中で、例えば、親子手帳にするとかいうことも含めて、今後また取り組んでいっていただければなど、そういうふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。
○上村高義委員長 村上委員の質問が終わりました。

ここで、山崎委員より、先日の委員会での発言訂正の申し出がありましたので、許可します。

山崎委員。

○山崎雅数委員 ありがとうございます、発言を許可いただきまして。

先日、認定こども園の論議の際に、私、国が進めようとしている保育園との直接契約方式の導入、これが、保育、子育て支援の公的責任の放棄であるというふうに指摘すべきところを、公的責任を問うという際に、幼保一元化に問題があって、幼保の役割が異なり、保育園に幼児教育の役割、重視されてないというような論調になったことに対して、決してそのようなことではないと、しっかり教育やっておられるということで、訂正をして、おわびしたいと思います。

不勉強で、非常に申しわけありませんでした。

○上村高義委員長 ほかに質問ありませんか。

川口委員。

○川口純子委員 それでは質問させていただきます。

民生費全体の割合で、構成比率ですけれども、大阪府下、下から6番目ということで30.9%、こういう中で、平成19年のテーマは、基盤整備と子どもと、そういうことだったんですけれども、そういう点から見ても、この民生費全体としては、やはり私は、まだまだ足りない

というふうに思いますけれども、予算全体として、この民生費の割合というか、さらにふやしていこうという、子育て支援ももっともっとしていこうという、そういう考え方については、19年の決算から見てどうお考えなのか。佐藤部長でも結構ですし、副市長でも結構です、お答えいただきたいと思います。

決算概要で質疑したいと思います。

51ページの、摂津まつり振興会補助事業です。

これは、平成19年の摂津まつりのときに、一般質問でも問題にしてみました。

この中で、自衛隊協力会ですかね、そういう中の皆さんの中で、自衛隊装甲軽機動車というのが展示されました。このことについては、憲法を守り、人間を尊重する平和都市宣言を行っている本市としては、やはりイラクに派遣されている、この同型の機動車を展示するという、こういうことについての問題を指摘してきました。

その後、摂津まつり実行委員会の中で、どのように、この間、経過ありますけれども、確認をしておきたいと思います。

51ページの、地域活性化補助事業ですが、資料を先日いただいておりまして、この中身についてはよくわかりましたし、今、村上委員の質問の中でもいろいろ出ておりました。

地域活性化補助事業の精算のやり方、きちんとされているのか、領収書偽造とかそんなことになれば、もうなかなか解明ができない部分もあるんですけれども、その辺のところはどのようになっているのか、精算の透明性の確保が必要だと思いますけれども、それをお聞きしたいと思います。

58ページの、市民課にかかわる問題で、個人情報保護とか、障害者自立支援

法、こういう法律ができて、例えば、年金の現況届けを出すにつきましても、住民票などが要るわけです。後見人になっている場合、後見人本人が住民票をとりにいけばいいわけですが、残念ながら、それも行けない場合に、同じ家族がとりにいったときに、障害者本人の委任状が必要であるとか、これまでそういうようなことが、ちょっと対応の中で出てきております。

重度の障害がある方で、委任状も書けないというのが当然わかっているのに、ちょっと前までは、その委任状さえあればオーケーということで、住民票を出していただいたりもしたことはあると思うんですが、私、やっぱりこれはおかしいなと思いつつ、疑問に感じておりました。

今、自立支援法などができて、そういう書類などを出すにも、やはり本人確認というか、後見人の確認をするということが出てきていると思うんですが、窓口ではどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

それから、67ページの、地域福祉活動拠点整備事業、これは、今後どのような計画を持っておられるのか、お聞きしたいと思います。

先ほどの村上委員の中でもちょっと出てきたかもしれませんが、再度、確認をしたいと思います。

それから67ページの、社会福祉事業団のこの事業です。

昨年、多分、監査も受けておられると思うんですが、事業団で長年働いておられる職員の方の労働条件であるとか、待遇であるとか、そういう中で、監査の結果含めて、どのような状況で改善をされてきているのか、問題点はないのか、お聞きしたいと思います。

68ページの、障害者雇用助成事業、この中身について、どうであったのか、確認をしたいと思います。

69ページの、コミュニティーソーシャルワーク事業です。

これは、先ほど、村上委員も質問してはったと思うんですが、これが福祉の窓口ですね、あるわけですが、地域の皆さんが、5中学校区に分かれて、それぞれソーシャルワーカーがいてるわけですが、実際に、コミュニティーソーシャルワークということもなかなかわかりにくいと。実際に、事務報告を見ますと、福祉の制度などの相談であるとか、そういうことがたくさんやられてたり、障害者の方であるとかということなんですが、社会福祉協議会や市役所、地域福祉課、第二中学校区などはあけぼの工作所の中の方が担当しておられますけれども、こういうのが、市民の中でほんとにまだまだ知られてないんじゃないかなと、そういうふう思うんですが、例えば、民生委員さんとかどういう連携になっているのか、確認をしたいと思います。

74ページの、高齢者の住宅支援事業の家賃助成の補助金の問題です。

これも、長年にわたって制度をやっておられるわけですが、今、介護保険料が上がり、それから、後期高齢者保険料とか、そういうのがどんどん年金から天引きになって、これまでの年金で生活をされておられた方の中からも、本当に苦しいという声がたくさん寄せられてきています。

そういう中で、この制度が長年にわたって、家賃を、5万円を限度として、3分の1補助だけれども、1万円を限度ということで、大変喜ばれている制度なんですけれども、私は、もう少し、大澤委員も質問しておられたと思いますが、所得

制限を引き上げることであるとか、家賃の限度額を、もう少し実態的に引き上げてあげるとか、もう少したくさんの方が受けられるような制度にはできないのか。

2, 933万円のこの予算の中で2, 820万円ということなんですけれども、もう少しこれ充実ができないのか、検討できないのか、お聞きしたいと思います。

概要の75ページの、高齢者移送サービス事業ですが、これは、この定義が、外出が困難な高齢者を福祉車両で移送すると。福祉車両ということなんで、車いすつきでない移送できないんですが、実際には、車いすを使用するほどでもないけれども、なかなか一人で病院に行けないと、そういう方たちが、なかなか少ない年金の中で、タクシーを利用しなければならなくて病院に行くとか、そういう高齢者の方もふえてきております。

この高齢者移送サービス事業について、制度の制限があるのかもしれないけれども、例えば、要介護、要支援、境目とか、そういうのというのは、なかなか人によって違うと思うんですけども、車いすがなければ移送できないということ、もう少し改善の余地がないのか、お聞きしたいと思います。

次に、国保年金課の窓口のプライバシー対策として、ユニットパネルが設置されました。そういう中で、いろいろ相談に来ておられる方、たくさん多くなっております。

しかし、プライバシーが本当に守られているかと言いますと、まだまだ、これは職員の方の対応は、私はよしとは思いません。

国保課の窓口に座っておりますと、もうどんどん聞こえてきますし、カウンターで、もう大きな声で、やはりいろいろな方の相談をしておられます。これは、そ

の方だけの、職員だけの問題というふうにはとらえないで、やはり相談を受ける方の立場に立って対応していただきたい。何のためにユニットパネルを置いたのか。

そこら辺でいきますと、国保年金窓口の改善はまだまだしなければならないと思いますが、この間、どのように指導されてこられているのか、お聞きしたいと思います。

80ページの、保育にかかわる部分ですが、保育所の入所の関係ですが、公立保育所の職員の実態です。

非常勤、臨時職員、この職員の方たちが、やはり公立保育所ではふえておまして、摂津市役所全体の中の非常勤、臨職の、そういう中の割合の中でもかなり高い。毎年、毎年、保育士さんの採用、先日、正職も採用したという、そういう報告もありましたけれども、この職員の配置、それから、非常勤、この配置の問題についてどう考えておられるのか。

やはり正職できちんとやっぱり採用すべき、そういうふうを考えておりますけれども、その辺のことについてはどのような考えでしょうか。

それから、一時保育の入所の状況です。

例えば、3歳未満児で2, 268人の、1年間で一時保育の入所があります。

この一時保育というのは、週二日勤務の方も預けられるというふうなことやったと思いますけれども、実態として、今、公立も私立も、入所が115%になっているという中で、ことは、まだ少しあきのあるところもあるかもしれませんけれども、ほぼ満杯の状況で、目いっぱい子どもが入っていて、子育て支援センターが、その2, 268人の一時保育のほぼ半分、1, 156人を受け入れていると、そういうことなんですけれども、3歳以上児でも、1, 152人のうち630人

ですから、子育て総合センターがこの一時保育でかなり使われているんだなというのがわかるわけですが、これだけ一時保育が多いという中で、やはり保育士は私はやっぱり足りないんじゃないかと、そういうふう思うわけですが、本来の一時保育、やっぱり一時的な保育ですから、働いておられる方の子どもさんを保育するということでは本来はないんじゃないかなと思うんです。

その辺のところではどう見ておられるのか。年々ふえ続けていると思うんですが、この一時保育に予約するのなかなか大変というふうにお聞きしております。

そのことについてお聞きしたいと思います。

80ページの、家庭児童相談室の運営事業です。

これは、摂津の中で、私はいつも言っております。大変いいものをつくっていただけてきたなというふうに思っております。

家庭児童相談室のチラシというのは、こういう感じで、なかなか余り目立てへんところもありますが、子育てハンドブックやこういうのがあから、どこに相談すればいいのか、そういうのは割と、ほんとにこれはいいなと思っております。

そういう中で、この家庭児童相談室、事務報告書を見ますと、やはり児童虐待の問題の中で、498件の相談で、言語発達の問題とか、虐待の相談とか、そういうのがふえております。年々ふえ続けていると思いますが、この人の配置ですね、それから、休みもとってはるのかしらと思うぐらい心配をしておりますけれども、人の配置は十分なのか。資格を持った心理判定のできる、そういう方たちの体制など、どういうふうになっているのか、お聞きしたいと思います。

臨職の賃金と報償金というのが上がっておりますけれども、このことについて確認したいと思います。

80ページの、助産施設の入所承諾のこの内容について確認をしたいと思います。

83ページの、母子家庭自立支援事業、支援員の報酬として207万6,000円上がっておりますが、これの相談内容が、やっぱり母子福祉資金が、相談の186件のうち158件になっております。

この母子福祉資金の制度というのが、なかなかすぐに活用できにくいという、何か月かかかるというような、そういう中身が、これは摂津の制度ではないのであれなんです、十分に母子支援員の方たちと相談がうまくいっているのか。ほかのいろいろな制度にもつないでいただけてるのか、その実態について確認をしたいと思います。

それから、生活保護費のところ。84ページのところです。

保護件数について、ケースワーカーの状況です。

ケースワーカーが、摂津では、一人当たり何件ぐらい担当しておられるのか。

それから、私は、前からちょっと取り上げておりますが、女性ケースワーカーをなぜ配置してこなかったのか。一般質問の中でも答弁があったわけですが、いろいろな相談に乗っていくのに、やはり女性のケースワーカーがなぜいないのかなと思います。大変疑問に感じておりますが、このことについて、やはり配置すべきであると。実際に作業しておられて、いろいろ相談を受けられて、女性のケースワーカーが要るなというふうには感じておられると思うんですが、このことについて、女性のケースワーカーを配置する考えが今後あるかどうか、検

討するのかどうか、確認したいと思います。

一人当たりの担当件数とお聞きしたいと思います。

それから、生活保護費の中で、廃止をされた方が139世帯、198人ですが、この中で亡くなった人というのはどれくらいおられるのか。亡くなったことで廃止をした方、そういう方は何人くらいおられるのか、確認したいと思います。

90ページの、妊婦健康診査事業です。

妊婦一般健診委託料、これが、今、5回になっているわけですが、どんどん今、もう14回にするところとか、実際に、やはりなかなか少子化と言われている中で、子育て支援策が広がってきておりますけれども、これの助産院で出産をされる方もふえてきておりますが、それから、助産師さんで自宅出産の方もおられるかもしれませんが、そういう人たちの、こういう補助というのは、どういう精算の方法になるのか。

それから、もう一つ、乳児健康診査の部分も、出産したその助産院などで、子どもの健診に行ったときに、病院とはちょっと違うようなことになっていると思うんですけれども、その辺のところはどうすればいいのかわからないし、できないと思っておられる方もおられるようなんです。

そこをお聞きしたいと思います。

それから、健康づくり年間日程表というのが出されています。

これ、ほんとに頑張っていて、いろいろ色も使ってつくられた、保存版になっておりますが、私も老眼が大分きつくなってきまして、これでもやっぱり見にくいというか、色がいっぱいあり過ぎて、かえって見にくいというふうに思うんです。

こちらに、前はこういう冊子のやつやっ

たと思うんですが、こういう薬局などのことも書いてるんですけども、もう少し見やすいようにはできないのか。色がいっぱいあり過ぎて、かえってわかりにくいような気もするんですが、この辺は改善の余地がないのか、お聞きしたいと思います。

92ページの、飼犬等の保護管理事業です。

これは、大澤委員も質問されておりましたが、死獣処理をする数が事務報告に載っております、約800。そのうちの、所有者不明の猫というのが391で、48.8%にも上っています。

今、それぞれ猫の好きな人も嫌いな人もあるわけですが、地域で、猫を好きな人たちが、地域猫ということで、いろいろ地域との問題もあるんですが、何とか死なずに頑張ってもらいたいなことで、地域で、地域猫というような、そういう活動しておられる方もおられます。

吹田市などは、所有者不明の猫についての避妊手術の補助などもしているわけですが、こういうことについては、全く検討の余地がないのか。摂津市内の獣医さんのご好意によって、所有者不明の猫が、例えば、重症のけがをしていたり、そういうときですね、不妊手術でもそうなんです、少し安い金額でやっていただいたり、そういう獣医さんもおられるようです。

それぞれネットワークつくって、何とか所有者不明の猫をつくらないように努力しているという人たちもおられます。

この辺についてはどうなんでしょうか、検討は全然できないのか。私は検討すべきだと考えてるんですけども、お聞きしたいと思います。

それから、92ページ、93ページ、NO2酸性雨等の調査事業です。それか

ら、河川等の水質調査の問題です。

この事務報告を見てまして、NO₂酸性雨のこの問題では、日平均の最高値が0.069ppmで、1時間当たりの最高値が0.10ppmということで、かなり19年の3月、割と最高の、この国基準からしても高いなと思ったんですが、この委託について、この摂津の環境をどういうふうに見ておられるのか。いつとき、ダイオキシン問題とかそういうことで、かなり焼却炉の機能の問題とかについても議論したことがありますけれども、この結果についてどう見ておられるのか、確認したいと思います。

それから、河川の問題では、昨年もピーフォアの問題とかが出てきました。これについては、この水質調査をやっているわけですが、こういうものについては、ちょっと発見できてないというか、そういうことだったと思うんですけども、この辺のところについてはどういうふうに報告を受けているのか。去年のそういうことがあって、それ以降、どういうふうに指導や、環境を守るということで調査を続けてきているのか、確認したいと思います。

94ページの葬祭事業です。

この9月ですかね、多分、ほかの議員さんにも皆きてると思うんですが、こういう名前なしでお手紙きました。テレビでも報道されました。私も、前に、この業者のことについては一般質問で質問しています。

市営葬儀を扱う業者への指導について、この手紙を、もうほんと読むに耐えないぐらいの中身でありまして、ほんとにひどいなとは思ってるんですが、今、裁判中ということで、事実がどうであるのかというのは確認しないとだめですけども。

メモリアルホール、通夜や葬儀が行わ

れている式場でのこのようなセクハラがもし行われていたとしたら、もうほんとにこれはもう業者失格、そういうふうに思いますが、個人の問題として片づけられるような問題かなと、そういうふうにも思いますし、これの指導についてはどうされて、この間も含めてされているのか、確認したいと思います。

概要の96ページの、ごみ減量対策です。

先ほどからも質問が出ています。

一つ、私たちは、会派で、徳島の上勝町、今、テレビでもまたいろいろ報道されております。映画にもなるというようなことになっておりますが、視察に行つて、大変ほんとに驚きました。

ごみゼロ・ウェイスト、そういう活動をしておられるということで、34種にごみを分別して、みずからセンターに持ち込んでいくと、そういうようなことで、山合いの中で、協力し合いながら、ごみを燃やさないという、こういう村や、長野県にも行ってきましたけれども、ごみを出さないという、燃やさないということでの努力をされているわけですが、摂津市が同じようにはいかないということもわかるんですけども、先ほどからの答弁の中で、1炉運転へ向けてやっているわけですが、やはりもっと分別が必要であると。やはりもっと分別しないとだめだなというのを私も感じて帰ってきてるんです。

なかなか職員の方たちが、この分別を始めるに当たって、かなり地域に入られて、説明会を開いて、今ここまで到達してきています。しかし、この事務報告などで出ていますリサイクル費用などを見ていますと、まだまだもっとリサイクルすれば活用できるなというのがあると思うんです。

市民の皆さんには、これ、私は、もっとわかりやすいのにしてほしいというふうに前にも言ってるんですが、今、ようやくこの到達になってるんですかね。

高齢者の方でも、絵を見て、あ、これはこういうふうに出せばいいんだとわかるようにということなんです、これも保存版になるんだと思うんですが、私も冷蔵庫に張ってますけれども、大体これで網羅できてるというふうに判断されるんですかね。

こういう中で、もっと、例えば、ペットボトルのふたなども、この絵の場合は、燃えないごみでほかしてくださいと書いています。これはリサイクルできるわけですよ。そういうことについても、もっと市民の合意も要りますけれども、思い切って、もっと分別を進めていくということがやはり必要ではないかなと思うんです。

そういう点で言うと、やっぱり職員の方たちがもっと努力をしていってもらわなければなりませんけれども、その辺のことについてはどう考えておられるのか、1炉運転も含めて、できるのかできないのか、可能性として。先ほど、あと1、500トンというふうにおっしゃいましたけれども、その辺のところはどうなんでしょうか、お聞きしたいと思います。

農業祭です、102ページ。

農業祭は、もうこれは要望にしておきますが、ことしの農業祭が、いつもの11月の第2土・日じゃなくて、市長の都合に合わせて、第1土・日になったということで、残念ながら、カニがなかったと、カニがなくて、活気がない。何も市長の日程に合わせる必要はないと、そういうふうに思います。関係ありますよ。こられましたか。もう全く活気がない。

これ、農業祭というのは、先ほど、農

のあるまちにすると。そういう中で、市民がやっぱり新鮮なものを、できるだけ安く、おいしく食べられるという、そういうのもあると思うんですね。摂津と提携しているそういう、市と交歓できるということで、大変喜ばれてると思うんですが、例えば、抽せんの問題でも、もうかなりことしは暑くて、もう長蛇の列ずっと並んでおられて、それだけで大変くたびれちゃう。

それから、例えば、おもちとかも数が制限されて、家族連れで来ても、なかなか全部に行き渡らないような制限があるとか、そういうことが声として聞いておりますけれども、もうほんとに売り切れ御免で、もう市民の人たちに、安く、おいしく、新鮮なものを提供するというふうなことで、農業祭のあり方ね、楽しんでいただくということで、もっと改善すべきではないかなと思いますけれども、ぜひ、もう来年になってしまいますが、来年に向けては、大体、11月のやっぱり第2土・日でやるというのが市民にも定着してきていると思いますし、市民健康まつりなどの、ちょっと場所が離れてしまいましたからあれなんです、そういうことについても改善をしていただきたいと、来年に向けて、思います。

市民農園の問題は、もう先ほど村上委員もおっしゃいましたのであれですが、今度、千里丘東五丁目の市民農園もなくなるのではないかという話を聞いております。

結局、やっぱり25団体が借りておられるわけですが、本当に農を楽しみたいという方たちがふえてきています。ますます年金生活をされておられる方たちとか、そういう方もふえていの中で、この市民農園を、前回の委員会で、少し可能性のあるような答弁をされておしま

したけれども、ほんとにこれ拡大する気があるのか。来年に向けてどういうふうに拡大をしようとしているのか。もう実際減ろうとしてるんですね、また。年々ふえてないですね、この市民農園はずっといっておりますけれども、これをお聞きしたいと思います。

それから、産業振興にかかわる部分です。

長引く不況の中で、ほんとに摂津市内の中小企業の皆さん大変だと思っんです。

そういう中で、事務報告、詳しく書いていただいておりますけれども、この中小企業の資金融資の問題であるとか、それから、商業活性化の取り組みで、平成19年、それから、ことし度に向けてどういうふうにやっておられるのか。

それから、事務報告の113ページなどの、大阪府の融資の取り扱い状況であるとか、中小企業信用保険法では、不況業種の認定件数が76件というふうに書いております。

この辺のところ、市内の商業活性化に向けて、どんなふうにやってこられたのか、お聞きしたいと思います。

最後に、消費生活相談ルームです。

これも、675件の相談のうち、507件が契約解約ということなんですが、体制の充実を図っていただいておりますが、もっと市民が使いやすいという、もっと利用しやすいという改善をさせていただきたいなと思っておりますが、今の状況についても確認したいと思っております。

○上村高義委員長 佐藤部長。

○佐藤保健福祉部長 最初のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

民生費の割合が、府下でも下から6番目であると、30%余りであると。これについてどうお考えかというお問い合わせでございますが。

これ、市のいわゆる予算、行政につきましては、一つは、それぞれの自治体の置かれた、いわゆる地勢であるとか、人口の状態、いわゆるまちの状態ということが一つあるかと思っております。

それから、そういう中で、それぞれの自治体が直面している政策課題というような問題もあります。

そういう中で、本市、こういう運営をさせていただいているわけですが、いわゆる民生費の部分につきましては、やはり、私、担当部長といたしましては、近隣各市の状況も踏まえながら、少なくとも、この30%という数字ということじゃなくて、やはり市民の方々一人一人に満足をいただけるような形で取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○上村高義委員長 紀田部長。

○紀田生活環境部長 摂津まつりの、平成19年度、自衛隊の装甲車が展示されていたということで、この件につきましては、それ以降の役員会なり、どういう経過をたどったかということのご質問だというふうに思いますが。

詳しい日時はわからないんですが、とりあえず、反省会として行いましたのが、9月3日に実行委員会の反省会を持っております。

そうした中で、一定、多くの市民といえますか、市民の方から、一つは、平和都市宣言を掲げる摂津市として、まつりの中に装甲車が来るということはふさわしくないのではないかとあるとか、TPOとして、皆さんが楽しんでいただくまつりに自衛隊が来るということ。また、その自衛隊の中へ勧誘するようなことでのPRがされていたということがふさわしくないのではないかとというような意見が出されておりますというようなことを、

反省会の中で、私どもの方で提言させていただきました。

集約としては、やはり一定、市として補助金を出して運営されている会ですし、また、多くの市民の皆さんに喜んでいただける、そういった趣旨で行っておるまつりについては、一定すべての人に楽しんでいただけるような配慮というのは当然必要であろうなというようなことでの集約ということになりました。

それ以後、新年度につきましては、平成20年1月だったと思うんですけども、平成20年の摂津まつりを開催するに当たり企画の中でも、一定、20年度の摂津まつりの取り扱いについては、自衛隊勧誘、募集をしないであるとか、また、さらに、装甲車を呼ばない、そういった中で、主に自衛隊の災害派遣であるとか、そういう点については、多くの市民の方については理解を得られるのではないかなというようなことで、そういった趣旨に添った運営をしていこうということを決まり、また、平成20年度はそのような形でまつりを開催させていただいたということでございます。

○上村高義委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 プライバシー保護に係りまして、国保年金課の職員の対応についてということでご質問をちょうだいしました。

プライバシーの保護ということで、私ども、課員につきましては、個人情報の取り扱いについては、特に、朝のミーティングであるとか、あと、機を見て、常にそのあたりを職員に注意喚起ないしは指導という形で行っております。

市民への対応ということでは、先ほど、ご質問でもいただきました、ユニットパネルの利用であるとか、また相談室等も設けておりますので、そちらでの対応を

ということで行っておりますので、よろしく申し上げます。

○上村高義委員長 村江参事。

○村江生活環境部参事 ことしの5月1日から、住民基本台帳法、戸籍法の改正法が施行されまして、何人でも、住民票、戸籍謄本等が請求できる従来の法から一定の制限が加えられて、第三者請求につきましては委任状が必要となりました。

ただ、第三者請求においても、自己の権利の行使、義務の履行に関係して、正当な目的を持つものについては、疎明資料があれば、委任状は必要ございません。

今回のご質問のように、第三者請求でも、委任状などが提出できないような方につきましては、その代理人に聞き取り調査を行い、正当な請求、事由と判断すれば、確約書、市民課に置いてるんですけども、それに記入してもらいまして、請求可となりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○上村高義委員長 萩原課長。

○萩原自治振興課長 地域活性化事業補助金の精算の仕方がきちりされているのか、また、精算の透明性の確保についてはどうかということでございますが、地域活性化事業補助金につきましては、連合自治会長が補助金を申請された後、内容を精査し、口座振替にて支払っております。

事業が終わりますと、なるべく速やかに実績報告書を提出していただくことになっております。

実績報告書には、事業費、参加人数、事業内容、事業効果等を記入していただいております、事業費より補助した額が多ければ精算していただいております。

このほかに、決算書、領収書、写真を添付していただき、補助金の使途に誤り

がないかをチェックいたしております。

○上村高義委員長 阪口課長。

○阪口健康推進課長 そしたら、私の方から、まず1点目でございますけれども、助産院での妊婦健診につきましての対応でございますけれども。

今現在、妊婦健診で委託契約と申しますか、市と契約しておりますのが、大阪府の医師会所属の、いわゆる産婦人科、産科でございますので、直ちに妊婦受診券で受診できるというふうなことにはなってございません。

ただ、私ども、里帰り出産とかいうことで、府外の医院で受けられるときに、いわゆる、後日、償還払いをするという制度がございます。この制度で、助産院で妊婦健診を受けられた方につきましても対応させていただくということで、現在進めております。

それと、助産院で出産された方、あるいはご自宅も含めて、助産師さんで出産された方での、いわゆる乳幼児健診でございますけれども、通常、助産院の場合、いわゆる病院との連携というのが必ず必要でございます。通常は、ほとんどその連携病院の方で助産師さんからご紹介を受けて、そちらの方で健診を受けていただくというふうなことになっているのではないかと考えております。

それと、健康づくり年間日程表でございますけれども、現在、ことしからこういう、委員ご指摘のように、見開きで、カラー刷りにしたことによって、かなり以前と比べて見やすくなったというふうな声は聞いてるんですけれども、ただ、この年間日程表につきましては、健康づくり推進協議会の保健調査部会というところで、日程も含めましていろいろとご論議をいただきまして、現在の形になっておるところでございます。

委員ご指摘のように、かなり情報が多いので、どうしても字が小さくなってしまふ。このことで見にくいというのは、これは、ご指摘のようにあるのかもしれませんが。

この辺につきましては、来年度に向けまして、これから、その調査会の方で作成をしていくわけですが、そういった委員のご意見も踏まえて作成に当たりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それと、いわゆる所有者不明の動物の死体が多いというふうなことで、不幸な犬、犬よりも猫の方が多いんですけれども、今、地域猫というような活動というようなことをご指摘がございました。

この地域猫の活動に関しましては、非常に地域とのコンセンサスを得るとというのが非常に大事なことでありまして、この辺は、その双方の地域での話し合いで取り組んでいただけたらなと思ってるんですけれども、そこに対する支援というのは惜しまないというつもりでございます。

それと、避妊・去勢手術でございますが、限られた財源の中で、この避妊・去勢の制度を設けるということにつきましては、現在のところ、原課としては考えておりません。

現在、府下で、私ども今つかんでおる情報で、8市がこの去勢手術の助成制度を持っております。以前、こういった制度を持っているところについて、実効性、制度をつくるにはやっぱり実効性が問題やと思うんです。かなり飼い猫に出してしまっている。

猫の場合、野良か飼い猫かわからないと。それで、市民の方が捕まえて持ってきましたといったことで、その辺の実効性が、税をつぎ込んでやる制度である以

上、公平性というか、あくまでも野良猫に対する助成を徹底するというのであれば、地域での不幸な猫を減らすというようなこともできるかもしれませんが、なかなかその辺の見極めが、先進のところでお聞きすると難しいのかなというように、ただ、この状態を放置するというのは、やっぱり不幸な猫をふやすということにもつながりますので、引き続いて、この辺は、他市の状況を踏まえて検討したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

○上村高義委員長 堤課長。

○堤障害福祉課長 それでは、障害福祉課に係りますご質問にご答弁申し上げます。

まず、摂津市社会福祉事業団についてでございますが、まず、監査の結果とのご質問でございますが、平成18年度の下半期に、事業内容につきまして、財政援助団体として監査委員の監査を受けております。それが、19年度に講評をいただいたものなんですけれども、ここで講評の結果を申し上げますと、総括としていただいておりますのが、一定の受け払い事務を除く各事務においては、改善すべき点が見受けられるので、改善策を講じ、適正な事務処理に努められたい。

委託契約事務においては、処理規則に従い、記入漏れをなくし、事後処理とならぬよう努められたいというような総括をいただいております。

それと、職員の労働条件というお問いでございますが、職員の労働条件につきましては、おおむね、市職員に準じた待遇となっているものでございます。

ただ、業務の繁忙等につきましては、臨職、非常勤の配慮をいたしておるところでございますが、平成23年度に、指定管理の更新を控えておりまして、事業

内容や待遇など、平成21年度に検討をしましてまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目、障害者雇用助成事業についてのご質問でございますが、本制度は、障害者の雇用の定着を図っておられる常用労働者300人以下の中小企業の事業主の方に対する補助制度となっております。

19年度の実績は、重度の方の雇用が、身体の方が4名、知的の方が1名の5名、その他の方が、知的の方が5名で、合計10名となっております。このうち、5名の方が、平成18年度からの継続雇用となっております。事業目的である、障害者の雇用の定着については、一定、達成をされておられるものというふうに考えております。

○上村高義委員長 東澗課長。

○東澗生活支援課長 生活支援課に係るご質問にお答えいたします。

生活保護ケースワーカー一人当たりの担当件数でございますが、現在、8名のケースワーカーが配置されており、平成20年9月末現在で、平均で、一人当たり9.1世帯を受け持っております。

次に、女性ケースワーカーの配置でございますが、相談内容の中には、女性が対応した方が好ましい場合があることを認識しております。現在は、そのような状況では、健康推進課の保健師や、家庭児童相談室の相談員など、関係機関と連携をとりながら対応し、配慮を心がけています。

今後、女性ケースワーカーの配置につきましては、適材な人員と体制を人事課と協議・検討してまいります。

最後に、死亡による廃止世帯数の件数でございますが、平成19年度は37件でございます。

○上村高義委員長 水田次長。

○水田生活環境部次長 ごみ減量対策として、もっと分別をふやしてはという励ましのお声というふうに理解しております。

実は、上勝町でごみゼロ・ウェイストという取り組みをされて、燃やさないという形で実績を上げられております。

実際、私も、上勝町の方で、その取り組みに参加されたNPOの方とも、現在交流もいたしておりますし、いろいろ教えていただくこともたくさんあります。

これまで、1炉運転に向けてまして、ごみ減量との取り組みで、年間75%の1炉運転ができていくということでは、一定、成果あるというふうに判断しております。

この先、もし、2万7,000トンのごみ減量を達成したときに、その後どうするんだというところで、我々、最近、その議論も始めておりまして、まだまだ減量を進めていくのかというところでございますけれども、なかなかごみの減量率も若干よくないというところで、やはりおっしゃってるような循環型の社会の中では、やっぱり資源をもう少し分別をふやしていかなければならないかなというふうには判断しております。

ただ、そうなりますと、現在の収集体制とか収集方法も、やはりそういうふうに見直していかなければならないことも発生するだろうし、そういう意味では、今現在、交流させていただいてます方のいろいろご意見を聞きながら、摂津市として、この上勝町と同じようなことはまあ無理、できないところもありますけれども、たくさんご意見いただいて、一つ一つ問題も提起しながら、摂津市もやっぱりごみゼロということを目指して検討もしていきたいというふうに考えており

ます。

やはり担当とすれば、やはりごみをなくしたいという思いは、それぞれ個人個人持っておりますので、今後、その辺のところも踏まえながら議論もしていきたいと考えております。

それから、チラシのことなんですけれども、やはりこれは高齢者の方のことも考えますれば、やはりもっとシンプルに、見やすく、わかりやすくというふうには考えていかなければならないので、またこれも、やはり予算も絡むことでありますけれども、いろいろな他市のチラシも取り寄せながら、摂津市に一番合うような形で今後していかなければならないというふうに検討をしていきたいと考えております。

○上村高義委員長 登阪次長。

○登阪保健福祉部次長 地域福祉課に係る部分につきましてご答弁申し上げます。

まず、地域福祉活動拠点の整備の件でございますが、現在、一中、二中、四中校区が整備されておりまして、三中、五中校区が未整備となっております。

建物は、社会福祉協議会の方で建設を行っていただきますけれども、用地につきましては市が提供するという事になっておりまして、現在、適切な用地がないという状況でございます。

その一方で、コミュニティープラザの整備に伴いまして、現在、全庁的に、公共施設の再配置を検討しておりますので、そうした中で、地域福祉活動の拠点を確保できないかなど、これまでの新しい用地確保という観点にとらわれず、既存施設の活用など、そういった観点からも整備ができるよう検討しておりますのでございます。

続きまして、コミュニティーソーシャルワーク事業についてでございますが、

コミュニティーソーシャルワーカーが地域において周知が図られ、地域福祉活動の推進に大きな役割を果たしていくためには、民生児童委員の理解は極めて重要というふうに考えております。

したがって、各地区で月一回開催されております地区の民生児童委員の会議に、可能な限り参加したり、ふれあいサロンや子育てサロンなどにも、民生委員、地域の校区福祉委員の皆様を初めボランティアの方々などと一緒にかかわるなど、そういう努力を図っております。

このような取り組みの中で、やはり民生児童委員からの相談が一番多くなっておりまして、民生児童委員などのご協力も得まして、地域福祉活動拠点などを活用して、定期的な地域の相談活動も実施しております。

また、この間、介護予防関係などの催しも開催されておりますので、このような機会を通じて、先ほどのチラシなどの配布を行って、制度の周知に努めているところでございます。

次に、家賃助成の関係でございますけれども、大澤委員のご質問にもありましたように、当初、家賃の限度額4万円のところを5万円、1万円引き上げたという経緯がございます。

委員ご指摘の、所得制限を引き上げるとか、家賃の限度額を引き上げる等の見直しについては、現時点では考えておりませんが、今後の課題とさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、移送サービスについてでございますが、要介護度の高い方や障害のある方など、公共交通機関を利用することが困難な方を対象とした移送サービスにつきまして、福祉有償運送という制度が設けられたところでございます。

この公共交通機関という場合、タクシー

も含まれておりまして、当該地域内の輸送の現状では、障害のある方など、移動困難者の十分な輸送が確保できないと認められることが制度の前提になっております。

そういった観点からしますと、本市のような状況の中で、車いすを使用せず、通常のタクシーで移動できるような方に対しまして、市が直接移送サービスを実施することについては、適切ではないというふうに考えております。

以上でございます。

○上村高義委員長 稲村参事。

○稲村保健福祉部参事 こども育成課にかかわるご質問に対してお答えさせていただきます。

まず、1番目、公立保育所の職員の実態ということでございますが、現在、公立保育所の職員、正規の職員が63名、臨時職員が33名おりまして、ご指摘のとおり、臨時職員の比率が30%を超えているという実態でございます。

ただ、本年につきましては、障害児保育の加配といたしまして7名入っておりますので、一時的というところも考えられるところではございます。

臨時職員につきましては、1年雇用ということになっておりますので、保育の継続性の点ですとか、あるいは保護者との信頼関係を積み上げていくというような点につきまして、問題があるのではないかとこのふうには考えております。

基本的には、安定した雇用による職員体制の確保というのが望ましいかとは思いますが、これにつきましては、市全体の状況がございまして、市全体として考えていくものではないかというふうに考えております。

担当課といたしましては、もう最低限、各クラスの配置につきましては、正規職

員が臨時職員を上回って配置をする。その中で、正規の職員がクラス運営に責任を持っていくということを基本的なところに据えております。

2番目に、一時保育の入所の状況についてということでございます。

一時保育につきましては、要件といたしまして、1か月以内の緊急時の保育、それから、短時間、あるいは週2、3日の就労、就学による保育、それから、週3日以内の育児リフレッシュによる保育というものがございます。

支援センターにつきましては、一時保育のための職員といたしまして二人を配置しておりまして、別の部屋を確保して、一時保育に当たっております。

ほぼ8名から10名の予約をとりまして、緊急時については、その状況によって、所長の判断で保育をしているというような実態がございます。

各ほかの一時保育を実施している保育所におきましても、一時保育のために、保育士を1名雇用しているというような状況がございます。

年々、一時保育の需要がふえているということでございますが、やはり周りに気軽に、安心して預けることが難しいというような子育ての状況がございまして、安心して子どもを預けるというために、各保育所が利用されているのではないかとこのように考えております。

すべてのニーズにこたえていくということにつきましては、先ほどもご指摘がありましたように、予約がとりにくいなどの状況がございまして、今後の利用状況を見ながら、また、ことし度予定をしております、次世代育成支援行動計画策定のための実態調査の状況等を見ながら、今後、検討していきたいというふうに考えております。

3点目は、家庭児童相談室の職員の状況ということでございます。

決算概要に記しております、臨時職員賃金につきましては、平成19年度に、家庭児童相談室の正規の職員が、産休、育休をとりましたために、そのかわりとして入った臨時職員の賃金でございます。

家庭児童相談室の事業といたしましては、決算概要のその下にあります、育児支援家庭訪問事業とあわせた形で実施をいたしております、臨床心理士として、正規の職員2名、非常勤職員1名で運営をしております。

そのほかには、ここにございます、報償金といたしまして、心理士が、親子教室ですとか、あるいは心理判定ですとか、いろいろなところに当たっているという状況でございます。

特に、近年、虐待への対応の取り組みが強化されてきておりまして、府から市におりてきているということと、また、48時間以内の現認が、通報があった場合については必要ということで、適切で迅速な対応が求められておりますので、そういう意味から考えますと、今後、職員体制の強化ということは大きな課題であるというふうに認識をいたしております。

続きまして、母子自立支援員の相談についてでございます。

他の制度につなげていっているのかどうかというご質問ですけれども、ひとり親の自立促進計画を策定いたしまして、その際に、いろいろなところが集まりまして、相談業務の連携ということを中心に策定をしております。

特に、生活資金等につきましては、社会福祉協議会や生活支援課、就労につきましては、地域就労支援センター、あるいはDVの問題等につきましては、男女

共同参画センターや女性政策課などと連携をしながら、ご相談に対応していているという状況でございます。

○上村高義委員長 船寺参事。

○船寺こども育成課参事 私の方からは、助産制度の実態についてということでご答弁させていただきます。

平成19年度の助産制度の利用者は12件で、そのうち、生活保護を受けていた世帯が2件、その他の10件は、市民税非課税世帯となっております。

助産制度の利用件数については、年々増加の傾向になっております。平成13年、14年、15年度の間は年間2件でしたが、平成16年に4件、平成17年、18年度は8件、そして、平成19年度には12件となっております。

内容についてはまだ詳しい分析はできておりませんが、年々増加している傾向があるということで、少し内容について分析していく必要があるかと考えております。

○上村高義委員長 阪口課長。

○阪口健康推進課長 申しわけございません。

私、先ほどの答弁の中で、1点漏れておりましたので、追加してご答弁させていただきます。

委員、先ほどご指摘のございました、市営葬儀業者の件でございますけれども、今回、あのようなでき事がテレビで放映されまして、ああいう事態につきまして、これまでの市営葬儀の業者指導の想定外といいますか、非常に残念としか言いようがないようなでき事でございますが、私どもといたしましては、現在、当事者から事情をお聞きするということと、それと、放映されました内容につきまして、裁判所の方で、ああいうふうな訴えの提起があったかどうかというようなことを、

裁判所に出向きまして、一応、訴状を確認させていただきました。

この間、相当、両者の間には、いわゆるご主張には隔たりがあると。真っ向から対立しているというのが状況でございます。

こういった中で、市として、個人の問題としてどうかというようなことですが、これは、私は、法人の中で、行った者の地位、その法人で実行支配している人が、もしそういう不祥事が起これば、それは当然、私は、法人にも及ぶのではないかなと考えております。

よろしくお願ひいたします。

○上村高義委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 産業振興課に係ります4点のご質問のうち、本市の融資制度と商工業活性化対策補助事業についての2点をご説明させていただきます。

まず、商工業活性化対策につきまして、地域コミュニティーの核となります商店会の活性化をメインに、街路灯維持管理事業と、商店会の集客のきっかけづくりとなる夏祭りや歳末大売り出し等の事業補助を中心に行っており、19年度におきましては、18年度の3事業から5事業に拡大実施されており、今後も、商店会内組織の強化と、地域消費者の皆様の利用促進を図ってまいりたいと思っております。

また、本市の融資制度についてでございますが、この融資制度は、工業系、商業系事業所の皆様にご利用いただけるもので、国、府の制度に先駆けまして、原材料の高騰対策として、運転資金の貸付期間の1年延長を最長4年とし、既に多くの利用をいただいております。

○上村高義委員長 田橋参事。

○田橋産業振興課参事 市民農園につき

ましてご答弁させていただきます。

委員ご指摘の、千里丘東の市民農園につきましては、ことしの8月に、農地所有者から、資産活用を考えているから、返還をしてほしいという申し出が出ております。

契約を平成21年3月まで結んでおりますから、それにつきまして、現在利用してもらっている団体につきまして、文書で、平成21年3月20日ぐらいまでに、その時期を考えて作物の植付、収穫をしてほしいということで、団体の代表者に通知を出しております。

それと、昨年度、19年度はゼロであったんですけども、ことし度に入りまして、市民農園の農地提供者が3件出てきております。

1件は生産緑地でありますから、お断りしました。

もう1件は、ちょっと袋地になっておりまして、他人の駐車場を通過してその農地に入ると。その農地は、今つくっておられる農家の方は知り合いですから通らせてもらっておりますが、市民農園ですと、不特定多数の方が通られますので、そういう民地の場所を通過しての貸出はできないということで、それもお断りしております。

あと1件につきましては、市民農園として使える状況でありますので、現在、その農地の方と協議をしているところでございます。

市民農園の拡大につきましては、農地の提供ということで相手があることではございますが、現在の農地を減らさない方向で考えていきたいと思っております。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木産業振興課参事 事務報告書113ページ、中小企業の認定等の5号認定及び115ページ、消費生活相談の相談

内容の2点についてご答弁申し上げます。

中小企業信用保険法に定める第5号認定は、不況業種として指定されました185業種での、対前年度比5%以上の売り上げ減や、使用原材料である石油及び石油製品の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品などへの価格転嫁が著しく困難である事業所を対象にしました認定でございます。

中小企業の置かれています厳しい状況下の中で、認定基準に適合するようになり、多くの申請を受け、認定の交付の支援を行っております。

また、本年は、条件の緩和があり、年内融資が受けられるよう、受け付け等を昼窓対応するなどしまして、一刻でも早く手続がとられるように支援をしております。

続きまして、消費生活相談の相談内容についてご報告させていただきます。

本年度の消費の相談675件のうち、9.8%を占めます教養・娯楽品、これは、パソコン、携帯電話本体の購入、故障保証、リースに係る相談や、新聞の購読料の契約解約にかかわるトラブルになっております。

また、14.3%を占めております金融保険サービスは、多重債務相談、おまとめ融資補償金詐欺、過払い金の返還、生命保険、損害保険の解約・返金などとなっております。

また、運輸・通信サービスにおきましては、最も多い144件の相談があり、主な内容としましては、パソコンや携帯電話を通じ、アダルト、出会い、ゲームなどのサイト系からの不当請求、総合情報サイト利用料としての架空請求などが相談として寄せられております。

幸い、法整備などが順次進んでおりますが、市民が詐欺などに陥らないよう、

さらに啓発に努めて、改善を図りながら、市民がそういう被害にかからないように対応していきたいと考えております。

○上村高義委員長 暫時休憩します。

(午後0時1分 休憩)

(午後1時 再開)

○上村高義委員長 再開します。

答弁を求めます。

池上課長。

○池上環境対策課長 環境対策課に係りますNO₂調査等の結果をどう認識しているのかの質問について、ご答弁申し上げます。

NO₂のデータにつきましては、月平均のデータであり、一般的には冬季の方が高い傾向でございます。

環境基準である98%値の数値については、平成19年度における、市役所横に設置されております大阪府常時監視測定局のNO₂濃度は、環境基準の0.06ppmを下回る0.056ppmで、平成15年度以降は環境基準以下内で推移しており、年々改善の方向であると認識しております。

また、大阪府域のNO₂に関しましては、一般環境測定局68局ですべて基準達成しており、また自動車排ガス測定局39局中37局で基準をクリアしている状況でございます。

SPMに関しましては、一般環境測定局68局中67局、自動車排ガス測定局34局中33局で、これも基準をクリアしている状況でございます。

河川の水質調査につきましては、本市におきましては、生活環境項目8項目を9地点におきまして調査を行っており、また大阪府におきましては、環境基準において有害物質を含む全項目について調査をされております。

全体的には、良好な傾向となっている

と認識しております。

ピーフォアの件は、環境基準がまだ設定されておられない状況でございます、去年の一般質問におきましても答弁していますように、大阪府の監視、指導を仰ぐという状況でございます。

○上村高義委員長 先ほど、川口委員の質問の中で、農業祭の日程について、市長日程があつて変更されたという、個人的な市長日程の感を受けたんですけども、実際は国際交流の事業あるいは赤十字の事業等々があつて、公務日程があつて、熟慮して農業祭日程を決めたというふうに伺っておるんですけども、実際はどうであったのか、そこについては副市長に答弁をお願いいたします。

と同時に、民生費全体について、先ほど佐藤部長からの答弁がありましたけれども、これについても民生費全体にかかわる、財政等々も絡んでいますので、これについても副市長の方から補足答弁をお願いしたいと思います。

小野副市長。

○小野副市長 2点について、お答え申し上げます。

確かに、ことしの農業祭は、本来11月の2週の土・日というのが通年のやり方でございますけれども、ことしは11月の1日、2日ということになりました。

それで、今、委員長からも言ってもらいましたように、ご承知のとおり、この8日、9日にはバンダバーグ市の方に訪問するというので、強行日程の議会本会議の役員改選が終わった時点の夜から出かけていったということが1点ございます。したがって、市長の云々ではございません。

また、この15日、16日につきましても、ご存じのように、議員も参加されたかもわかりませんが、烏飼地区のフェ

スティバルなり、摂津の日赤奉仕団の50周年、また別府公民館まつりというようなことがございました。

したがって、これは農業祭の実行委員会で十分議論をした上で、こういう市長、議長がおられないということの中で、実行委員会で一定の判断をしていただいたというものであります。

したがって、市長が云々では決してございませんので、これはそういう公務日程がございました。

また、ここには、旧国名の志摩市ですね、京丹後市、それから人間基礎教育に共鳴された智頭町、それから市民の方のふるさとであるところの農産物のあった新温泉町の行政関係はみんな来ていただいた。

そういうことに対するお礼、また交流、市長、議長がおられるとき、そういうことにご苦労、農業祭の実行に対するご苦労に対しても感謝申し上げるということの中で、市長、議長がそろっておるときということになりますと、この一日であったということでございますから、そういうことは決してないということをご理解してもらえるものというふうに思っています。

それから、もう1点の、佐藤部長が言いましたけれども、若干、来年度に向けての課題の中の一つでありまして、この前、ある委員会で申し上げたんですが、先週も大阪府に行ったときに、府道関係の整備を絞って四、五点持っていきました。すべて門前払いになりました。去年よりも、また冷え込んだと。それは、「橋本維新プログラム」によって、それに載っていないものは一切できないということが一つ言われました。

そして、新聞に出ておりますように、大阪府が、これは私ども法人市民税です

から、イコールにならないんですが、法人事業税が1,000億落ち込むということを盛んに大阪府の幹部が行ってありました。

これは、市長とも話をしておったんですが、ちょうど私どもの市の予算規模、人口規模は、大阪府の人口規模、予算規模の100分の1でありますから、それがまともに来るのであれば、いわゆる真水の一般財源が10億円ということを考えます。

これが、これだけの不況でありますし、4,000社のうちの98%は、たしか8人未満と言いましたですかね、の企業であると。産業振興課長が、融資の関係で、貸し渋り、貸しはがし関係で相当ふえておると。そういうような98%の事業所、それから大手も輸出関連企業が多いということで、これも相当法人関係が落ち込むというふうに見ます。したがって、21年度における予算における形がどういう形になるかということ、まず一番気にしております。

それで、一つ私どもが思っていますのは、今回の総計でも見てみますと、やはり市内道路の整備とか、生活道路の整備、また活気ある中心街の問題、公共交通の整備を大きくやってほしい。一番は、バリアフリーでありました。

そういうことの整合性なり、市民福祉の面では、やはり子育てしやすいまち、それから地域との連携がとれる形、教育の問題、いろいろございますから、そういうことの中で考えていかなければならないと思っています。

ただ、私どもは、福祉につきましては、先ほど稲村課長が言いましたように、保育所全体としては減ってまいっておりますけれども、その他の民生部門については増減、増をいたしております。相当民

生には人員をつぎ込んでおるということは間違いもなく、これは統計数字上から出てくるといふことも、これは知ってもらいたいと思います。

それから、もう一つは、ご存じのように、もう一度申し上げたいのは、例えば19年度、20年度の主要事業でも見ていると、がん検診の人数の増、妊婦健診の回数の増なり、それから高齢者住宅支援も言われていますけれども、府の補助金の削減に伴い、助成限度額を介護保険制度の20万円を含めて100万円から60万円に引き下げたものの、市の負担額がふえたとか、こういった中身、それから乳幼児医療の問題、犯罪被害者の支援条例をつくったこと、そして、もう一つは、大きくは多重債務者の相談業務を府下に先駆けて充実したとか、相当、市としてはやっております。

当然、原部も予算要求するときに、市民のニーズ、それから府下の状況、特に近隣各市の状況、府の状況のもとに予算要求してまいりますから、それらを真摯に受けとめて、また査定を最終的に市長が決断されると思いますが、いずれにいたしましても、やはり整合性あるまちづくりと考えますと、この民生費を伸ばしてきたその反面、平成5年、6年、7年あたりは土木費が歳出の30%を超えておったという状況がございました。これは、府下ナンバーワンの建設事業費、今の5億円、建設事業費は全国ワーストワンの建設事業費になりました。

それが、何が起こってきたかといいますと、市道なり、生活道路なり、そういったことを若干とめてきたということは、これは必ず議会に出ております。

そういうこととの整合性と、それから、もちろん市民の暮らしという、この福祉、民生部分をどう調整してやっていくかと。

これは、民生だけでは成り立たないと思います。やはり道路にしても、バリアフリーにしても、これらも市民が、多くの市民が望まれておるといふことを、いわゆる集中と選択の中でどう組み合わせるのかということが非常に肝要でありますから、まず来年度の予算における税がどう動くかといふことをよく見ながら、この民生所管部分、また建設部門、教育部門、教育委員会からもいろいろ要望を受けております。エアコンの問題も、市長がこの前も受けておりました。中学校、小学校のですね。そんなことも含めて取り組んでまいります。

したがって、民生費の問題は、あだやおろそかにはいたしません。また、その中で議論してまいります、十分その整合性を図りながらやってまいりますので、その辺については、川口委員におかれても、十分ごしんしゃくを願いたいというふうに考えているところでございます。

○上村高義委員長 川口委員。

○川口純子委員 今、副市長がお答えになられまして、民生費の構成比率ですけれども、府下の下から6番目、北摂では池田に次いで下から2番目ということで、地方自治体の一番の役割ということと言うと、特にそして今この貧困と格差がものすごく広がって、中小企業も大変だし、市民の暮らしは年金生活の方がふえてきて、やっぱりどんどん天引きになるという、こういうことに対して本当にやっぱり切実になってきているんですね。少し違ってきていますね。

そういう中で、民生費のやっぱり予算を、せめて府下平均の34%に引き上げたら、あと10億円ふやせるということが言いたかったわけです。

それをどういうところに配分するのか

という、昨年の19年のテーマは、なるほど乳幼児医療費助成も年齢を引き上げましたし、あれですけども、基盤整備と子どもということでした。

ですから、せめて府下平均並み、やはり民生費を、今、ちょっと1回目質問しましたけれども、もう少しこういう予算をふやすということであれば、もっといろんなことができるのではないかなという、そういうことがありますので、ぜひ来年の予算編成に向けては、2つの開発で60億を使おうとしているわけですから、そういうのでいきますと、身近な道路の安全対策はがやっぱりまだまだ不十分であったということが出てきていると思います。そのバランスがやっぱり必要だと思います。

まちづくりの考え方、どうあるべきなのかということと、やっぱり民生費を大切に予算を配分していただきたいし、ふやしていただきたいと、そういうふうに思っておりますので、お願いしておきたいと思います。

わかった分については、もう再質問はいたしません。

地域福祉活動の拠点の整備なんですけど、あと三中と五中校区が未整備ということなんですけれども、地域福祉計画とか、そういう中でまた考えていきたいということでしたが、例えば三中校区であれば、三宅小学校などが学校の施設としてもあるわけですし、十分活用できると思いますので、新たにお金をかけてつくと、整備は少しはしなければならないでしょうけれども、幾らでも何とか施設はお金を使わなくてもいけるところもあるということは思いますので、ぜひこれもきちんとした整備をしていただきたいと思います、そういうふうに思います。要望しておきたいと思います。

福祉事業団の事業は、障害者自立支援法がされてからもやっぱり指定管理者ということでやっているわけですが、長年にわたってこの事業団で働いておられる職員の皆さんは、やっぱりすごく財産だと思うんですね。事業団ができてから、ずっと最初からおられる方はたくさんおられますし、こういう人たちがやはり働きがいのある、そういう事業団にしていっていただきたいなと思いますので、こういうところの人件費などもやっぱり充実をしていただきたいと、そういうふうに思います。

障害者雇用助成事業ですが、これはダイキンサンライズということで理解してよろしいんでしょうか、違うんでしょうか。

例えばダイキンサンライズですけども、障害者の人たち、今度拡張することですが、こういう人たちを雇用しているという中で、福利厚生なんですけれども、例えば休憩室があるとかないとか、横になって休めるところがあるのかないのか、十分にいろいろな気持ちであるとか、悩みであるとか、そういうのを酌み取るような、そういう中の体制になっているのか。

ただ、仕事に自力で行って、そこで仕事をして、賃金をもらえばいいと、そういうことだけではないと思うんですね。いろいろな悩みであるとか、働きながらでのいろいろな困難なことであるとか、そういうことについて、こういう企業がきちんとそういう人たちの要望を十分にとらえて、働きがいのある、そういう職場になっているのかなと少し疑問に感じているところがありますし、意見もいただいている人がいますので、そういう点についてはどうなのかなと思ひまして、障害者を雇用する、特に今お聞きいたし

ますと、身体が4名、合計10名ということなんですけれども、ちょっと違っているかもしれませんが、例えばダイキンサンライズではそういう声もお聞きをしているところがあります。

十分に障害のある方を雇用するということであれば、そういう福利厚生や、働きがいのあるいろいろな悩みも相談できるような体制にすべきだと思いますけれども、その辺のところはチェックできているんでしょうか、市として。確認したいと思います。

高齢者の住宅支援の家賃助成ですけれども、今後の課題とおっしゃいました。長年にわたって、この制度は大変喜ばれているんですね。さっきも言いましたように、年金からいろいろなものが引かれ、年金への課税も強化されました。この制度が始まってから、いろいろこの2～3年で随分税金の課税の中身が変わってきています。

そういう点で言うと、これまでの所得制限ではやはり当てはまらなかった人の中でもかなり厳しくなっていると、そういうことなんです。ですから、所得制限を引き上げていく、せめて所得制限を引き上げていく、そういうことができるのか、今後の課題なんです。ぜひ、長年基準は余り変わっていないと思うんですけれども、やはり検討すべきだと思いますが、再度前向きなご答弁をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

一時保育の入所、保育所の職員の配置のことなんです。次世代育成計画、これも次のときに実態調査ですか、そういうのもやるということなんですけれども、実際にやっぱり保育所が、保育ニーズというか、保育所がやっぱり足りないのではないかなと。今、115%入所してい

て、なおかつ、こういう一時保育がこれだけたくさんあるということになりますと、やはり保育所の充実が必要ではないかなと。増設を含めて、子育ての支援の施設というのがもっとも必要なのではないかなと思いますが、その辺のことについてはいかがでしょうか。ちょっと答弁が漏れていたと思うんです。

それから、公立保育所の正職員と非常勤の割合なんです。毎年毎年30名近く1年雇用の保育士さんを採用して、30名を超える年もありましたかね。1年雇用のそういう人たちを採用していきながらやっていっていると。クラスには、正職を配置しながらということだったんですが、どんどんまた定年になっていかれますよね。そういう中で、やっぱりきちんと退職補充を正職で補充していくという、そういうことについてはやっぱり頑張っていたきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

家庭児童相談室は、これは大阪府下各市にあるのではなくて、吹田市にもない、茨木市にもない、摂津市にある。やっぱりこれは、本当に摂津市が市制施行して以来、家庭児童相談室をつくって、本当に私はよかったなと、これは本当に思うんです。つくづく思います。

こういう時代になって、子どもの問題がたくさん出ている中で、ここが中心になっていろんなネットワークをつくっていっているということは、本当に大切だと思います。

ただ、これまで頑張ってきていただいている先生たちも、だんだんやっぱり定年にも近くなってこられているのではないかなと思って、すごく摂津市の歴史も知っておられるし、そういう方たちのノウハウをきちんと伝えていく、そういう職員配置がやっぱり必要であると思いま

す。

やっぱり、今、副市長がおっしゃったけれども、人件費の部分で、公立保育所でも非常勤がふえ、こういういろいろな4か月児の訪問の保健師でも、臨職というか、非常勤ですよ。やっぱりそういうので何とか回しているという実態が見えるんですね。

やっぱりきちんと正職で採用して、そういうところの人件費も確保していくということが、やっぱり人ですから、子育てを支援していく、民生の部分で一番大事なのは人だと思います。いろんな方の相談に乗り、ネットワークをつくっていく。

それは、子育て支援のこども育成課の課長が女性で、保育士出身でなっていたいて、いろんなところにネットワークが広がっていったという、子育ての連携がとれてきたなというのが、私は如実にあらわしていると思います。

そういう点で言うと、やっぱりこの家庭児童相談室の人の配置についても、きちんと体制を継続していけるように、やっぱり体制強化は必要だと思います。これだけの件数があるって、摂津市がやっぱり平均所得が低いという、こういう状況がある中で、いろんな生活困難が見えています。そういう中で、本当によく頑張っているなと思うんですね。

人の体制をぜひ充実できるように、来年度に向けて体制強化していただきたいと、頑張って言っていただきたいなと思います。

それから、助産施設の入所については、やはりこの状況の中で、駆け込み出産であるとか、いろんな状況が出てきていて、こういうことになっていると思います。まだふえる可能性があると思います。

そういう点で言うと、この制度をもっ

と知らしていくこととか、やはり不幸な出産にならないように、安心して産めるような、そのための制度ですし、ぜひまたこれは広げていただきたいなと思いますし、広報していただきたいなと思います。

妊婦健康診査、一般健康診査の委託料であるとか、乳児健康診査事業ですけども、母子手帳に、きょうちょっと母子手帳を持ってきていないんですけども、ついているわけですよ。そういうときに、自分が出産した助産院であるとか、そういうところでもそれが普通に使えるように、同じようにどうしてもできないのか、子どもの健診についても。それは不可能なんでしょうか。そこを、後で里帰り出産と同じような形で請求をしないと、どうしても無理なんでしょうか。

今、助産院で出産をするというお母さんもふえてきているんですね。病院ということではなくて、家庭的なところで産みたいというお母さんたちもふえている中で、同じように母子手帳をもらっていて、その券が同じように使えるようにしてあげていただきたいんですけども、それが可能なかどうか、もう一回お聞きしたいと思います。

生活保護の件なんですけど、ケースワーカーが担当している担当件数というのは、北摂の中で言いますとかなり多いということになるんでしょうか。

91世帯を担当しているということで、8名で、こういう中で、やはり女性だけで一人でいてる方とか、そういうところに訪問されたりするときにも、やはり女性のケースワーカーの方が話をしやすかったり、訪問しやすかったりするわけですね。そこに、他の課の方に一緒についていってもらったり。でも、そればかりできないこともいっぱいあると思うんで

すね、91も世帯数を担当していたら。その辺のところで、女性特有のいろんな相談も多いと思います。

そういう中でこそ、やはり女性のケースワーカー、北摂では、先ほどおっしゃいませんでしたが、もう摂津だけがゼロですね。島本町でも、一人いてはりますね。

こういう中で、やはり来年に向けては配置すべきやと思いますので、ぜひ要請していただきたいと思うんですが、その2つ、お答えいただきたいと思います。

環境問題で、先ほど月平均のことをおっしゃいましたけれども、国の基準をオーバーしている日もありますよと質問しているんですよ。日によって、オーバーする日もあるでしょうけれど、おおむね良好と言えるのかどうかですね。平均値よりも下がっているからということをおっしゃいましたけれども、さっきの質問で言いますと、いろいろあるんだと思いますが、1時間あたりの最高値で0.1ppmですよ。日平均値の最高値は0.069ppmです。

今回、吹田操車場の跡地のああいう問題で、やはり国基準よりも、吹田市なんかは0.04ppmというのを独自で持っているわけで、国基準を言うたらほとんど上回っていないから大丈夫みたいな、そういうことではなくて、やはり委託で調査の結果だけではなくて、もっと全総量を規制するような、今、温暖化の防止ということも言われておりますけれども、もっと積極的な対策というか、それが必要だと思うんです。

大阪府下で、地球温暖化の、温暖化とちょっと直接これは違いますけれども、対策の予算を、ほとんどお粗末な、まだまだ大阪府下の自治体の中での予算ということで、今回のこのような酸性雨の問

題であるとか、NO2の問題であるとか、河川の水質の調査の問題であるとか、もっともっと積極的に予算も組んで、もっと調査していく、もっと啓蒙していくというか、そういうことが必要だと思っておりまして質問いたしました。

ぜひこれも、予算ももっとたくさんふやして、環境問題に取り組んでいるんだという、摂津市が。予算の中でも、これはあらわしていただきたいなと思います。要望しておきます。

葬祭事業ですが、今、法人の中で起きていることといえ、地位という立場から言うと法人にも及ぶのではないかと、裁判中でありませけれども。

事実がどうかというところははっきりしませんけれども、もう本当に大変不愉快でありまして、事実かどうかわかりませんけれども、これだけたくさんの証言の方がおられる。私のところにも、「もう市役所に一緒に行って証言します」という方も、電話で匿名でいただいておりますよ。そういう方なんかも来ていませんか。

きちんとやっぱり独自でちゃんと調査して、独自の基準を持ちながら、だめなものはだめということで、やっぱり毅然とした態度で臨んでいくこと、そういうことも必要だと思うんですね。

摂津市の公的な施設でそういうことがもしあったとすれば、もう大変大問題ですし、このことについてはもっともっと厳しく、独自のやっぱり対応でやっていただきたいなと思いますので、よろしく願います。

ごみ減量対策、この問題でも、もっともっと分別をしていく。それは、分ければ分けるほど燃えないごみが多いんですよ。出すときに、とっとうんざりするんですね。しっかり分けたら、分ける

だけ、燃えない、これは全部埋め立てに行くのかと思うと、やっぱりこの中でもまだ分けれるのがあるのかなと思うのは、やっぱり先ほどのあれですね、プラスチック類であるとか、そういうものでありますが、ペットボトルのふたなども、やっぱりもう燃えないごみにほかすんじゃないくて、市の方でそれをやるということは割と簡単にできないんでしょうかね。

そういうのも検討していくとか、できることからでも分別をふやしていきながら、リサイクルできるものはできるだけリサイクルするという、そういうことをやっぱり頑張ってもらいたいと思います。

そういう点で言うと、やっぱり職員の努力もまたまた必要やと思いますので、職員の体制の方もやはりきちんとしていただきたいと思います。

ごみ減量に向けて、炉の更新も近づいていると言えば近づいていると思いますし、できるだけ燃やさないということでやっていただきたいと思います。

農業祭のことですが、これは私の誤解もあったようですが、副市長もおられたので、カニの解禁が11月の第2週でないと解禁でないと。先ほど紀田部長が、そうじゃない、そうじゃないとおっしゃったけれども、ほかの志摩町であるとか、もちろん来ているんです、同じように。でも、それがあるとないとで活気が全然違ったんです。ことしね。

それと、余り安価でない、余り安くなかったということで、やっぱりその農業祭2日間だけでも、市がもっと援助して、そのとき来て、ほかの商業施設の商業地域とのバランスもあるかもしれませんけれど、せめて農業祭に来ていただいた人たちに喜んで帰ってもらえるような、そういうのが必要ではないかなと、そう思

いまして質問いたしております。

もっともっと喜ばれる内容に改善をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

農地を減らさない方向、市民農園の関係です。本当に農地を減らさないやる気があるんですか。

何か、ずっと聞いていても、いまいち積極的に農地を拡大しようという、そういうのがちょっと見られない感じがするんですね。なぜみんなの市民農園として置いておけなくて、やっぱりいろいろ他の開発になってしまうということなのか。それは、やっぱりもっとも補助をふやさない、農地としては保全できないという、そういうことがあるからではないんですか。どこに原因があるんですか。

やりたい方はいっぱいいてるんです、市民農園を。そういう人たちの声にこたえて、市も農のあるまちを目指すわけでしょう。そういう中で、どうやったら農地を保全できるんですか。

市民の人たちも喜べるし、自分は農業はもうできなくなってきたけれども、何とかこの農地を市民の人たちが活用してくれるのであればということで、その間に市がやっぱり入って積極的に農地が残せるように努力しなければ、どんどん農地はなくなっていくと思うんですが、その辺のところはどこに問題があって進まないのか、進んでいるのか、進んでいないと思いますが、それをもう一度確認したいと思います。

商業、中小企業などの活性化の問題ですけれども、摂津市の通行量実態調査が4年ぶりですか、4年に1回しておられるんですか。これが、19年度のが出ていまして、軒並み4つの商店街はもうやっぱり、今回の調査と前回の調査と比べると、通行の人たちや買い物の量ですか、

全部0.67とか、前回よりもさらにガツと減っているわけですね、各商店街は。

摂津の市内、先ほど藤井課長が商店街の活性化というか、そういうので応援しているということをおっしゃったんですが、でも、その中で買い物客というか、通行量も含めてたガツとやっぱり減っている、4年でもガツと減っているんですね。これは、大規模な店舗ができて、そういうところにも行かれるということも大きな影響が出ていると思うんですけども、摂津市内もあちこちでそういう店舗ができて、小さな商店街であるとか、そういう人たちのところがなかなか人が足を運びにくくなっているとか、そういうのが如実にこの調査で出ております。

そういう中で、地元の商店街を元気づけていくという、そういうことで言うと、この間、人間科学大学ですか、正雀の地域の活性化のイベントをやっておられましたけれど、やはりそういう人、地域の人の皆さんやそういう人たちを使って、本当におもしろい商店街をつくっていくとか、何かもっと工夫が要するというか。

昨日、駅前等再開発特別委員会をやったんですけども、正雀駅前の活性化の問題で、「ソフト面でこれからは頑張っていきたい」なんておっしゃっておられましたけれども、産業振興課の方でやっぱりそういうのも連携をとりながら、もっともっとおもしろい商店街、おもしろいというのはちょっといろいろあると思いますが、学生の人たちの力を借りるとか、もっと空き店舗を積極的に活用してもらえような方策を提案できるようにするとか。

どんどん正雀も空き店舗がふえていますよ。そういう中で、本当に寂しい商店

街になっていってしまって、ますます活気がなくなっているんですね。

これね、また南千里丘で新しい核とおっしゃっておられますけれども、ほんまにそれで大丈夫なのかとつくづく思うわけです。

産業振興の方からも、すごく頑張っていて、いろいろなことをやっておられると思います。もっともっと支援をしていくといいますと、中小企業対策の予算なんかもっとふやすべきですし、中小企業で若者を正規雇用するところには支援していくという、そういう市も出ています。そういう予算も組めるはずですし、もっと応援できると思いますので、こういうところについては抜本的にもっとふやしていただきたいなど。

ますますこれ、国会が延長されて、補正まで通らないとか、いろいろ言っておりますが、こういう中で摂津の市内の中小業者の皆さんは本当に年を越せるかなという、そう考えておられる方も多いと思います。

この辺の支援の予算は、もっとふやしていただきたいと思いますので、担当課の方で積極的に予算の要求もしていただきたいなと思いますので、お願いします。

○上村高義委員長 堤課長。

○堤障害福祉課長 私の方から、障害福祉課に関する再度のご質問にご答弁申し上げます。

まず、ダイキンサンライズに関するご質問がございましたので、ダイキンサンライズ摂津に関しましても、平成19年度は1名の方の実績がございました。

それで、障害者の方の悩みの相談などというご質問であったと思うんですけども、まずこの制度を申し上げますと、国の特定求職者雇用開発助成金の支給が終了した翌月から、重度障害者及び精神

障害者については24か月間、それ以外の方については12か月間の間、それぞれ市が雇用されておられる事業主に月額5万円、月額3万5,000円をそれぞれ支給するというものでございまして、先ほどもご答弁申し上げましたように、障害者雇用の定着を図る制度でございまして。

悩みの相談につきましては、平成17年の1月から、「ふれあいの里」に障害者就業生活支援準備センターを設置いたしまして、障害者の就労の悩みを、生活面も含めて、ハローワークなどと共同いたしまして支援をいたしております。

また、就業生活支援準備センターにつきましては、平成20年4月に3年間の実績が認められまして、国事業に移行したこともあり、1名増員をして支援活動を現在行っているところでございます。

○上村高義委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 引き続き、障害者雇用に関しまして補足説明をさせていただきます。

ダイキンサンライズは、障害者雇用の受け皿となります特例子会社の指定を受けておりますので、障害者雇用の安定に貢献いたしますとともに、障害者の方の働きやすい環境づくりに配慮された施設となっております。

また、産業振興課が把握しております障害者雇用につきましては、当課が行います障害者就職フェアでの雇用、それと、先ほど堤課長がご説明しました茨木・摂津障害者生活支援準備センターからの雇用があります。

しかし、これらの雇用は、すべてハローワーク茨木内、障害者雇用対策課の指導、連携に基づくもので、随時、対策課は指導員が採用された事業所を訪問し、雇用主、該当者との面接を重ね、アフターケ

アに努めていると聞いております。

○上村高義委員長 阪口課長。

○阪口健康推進課長 それでは、私の方から、助産院での妊婦健診でございます。

委員ご指摘のように、不可能かどうかというふうなことでございますが、現在、大阪府医師会と妊婦健診の契約をしておるわけでございますけれども、個々の助産師との契約というのは、なかなか個性が強いので難しいのかなと。

社団法人の助産師会、大阪府助産師会との契約ということ的前提に、私どもといたしましては、その中でも、妊婦健診の中でも貧血検査とかいうことであれば、医師の方で診察しなければならないといった技術的な、委託契約するについての技術的な問題も含めまして、大阪府助産師会との契約につきまして、他市の状況も踏まえて検討していきたいというふうに考えています。

それと、乳児健診なんですけれども、これは助産師さんの方ではできない、医療機関でないとできないというふうに聞いておりますので、これに関しましては、助産師の方でできるということにはならない現状のままでご理解いただきたいというふうに考えております。

○上村高義委員長 稲村参事。

○稲村保健福祉部参事 まず、一時保育のニーズの高さから、保育所の増設の必要性があるのではないかというご質問に関してでございます。

基本的に、一時保育をご利用される方と、それから通常の保育所入所をされる方につきましては、条件が違ってくるようになっております。

中には、通常の保育所利用をするべきところ、一時保育利用という方もいらっしゃると思いますが、非常にまれなケースだと考えております。

一時保育のニーズの高さから、保育所不足ということについては言えないのではないかと考えておりますが、平成20年の3月の保育所の待機の状況につきましても、全体といたしましてはゼロとなっております。

ただ、本年の10月の時点では実の待機人数が21名となっております、9月までずっとゼロできたものが、ふえていくという状況がございます。

この状況が、一時的なものなのかどうなのか見極めながら、今後については検討していく必要があると考えております。

2点目の保育所職員の問題でございますが、正規の職員が63名、臨時職員が33名という状況でございます。

これ以上、臨時職員がふえていくということにつきましては、担当課としては問題であると考えておりますので、退職補充については正規の職員でお願いしていきたいというふうには考えております。

○上村高義委員長 田橋参事。

○田橋産業振興課参事 市民農園につきまして、お答えさせていただきます。

農地には、保全すべき農地と宅地化する農地があります。市が借りております農地、市民農園は、市街化区域の宅地化する農地に当たります。

市民農園でお借りしたときは、その宅地並みの税金分を、委託料でお支払いして、その税金分を軽減するという方向で進んでいるのが現状でございます。

例えば、1,000平方メートルの農地、大体30万円ほどかかる農地、この農地でお米をつくった場合、十二、三万から18万位までのお米ができます。

そういうところで、農家の方は、農業を続けること自体が赤字になるのを覚悟で農業をしておられるんです。その辺の負担がしんどいけれども、農地として残

しておきたいというところが、大体市民農園として提供の問い合わせ等が来るところでございます。

これも、希望される農家があった場合に、現場を確認しに行きまして、拡大の方向で動いていきたいというように考えております。

予算のとり方についても、当初予算で計上していたら動きが遅れるということで、その辺のことも検討課題だというように考えております。

○上村高義委員長 登阪次長。

○登阪保健福祉部次長 家賃助成につきまして、所得制限額を引き上げていくべきではないかというご質問でございます。

現在の制度では、世帯員1名の場合、年間収入が191万5,000円以下、2名の場合は276万円以下の世帯が対象となっております。

窓口等のご相談では、収入要件がサービスを利用させていただく際の大きな障害になっているという感じは、担当といたしましては余り持っておりません。

1回目の委員のご質問にもありましたように、家賃の限度額などの問題もございます。低所得の方の生活を支援するという観点からも、今後制度としてどうあるべきかということについて検討してまいりたいというふうに考えております。

○上村高義委員長 東澗課長。

○東澗生活支援課長 一人当たりの生活保護ケースワーカーの受け持ち世帯数ですが、北摂7市の平均で、平成20年7月末での数字ですが、約101世帯となっております。

次に、女性ケースワーカーの配置についてでございますが、委員ご指摘のとおり、北摂7市と島本町の中では、本市のみ女性ケースワーカーが配置されていません。

女性ケースワーカーの必要性につきましては、十分認識しております。先ほどもお答えいたしました、今後、女性ケースワーカーの配置につきまして、適材な人員と体制を人事課と協議・検討してまいります。

○上村高義委員長 小野副市長。

○小野副市長 ダイキンサンライズ、これは私自身がダイキンサンライズの非常勤取締役ということで行っておりますので、このダイキンサンライズというのは、藤井課長が言いましたように、特例小会社で93年に設立されました。出資としては、ダイキン工業と大阪府と、それから摂津市と、その3者によるものでございます。

それで、このダイキンサンライズそのものは、私の知っている範囲では、この辺ではオムロン、それから松下、これはパナソニックですか、それからダイキンと、この3つが積極的に取り組んでおられる企業だというふうに聞いております。

それで、現在、2010年に向けて、障害者雇用を50名から100名にするということで、ダイキン本体からの指示で今現在工事が進められておるところでございます。

それで、私も毎月一遍取締役で行っておりますので、見ておりますと、やはりまず一つは大変大変だなと。というのは、ダイキン本体からどの仕事を持って来るかと。当然、障害者がやられることですから、若干時間も遅い、いろんな手間がかかると。そのダイキン本体から、もうけがあって、そして障害者がつくれる業務というのは、毎月のようにダイキン本体と話し合いをされている姿を見ております。

それから、もう一つ感じるのは、ここは定着率が非常にいいなというふうに思

いました。明るいです、働いている方が。それで、この定着率は、多分モデル企業になっていると思います。社長さんも、いろいろ聞いていますけれど、やはり教えるときも相当手間をかけておられます。

ところが、一たん覚えられたら、健常者よりもすごい能力を持っている子が発見できたり、それから、非常に閉じこもってしまう、出てこない、家に閉じこもっているということもよく聞きます。

相当苦労されて、工場長が相談に乗ったり、指導したり、これはよほどの忍耐力を持ってやらないと、そう簡単な障害者雇用だけの問題ではないということをお自身見ておりますので、川口委員の方でダイキンサンライズの方で具体的に聞いておられることがありましたら、私は毎月一遍の取締役で行きますので、どうぞ私の方に言っていただきましたら、またダイキンサンライズに持っていきたいと思いますので、ちょっとご紹介を兼ねて言っておきたいと思います。

それから、生活保護なり、職員数の問題なんです。これは、基本的には国の方も、このパートと臨職の人たちが今不正規採用、不定期な中で約7割来ていると言っておられていますから、その辺のところ、私は基本的には国自身が、どの方向性を厚労省が出すかということが大きな課題になっていると思っています。

それで、もう一つは、摂津の職員は904名、最大おりました。今、約740名ぐらいでしょうか。それで、ちょっと紹介申し上げますと、大阪府に出しておる改革プランというのがあります。これは、副市長が担当するんですけども、私どもは、当時、相当自信を持っておりました、この職員数の減問題は。厳しいのかなと。摂津は、早くから第一次行革は10年間やってきましたから。

ところが、この大阪府市町村下に、総務省に提出してある集中改革プランと言うんですが、平成17年をして、平成20年はどこまで市は落としていくかということで、摂津は686名という数字を出しております、最終的には。ここまでやると。それで、ただ、この数字に自信を持っておったんですが、府下の平均値ははるかに高い数字を出しております。これは、もともとその平成17年4月時点が多かったか少なかったのかという議論はあるんですが、いわゆる我々以外に、市は申し上げますが、10数市は10数%の定員削減をやるということを既に報告をいたしております。

それで、私どもが考えますのは、今まで言ってきました経常収支比率に占める人件費と公債費と繰出金で経常収支比率で100のオーバーが8年続いてきたと。私どもは、人件費も頑張ってきたという自信を持っております。ただ、各市のスピードが非常に速いということをもた私どももきちっと認識づけなければならない。やっぱり人件費が非常に重荷になるということは間違いないことですから、このような厳しい状況の中で、またぞろ公務員批判があり、やっぱり市の職員の働きが甘いとか、ボーナスが高いとか、給与が高いとかということが聞こえてくるような気がいたします。

したがって、これから私どもが考えなきゃならないことは、何をもって正職にするか、何をもって非常勤なり臨職なりお願いし、もう一つは何をもって委託にしていくかということがあります。

それで、保育士さんの問題にしろ、今、ごみ収集の作業員の、これは採用をストップしております。これは、政策判断として、いわゆる今後の公立保育所のあり方、とりわけこれを議論いたします別府保育

所のあり方問題が大きくかかわってくることに。

それから、もう一つは、ごみ収集についても、今後の直営、委託は、摂津市は直営率が非常に高い。頑張ってくれております。ごみ減量で府下ナンバーワンということをしておりますが、いわゆるその各種の状況のごみ収集の作業員さんについても、摂津市の直営率は極めて高い状況の中で、これを、一体摂津市の直営を幾らにするかということの議論も、もう確定しなきゃならない。もちろん組合との交渉は、稲村課長の方でもやっておりますし、水田次長の方でもやっております。市としての基本的な部分をもう少し整理をした上で、この人数を決めていかなければならない。もう少しきめ細かくこの議論を内部でもする必要ありと。

しかし、私どもも22年には686名まで職員数を削減していくということを出しておりますから、これには目標値は達成したい。ただ、その中身として、何を充実し、何を正職で賄い、行政パートナー、臨職、何でいくか。また、思い切って民間の方なら民間の委託に回すかというようなことをもう少しこれから細かく整理をすべき時期だということは、今、川口委員の質問の中でも感じておりますので、これからの事業になりますけれども、そういうことを申し上げておきたいなというふうに思っております。

○上村高義委員長 紀田部長。

○紀田生活環境部長 農業祭で二度要望していただいておりますので、一回ぐらい答弁をさせておいてもらわなあかんのかなということで、ちょっとお答えさせていただきます。

私も会場におりまして、確かに生ゴミがないということでクレームも聞きまし

た。ただ、やっぱりその参加者という意味で言いますと、主催者側発表ということであれば、昨年度と同様の発表ですし、1万人ちょうど、昨年、ことし同数となっております。

また、業者さんにお伺いすると、日曜日に販売しようと思って持ってきたやつが、前日の土曜日にもう売り切れになって、翌日の分を慌てて注文して、何とか販売させてもらったというようなことも、これは1社だけでなしに、数社聞いていますし、ほかの智頭町さんなんかは、もう遠くからお見えになっていたのでも、品物がないということで、翌日のもう午前中には販売するものがなくなったというようなことも聞いておりますので、そういう意味からすると、そんなに日にちを変更したことによってご迷惑をおかけはしていないかなという気もしております。

ただ、来年につきましては、通常どおり、第2週に変更させていただいて努めたいと思います。

○上村高義委員長 川口委員。

○川口純子委員 今の農業祭の答弁をわざわざいただいたんですが、市民からの目線がないんですよ。提携している市の方は意見を聞いて、市民からは見ましたか。

物は売れたでしょうけれど、私がさっきから質問しているように、やはり安くはないと言っているんです。それでも買って帰ってはるんです。でもね、例年よりみんなちょっとずつでした。

私は、市民の皆さんから意見を聞いているから、言っているんですよ。部長の方は、やっぱりもうちょっと市民の皆さんの目線でいろいろなものを見なだめなのと違いますか。

せっかくご答弁いただきましたが、来年に向けて、ぜひ検討してください。

市民農園ですけれども、今、市街化農地で、宅地化する農地であるからということなんですが、積極的にここに市民農園を、難しいかもしれないですが、ここに市民農園がないとだめだなという、そういう積極的な全然目線がないんですよ。だから、ふやす気はあるんですかと。

もう農業をしたくないから、市民農園に貸してもいいと言われてたら、そこへのこのこ行って話をするというみたいな、ものすごく受け身的な感じがいたします。

ずっと民生の中でも、市民の人たちのニーズから、市民農園を個人的に借りておられる方もたくさんおられると思いますよ。だけど、やはり市民農園をしないと、しかし団体に入っていないから借りれないとか、そういう意見もみんな聞いていると思うんですよ。

そういう積極的な農のあるまちにしたいんだったら、やはり農地を保全するという、そういう積極的な農業委員会というか、その姿勢が全然見えないんですね。

これでは、どんどん毎年なくなっていくんじゃないかなと、そういうふうに思いますが、市民の皆さんは、もっともっと使いやすい、本当にわずかでもいいから食物をつくって楽しみたいという、そういう人たちがふえていると思うんですよ。

もっとニーズをつかんでいただいて、もっと積極的にアプローチをしていただきたいと思いますけれども、ぜひそれは、もちろん予算の要ることですから、本当に農のあるまちにする気があるのかなと、本当につくづく思います。そういう姿勢が全く見れないという感じがいたしました。

先ほど副市長が、ダイキンサンライズのことなんですが、今度また拡張されるということで、横になって休憩する、車

いすの方とかずっと、そういう人たちが本当にちょっと体を休めるような休憩室であるとか、そういうのがやっぱり余らないというふうにお聞きしているんです。月1回行っていらっしゃるんですか。施設をあちこち見てはるんですかね。民生常任委員会でも、一回見させていただきたいなと思うんですけれども。

それとか、ある程度のやっぱり若い人たちですので、いろいろな悩みがあります。そういうのも、全部そこで解消できるかということ、そうは思いませんけれども、先ほどの鳥飼も、「ふれあいの里」のウイングまで行って話を、それも紹介しました、しております。だけど、職場の中で、やっぱり普通の会社でもいろいろなコミュニケーションが必要であるように、そういうのが足りないのではないかなというふうに思っておりますので、またこの民生常任委員のメンバーで一回視察させていただくように、委員長をお願いしたいと思います。

人の正職、非常勤の問題ですけれども、職員を減らすというのを決めていると。これまでやってこられた市の行政のやり方が、それは目に見えているんですね、どういふところで減らしていくのかというの。

でも、私は、やっぱり市民に一番身近に接するところで、そういうきちんとしたノウハウを持った人をつくっていかなければ、家庭児童相談室でもそうですし、保育の場面もそうですし、結局は直営の方が安くつく場合もあるわけですね。そういう場合もあるんですね、反対に。学校給食なんか、今そうです。民間委託になったところで、どんどん高くなっているところの自治体があります。

そういうところも例に出しておりますので、暗に職員を減らすということが、やっ

ぱり現業の部門であるとか、そういうところにやっぱりかかってくると思うんですね。これまでやってきているから、やっぱりね。

ですから、そういうところについては、やはりもっともっときちんと人を養成していくということが大事だと思います。そういうことで、きちんとやっぱり正職配置はしていただきたいなと、そういうふうに思っておりますので、要請したいと思います。

それから、民生費の部分については、積極的に来年度に向けて、部長の方も、近隣各市から見て市民に喜んでもらえるように頑張ると、そういうふうにおっしゃっておりますので、せめて府下平均並みに予算がふえるように、積極的に頑張ってくださいたいと思います。要請しておきたいと思います。

○上村高義委員長 それでは、川口委員の要望がありましたダイキンサンライズについての見学を要請しておきますので。副市長。

○小野副市長 近々にダイキンサンライズの取締役会がございますから、今、川口委員が言われたやつについては、向こうの工場長なりに、こういう意見がありますよと、それから民生委員会として、やっとなんか工事が、なかなか厚労省の補助金がおきなくて、手間暇かかって、やっとなんかということを先週聞きましたので、いい時期にということでしたと思います。

それから、もう一つ、市民農園については、田橋局長が言いましたけれども、拡大してきています。ただ、市としてはやっぱり受益と負担があるはずじゃないかと。固定資産税も減税しているんだから、その分はそれだけの作物をつくられて、生きがい、また健康にやっておられ

るんだから、それは私ども市としては、一遍その受益と負担ということを基本的に考え方を整理すべきという指示をしてやっておりましたので、田橋局長はそれがなかなか言いにくかったと思うんですが、市民農園の拡大は農業委員会としてはしてほしいと。それであれば、やはり一定の、そこで楽しんでおられて、うちは固定資産税分を減免していますから、それは利用者にそのことぐらい持ってもらってもいいのではないのかと。

それを、これからどんどん無償ということはいかなるものかということの指示をした上で、今、議論しておりますので、一定の結論を出したいなというふうにも考えております。

○上村高義委員長 川口委員の質問が終わりました。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時 5分 休憩)

(午後2時10分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

認定第7号の審査を行います。

本件について補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方、挙手を願います。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、私の方から一つほど質問させていただきます。

この決算書と合わせて、監査委員からの意見書をつけていただいておりますけれども、それで出してもらいますと、また年々小さくなってしましまして、寂しい限りなんですけれども、これは19年度の加入事業所が41事業所、被共済者数が216名となっておるわけなんですけれども、前年との比較ですね、聞かせていただきたいと思っております。

○上村高義委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 前年対比をご説明させていただきます。

19年度の加入事業者数は41、18年度は45となります。

それから、被共済者数ですけれども、19年度は216名、平成18年度は206名になります。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 ありがとうございます。決算状況とか、見てわかるように、事業所もちょっと小さくなりまして、この制度そのもの、せっかくのいい制度ですので、これからも先ほどの議論にもありましたけれども、非正規というか、正規雇用がなかなかふえないという意味では、パートタイマーの事業で支えられている事業所なんていうのが非常に多いということだと思いますので、大きく事業を展開というか、拡張していただいて、せっかくの制度を生かしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○上村高義委員長 ほかにございませんか。村上委員。

○村上英明委員 先ほど山崎委員の方から若干質問もありましたけれども、このパートタイマー制度というのは、昭和60年から継続ということで22年、23年していただいておりますけれども、この間、いろいろと今ご指摘もありましたけれども、加入者数が減の方向になりつつあるという中で、その中でいろいろと事業所の訪問なり、また、事業主さんの集まっておられる会合の中で、制度の説明なりをされてということで、いろいろと汗をかいておられるというのが現実だというふうに思いますけれども、その中で、先ほども加入者数の話もございましたけれども、当初の予定のときは約300名を目標にされているという中で、この現実の数字ですね、どういう形で認識

をされているのかなというのを1点、お聞きしたいと思います。

それから、もう1点、この事務報告書の中で、この平成19年度に退職された方が36名だったのでしょうか、それから最高加入が267か月ということで、約22年ということの中で、こういう最高という数字はあるんですけども、平成19年度の最低の加入期間ですね、何か月の方がおられたのかということと、それから、最高の給付額ということで86万6,131円という数字が出ておりますけれども、この平成19年度の中では最低の給付額について、お聞きしたいと思います。

以上、2点です。

○上村高義委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 それでは、村上委員の、まず平成19年度の予算額と収入済額の認識、それと平成19年度の最低掛け月と支給額のご説明をさせていただきます。

まず予算編成時、月平均加入者を300名との目標を立て、一人2,000円ですので、月60万円、年720万円の掛金収入を予定いたしました。実質的には、月平均217名で推移し、実収入は521万8,000円となりました。

年度によりましては、例えば、平成14年度、1事業所で四、五十名の大量脱会がありましたように、逆に大量加入があるのではないかという期待をするとともに、その周知策といたしましては、年に一度の事業所への広報の商工特集号の送付時に別ビラにおいて、市の制度の国の中退共（中小企業退職金共済）との違いや利点を強調し、勧誘活動を行ってまいりました結果、事務報告書でお知らせしておりますとおり、平成19年5月の215名の会員数が、平成20年2月

時では231名と、これは、平成18年度の同月対比を見ますと259名から220名に減少したことから、増加傾向となったということで、まだまだ予算想定人数までは至っておりませんが、若干の歯どめにはなったのかなという認識をいたしております。

それから、19年度の最短加入月数ですけれども、14か月になります。

なお、給付額は2万8,000円に100円交付金がつきましたので、2万8,100円を給付しております。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 確かに先ほどの山崎委員のときのご指摘にもありましたように、この加入の事業所数は3減だったのでしょうか、という中ではありますけれども、この被共済者数については、16名程度増加しているというような現状でもございますので、その辺については、1回目で申し上げましたとおり、汗をかいている分がこういう形の数字に反映しているのかなというふうに思います。

しかしながら、やはりこの300名との乖離の数字はちょっと大きいんじゃないのかなというふうに思いますので、この辺は、平成21年の予算編成に当たっては、やっぱり実数値というか、本当に到達したいという数字を上げて、予算を立てていただく方がいいんじゃないのかなというふうに思いますので、その辺よろしくお聞きしたいと思います。

それから、2点目の給付額の件でございますけれども、最高で267か月ということで、給付が86万6,131円という数字が出ております。しかしながら、この22年の掛金、月2,000円ということでいきますと、掛金は53万4,000円ということで、トータルすれば33万円程度、掛金よりも多く退職され

たときの方がもらえるというようなことだと思しますので、この辺について、またしっかりと先ほどの加入者の件ではありますけれども、増加という形でまたいろいろとご苦労をおかけしますけれども、またしっかりと汗をかいていただければなど、そういうふうに思います。

あと運用率の面で、今低金利という中でなかなかこの1%の運用というのが長期間続くような形ではありますけれども、これも社会情勢の中でまた2%とか、昔の3%とかという形に向けて、また努力していただければなど、そういうふうに思いますので、またこの辺は要望とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○上村高義委員長 ほかにありませんか。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時19分 休憩)

(午後2時20分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

認定第3号及び認定第4号の審査を行います。

本2件のうち認定第4号について補足説明を省略し、認定第3号について補足説明を求めます。

佐藤保健福祉部長。

○佐藤保健福祉部長 認定第3号、平成19年度摂津市国民健康保険特別会計決算認定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成19年度の国保加入者は前年度に比べ年間平均で1.5%、477名減の3万1,796名となっており、一般被保険者のうち老健加入者が3.4%、163名減の4,565名、その他の方が3.5%、738名減の2万214名、退職被保険者等が6.4%、424名増の7,017名で、一般被保険者が減少

する一方、退職被保険者等が著しく増加しております。

それでは、まず歳入でございますが、18ページ、款1、国民健康料、項1、国民健康保険料、目1、一般被保険者国民健康保険料は、前年度に比べ2.9%、約6,236万5,000円の減となっております。一般被保険者に係る一人当たり現年度医療分保険料調定額は、前年度に比べ1.3%、1,095円の増となったものの、被保険者数は前年度よりも738名減となり、総額で減額となっております。

また、介護分保険料は、被保険者数が317名の減となり、一人当たり現年度調定額も前年度に比べ5.2%、1,269円の減となり、総額でも減額となっております。

収納率は、医療分、介護分を合わせ、現年度分が84.5%、滞納繰越分が12.1%でございます。

目2、退職被保険者等国民健康保険料は、被保険者数が前年度に比べ、6.4%の大きな伸びを示し、加えて一人当たり現年度医療分調定額は、1.9%、1,936円の増となったため、総額でも増となっております。

また、介護分保険料は、被保険者数が151名の減、一人当たり現年度調定額は、前年度に比べ3%、681円の減となりましたため、総額でも減額となっております。

収納率は、現年度分が96.4%、滞納繰越分が19%でございます。

なお、不納欠損処分につきましては、平成17年度分以前の消滅時効等によるもので、延べ2,867件でございます。

款2、使用料及び手数料、項1、手数料、目1、督促手数料は、前年度に比べ3.9%の増となっております。

款3、国庫支出金、項1、国庫負担金、目1、療養給付費等負担金は、前年度に比べ2.1%、約3,617万円の減となっております。これは、主に老健拠出金が減少したことによるものでございます。

目2、高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ13.7%、約486万円の増額で、高額医療費共同事業拠出額の4分の1の交付を受けております。

項2、国庫補助金、目1、財政調整交付金は、前年度に比べ7.9%、約3,107万円の減となっております。これは、特別調整交付金の減が主なものとなっております。

目2、高齢者医療制度円滑導入事業費補助金は、70歳から74歳の被保険者の一部負担割合変更の凍結に伴う高齢受給者証の郵送費用等の補助を受けたものでございます。

20ページ、款4、療養給付費交付金、項1、療養給付費交付金、目1、療養給付費交付金は、前年度に比べ4.4%、8,974万2,000円の増となっております。これは、退職被保険者等が増となったことが主なものとなっております。

款5、府支出金、項1、府負担金、目1、高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ13.7%、約486万円の増で、高額医療費共同事業拠出額の4分の1の交付を受けております。

項2、府補助金、目1、事業助成補助金は、前年度に比べ23.8%、約269万円の減となっており、収納率向上対策補助金の減が主なものでございます。

目2、老人医療波及分補助金は、対象費用額の減少等に伴い、前年度に比べ34.9%、約88万円の減となっております。

目3、障害者医療波及分補助金は、増加率の変更等に伴い、前年度に比べ5.4%、約27万円の増となっております。

目4、府財政調整交付金は、前年度に比べ5.5%、1,997万2,000円の増となっております。

款6、共同事業交付金、項1、共同事業交付金、目1、共同事業交付金は、前年度に比べ2.8%、約376万円の増となっております。これは1件80万円以上の高額医療費471件を対象に交付を受けたものでございます。

目2、保険財政共同安定化事業交付金は、30万円以上の医療費に係る府下市町村国保による共同事業で、前年に比べ、96.7%、約3億771万円の増となっております。この制度は、一昨年10月から新設され、平成19年度から一年分となったもので、2,414件を対象に交付を受けております。

款7、繰入金、項1、一般会計繰入金、目1、一般会計繰入金は、前年度に比べ3.2%、約1,537万円の増となっております。これは、国保運営に係る人件費、事務費等の職員給与費等繰入金で、約2,069万円の増、出産育児一時金繰入金で、約303万円の減などが主なものとなっております。

なお、被保険者一人当たり繰入額は、1万5,814円となっております。

22ページ、目2、保険基盤安定繰入金は、前年度に比べ1.8%、約652万円の増となっております。

款8、諸収入、項1、市預金利子、目1、市預金利子はございません。

項2、雑入、目1、一般被保険者第三者納付金、目2、退職被保険者等第三者納付金は、交通事故等による第三者納付金、目3、一般被保険者返納金、目4、退職被保険者等返納金は、社会保険加入

等による国保資格喪失後の受診に係る返納金でございます。

続きまして、歳出でございますが、24ページ、款1、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費は、前年度に比べ14.4%、約1,484万円の増額となっており、国保システム改修費の増が主なものとなっております。

26ページ、目2、連合会負担金は、前年度に比べ0.4%の減となっております。

目3、市町村部会負担金は、前年度に比べ37.5%の減となっております。

項2、徴収費、目1、賦課徴収費は、前年度に比べ4.3%、約179万円の減となっております。

項3、運営協議会費、目1、運営協議会費は、前年度に比べ1.4%の増となっております。

款2、保険給付費、項1、療養諸費、目1、一般被保険者療養給付費は、前年度に比べ4%、約1億1,327万円の増となっております。一人当たりの保険者負担額は14万7,052円で、前年度に比べ7.8%の増となっており、診療報酬請求明細書件数は、20万7,596件でございます。

目2、退職被保険者等療養給付費は、退職被保険者の増加に伴い、前年度に比べ10%、約1億9,615万円の増となっております。一人当たりの保険者負担額は30万6,364円で、前年度に比べ3.4%の増となっており、診療報酬請求明細書件数は、12万8,925件でございます。

目3、一般被保険者療養費は、前年度に比べ5.5%、約542万円の増となっております。一人当たりの保険者負担額は5,182円で、前年度に比べ9.3%の増となっており、支給件数は1万2,

166件でございます。

目4、退職被保険者等療養費は、前年度に比べ24.6%、約1,469万円の増額となっております。一人当たりの保険者負担額は、1万616円で、前年度に比べ17.1%の増となっており、支給件数は6,600件でございます。

28ページ、目5、審査支払手数料は、前年度に比べて5%、約87万円の増となっております。件数は33万6,527件分でございます。

項2、高額療養費、目1、一般被保険者高額療養費は、前年度に比べ8.3%、約2,272万円の増となっております。支給件数は5,323件、1件当たり5万5,909円で、前年度に比べ24.2%の減となっております。

目2、退職被保険者等高額療養費は、前年度に比べ2.9%、約518万円の減となっております。支給件数は5,116件、1件当たり支給額は3万3,979円で、前年度に比べ42.2%の減となっております。

項3、移送費、目1、一般被保険者移送費及び目2、退職被保険者等移送費は、執行しておりません。

項4、出産育児諸費、目1、出産育児一時金は、支給件数167件となっております。

項5、葬祭諸費、目1、葬祭費は、支給件数411件となっております。

項6、精神結核医療給付費、目1、精神結核医療給付金は、前年度に比べ15.7%、約119万円の増となっており、支給件数は6,508件、1件当たり1,359円を給付しております。

款3、老人保健拠出金、項1、老人保健拠出金、目1、老人保健医療費拠出金及び目2、老人保健事務費拠出金は、いずれも社会保険診療報酬支払基金に拠出

したもので、前年度に比べ、3.6%、約6,664万円の減となっております。

なお、本市の平成19年度平均老人加入割合は、前年度より0.3%減の14.4%となっております。

款4、介護納付金、項1、介護納付金、目1、介護納付金は、第二号被保険者一人当たり4万9,476円の拠出金で、前年度と比較して、一人当たり1,898円、4%の増となりましたが、前々年度確定拠出分について、過払いとなっていた約2,711万円が相殺され、総額では、前年度に比べ6.3%、約3,385万円の減となっております。

30ページ、款5、共同事業拠出金、項1、共同事業拠出金、目1、高額医療費共同事業医療費拠出金は、80万円以上の高額な医療費の再保険事業として拠出したもので、前年度に比べ16.4%、約2,250万円の増となっております。

また、目2、保険財政共同安定化事業拠出金は、30万円以上の医療費の再保険事業として拠出したもので、前年度に比べ98.7%、約3億4,640万円の増となっております。

款6、保健施設費、項1、保健施設費、目1、保健衛生普及費は、前年度に比べ88.7%、約1,785万円の増となっております。この主な要因は、ことし度から始まった特定健康診査等の実施に係るシステム開発に伴うものでございます。

32ページ、款7、諸支出金、項1、償還金及び還付加算金、目1、一般被保険者保険料還付金は182世帯分、目2、退職被保険者等保険料還付金は、17世帯分の過年度分保険料を還付しております。

目3、償還金は平成18年度事業の確定に伴い、超過交付となった療養給付費負担金で、約4,345万円、調整交付

金で約3,116万円、療養給付費交付金で約8,739万円などを返還したものでございます。

款8、予備費につきましては、執行しておりません。

款9、繰上充用金、項1、繰上充用金、目1、繰上充用金は、平成18年度の不足額を補てんしたものでございます。

以上、決算内容の補足説明とさせていただきます。

○上村高義委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

大澤委員。

○大澤千恵子委員 まず初めに、摂津市の国保という、こちらの冊子の方の8ページの保険料の計の下の療給等負担金と書いてあるんですけども、これは、印刷ミスでしょうか。

○上村高義委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 印刷ミスというか、言葉が、先ほど部長の補足説明にもありましたが、正しくは、療養給付費等負担金ということを、ちょっと略して書かせてもらっています。

○上村高義委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 すみません。その負担金とかの名前がまだ十分わかっていないので、確認のためにちょっとお尋ねしました。

そうしましたら、決算書の18ページの歳入の分なんですけれども、療養給付費負担金のところで、この療養給付費負担金の基本額となっている、これは国の方からの負担金だということなんですけれども、この基本額の根拠の方をちょっと教えていただきたいということでお願いいたします。

それから、続いて2番目の同じく歳入のうち、先ほどのこちらの摂津市の国保の方にちょっとございます。ちょっと教

えていただきたいんですけども、歳入のうち23.45%を占めます、療養給付費交付金、こちらの方は、国庫でもなくて、府費でもなくて、どこから入ってくるのかをちょっと教えていただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

それから、24ページ、総務費の総務管理費、一般管理費の13番委託料のところ、レセプト点検委託料、こちらの方は、まず一つはどこに出しているのか、委託先を教えてくださいたいのと、あわせて、30ページでございます、保健衛生普及費の賃金のレセプト点検事務嘱託員賃金との違いを教えてくださいたいと思います。

これは、例えば、レセプト点検の委託料を市の方が一たん見て、それからまた、委託しているのかというあたりをちょっと教えてくださいたいと思います。

それから、あわせて、国保システムの改造委託料のところのご説明をよろしくお願いいたします。

そして26ページ、こちらの方は、徴収費ということで、保険料の徴収員の報酬、こちらが今現在何名いらっしゃるのか、教えてくださいたいということと、それから、その下にございます口座振替奨励金というのが、このあたりが前納報償金はわかるんですが、口座振替のところ、例えば、保険料が安くなっているのかということ、ちょっと教えてくださいたいということです。

あと28ページ、ここに精神・結核医療給付費というのがございますが、精神と結核医療給付費のこの割合について、実際精神と結核とどのような配分になっているのか、教えてくださいたいと思います。

以上、まだ国民健康保険の方が大変難

しいので、とりあえずそこまで教えていただければありがたいので、よろしくお願いいたします。

○上村高義委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 それでは、まず1点目の歳入の療養給付費等負担金の基本となる額ということでございますが、決算書の18ページと19ページの備考欄にもありますが、療養給付費等負担金の中には、まず療養給付費の負担金と老人保健医療費拠出金負担金、そして介護納付金負担金という3つがございます。

それぞれ国の負担割合としては、こちらの方に書かせてもらっておりますように、100分の34という負担割合になっております。そして、その基本となる額でございますが、療養給付費負担金につきましては、主に歳出の一般被保険者に係ります療養給付費であったり、療養費、高額療養費等の保険者負担部分が主な対象となります。

そして、老人保健医療費拠出金の負担金につきましては、同じく歳出であります老人保健医療費拠出金という保険者負担分がございますが、その部分が対象となります。

介護納付金負担金につきましても、歳出にあります介護納付金が主な基本となる額という形になります。

そうして、次、2番目の療養給付費交付金がどこから出ているのかというところでございますが、この療養給付費交付金と申しますのは、国民健康保険の制度の中で被保険者の中に一般被保険者と退職被保険者等という大きな区分けがございます。

このうち交付金の対象になるのは、退職被保険者等の医療費が対象になるわけですが、退職者の医療制度につきましては、退職被保険者等のかかった医療費か

ら、同じくその退職被保険者等からいただいた保険料を差し引いた残りの部分が、基本的にこの交付金という形で入ってくるわけですが、そのもととなるのは、社会保険の支払基金というところが主に管理しております、そちらの方からいただくという形になっております。

次に3番目に、歳出の一般管理費の委託料のレセプト点検委託料と、保健衛生費の賃金でありますレセプト点検事務嘱託員賃金との違いでございますが、レセプト点検事務嘱託員の賃金につきましては、業務内容といたしましては、レセプトの整理であったり、あと被保険者の資格等の点検というところがあります。資格等の点検というのはどういうことかといいますと、国保の被保険者であった方が、例えば、他市に転出されて、摂津市の資格がなくなるとか、また、社会保険に加入されて、摂津の国保の資格がなくなるといったときに、そのタイミングで新しい保険証ができておれば、当然その保険証を使って医療機関にかかれるわけなんですけれども、若干それぞれの方の手元に新しい保険証が届くのがおくれるとといったときに、手元には摂津の国保の保険証を持っているということで、その保険証を持って、病院にかかれたときには実際にはその日には資格がないのに、かかっているとかがありますので、その辺の内容の点検であったり、医療費の支払いの事務等々をこのレセプト点検事務嘱託員が行っております。

そして、冒頭にあります一般管理費の委託料、レセプト点検委託料につきましては、委託先が19年度におきましては、メディカルケアというレセプト点検業者になっております。

こちらの方では、点検内容といたしましては、レセプトの内容の点検、保険診

療につきましては、診療報酬の基準というのがございますので、その内容に合致しているかという点検を行ってもらっております。

そして、次に同じ総務費の国保システム改造委託料でございますが、19年度においては、制度改正の対応であったり、調整交付金のデータの保存作業、これ保存作業というのが、この20年度から庁内のシステムがオープンシステムに完全移行したという中で、それまでのシステムで対応しておいたデータ等の保存が必要になるために、行ったものであります。

次に、徴収費に当たりますところの保険料の徴収員でございますが、徴収員につきましては、今現在8名の徴収員がいます。8名の内訳につきましては、普通徴収員と申しまして、毎月毎月の保険料、その月の保険料を徴収に回る普通徴収員というのが5名、そして、残り3名が特別徴収員と申しまして、これは主に滞納となっている保険料の集金等に回っております。

それから、報償費であります口座振替の奨励金につきまして、どういうものかと申しますと、保険料の納付方法につきましては、19年度におきましては自主納付と申しまして、納付書を持ってみずから金融機関で納めてもらう方法と、銀行ないし郵便局の口座から引き落として保険料をいただく口座振替、そして、徴収員がお伺いして、保険料をいただく集金人払い、この3通りがございます。その中で、最も口座振替につきましては、払い忘れもなく、また、納めにいってもらう手間も省けるということで、私どもはその口座振替の推進を図ってきておりました。

その中で、口座振替をご利用いただいている場合に奨励金ということで、毎月

の保険料の0.75%、もしくはそれに満たない場合は50円という形で奨励金という形で交付させてもらっております。

それから、最後に精神・結核の給付費の割合ということでのご質問でございますが、実は、この給付金につきましては、医療費の支払いにつきましては大阪府の国保連合会というところが、審査支払機関という形になっておりまして、そこから毎月の明細と請求という形では来るんですが、精神・結核医療費という形での請求でございます、それぞれ精神と結核別々の内訳というのはちょっとこちらの手元に参っておりませんので、今お答えすることはできません。

○上村高義委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 先ほどの歳入の分の療養給付負担金の分なんですけれども、先ほどご説明いただいたんですけれども、基本額となっているところの部分の算出の方法を教えてくださいましたかということで、よろしく願いいたします。

それと、歳入の23.45%占める部分の療養給付費の方は理解できました。ありがとうございました。

それから、レセプト点検の委託料というところでございますけれども、これは、役所の中での作業ということよろしいんでしょうか。

その中で、それが適切な国保で使えるかどうかという確認作業という形をとった後に、レセプト作業をするという形になっているのでしょうか。役所の中の方で、その国民健康保険証がきちりと生きているかどうかというところを確認をして、それから、レセプトの方を見るところという形なんでしょうか。

それとあと保険料の徴収員の報酬でございますけれども、これ毎月5名は、徴収にお伺いするというものが残っている

かということと、あと対象の数がどれくらいいらっしゃるのかということをお聞かせいただきたいということと、それから、口座振替の奨励金というのが、実際私も国民健康保険ですけども、こういったことは返ってくるというようなことは初めて知りましたので、そういうのは市民の皆さんに通知か何かをしていらっしゃるのかということ、聞かせていただきたいということと、対象者は、これは全員の方が口座振替されている方が対象になるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

それと、先ほどの精神と結核医療の分でございますけれども、結核にかかる方がもう少なくなっているのかなというふうには私は認識をしておりましたけれども、精神の方がやはり数が多いのではないかとこの予測でちょっとお聞かせいただいて、今後の精神保健の方の利用度がどれくらいになるのかということを知りたかったのでお聞きしたので、データがないということでしたら、また後日ご報告の方をしていただけたらと思えます。

○上村高義委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 それでは、まず療養給付費負担金の算出方法ですが、先ほど口頭で一般の療養給付費等々と申しましたが、委員にお持ちいただいております、摂津市の国保の20年度版の8ページの歳出部分で申しますところの、上から2段目、療養給付費と療養費、高額療養費、移送費の合計が、33億7,400万円ほどになるわけなんです、決算書の備考では31億1,500万円ということですので。

この部分については、地方単独事業等々ございまして、その部分でペナルティー、減額と申しませうか、その部分がございまして、減額部分を差し引きさせて

いただいた額でございます。

次に、レセプト点検についてでございますが、レセプト点検につきまして流れといたしましては、まず医療機関から、先ほど申しました審査支払機関である大阪府の国保連合会というところにレセプトが集められます。国保連合会で、まず一次的な審査が行われて、その後、摂津市の国保の分は摂津市に来ております。それを本市においては、内容点検については業者委託ということで、再度二次的な内容審査を行っております。そして、その中で保険請求に見合った内容かどうかというようなことを点検いたしております。

レセプト点検事務の嘱託員につきましては、そのタイミング的に後か同時かというのは、データでもいただいておりますので、その中でほぼ同時期に点検を行ってもらっているという形でございます。

次に、徴収員の普通徴収員の分につきましては、毎月どこのお宅に回られて、幾らの保険料をいただいていたかというのは、逐次日報を、集金には日報をというのを提出していただいておりますので、そこで確認をしております。

そして、訪問件数でございますが、19年度で集金人払いの対象になっているのが745世帯でございます。

それから、口座振替奨励金につきまして、奨励金の交付の対象になるのは、口座振替をご利用いただいている世帯ということでございますが、このPRについてということのご質問をいただいておりますが、実は、この口座振替奨励金につきましては、19年度で終了させてもらっておると。20年度からは口座振替奨励金とこの前納報償金についても一応廃止という形にさせてもらっております。

○上村高義委員長 大澤委員の今の質問

で、意味を聞くことだけの質問であれば、この委員会じゃなくて、別なところで聞いていただいて、事前に聞いていただいて、何か問題があるとか、そういうことであるならば、この場を使って結構なんですけれども。

大澤委員。

○大澤千恵子委員 先ほどのちょっと説明のところなんですけれども、この負担金のもう少し何を足してどうなのかというところがちょっとわからなかったのと、先ほど療養給付費と療養費を足して、この療養給付費負担金になるというところで、ペナルティーがあったというところまではわかったんですけれども、その後の部分がちょっとわからなかったので、これだけちょっともう一度説明をしていただけたらありがたいです。

それとあと保険料の徴収員の報酬を今計算しましたら745件ということで、例えば、5人で回ったときに、1日だと約7件あたりの計算になるんですけれども、そのあたりで、この保険料の徴収員の報酬がやはり少し若干高いなという気がしますので、そのあたり何とか口座振替にさせていただけるような方向で、なるべくこの徴収員の人件費も削減できるような方向でしていただければという要望をいたします。

○上村高義委員長 暫時休憩します。

(午後3時 6分 休憩)

(午後3時20分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

答弁を求めます。

野村課長。

○野村国保年金課長 それでは、療養給付費負担金の算定の仕方ということでございますが、対象になりますのが、一般被保険者にかかります療養給付費、そして、療養費、高額療養費、移送費が主に

対象となります。

そちらの対象となる額が、約33億7,480万円ほどになりますが、決算書の備考欄に掲載させてもらっている31億1,550万円との、若干差が出ておるわけですが、この部分につきましては、地方単独の事業と申しまして、大阪府独自であったり、摂津市独自の乳幼児医療とか障害者医療とかの独自の制度がございます。

その部分については、全国共通ではございません。あくまでも大阪府独自の制度ですので、その部分については、差し引きをされた形で最終その金額に100分の34という率を掛けた形で負担金としていただいている形になっています。○上村高義委員長 大澤委員の質問が終わりました。

ほかにありませんか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、私の方から何点かお聞きしたいと思います。

まず、国保特別会計の方ですけれども、収入と支出の分をちょっと私、比べさせてもらったんですけれども、まず27ページの保険給付費です。これ全体で19年度が58億7,078万円、これが18年は55億2,680万円、17年度は52億9,236万円と順調にどうか、伸びているわけなんですけれども、18ページ、17ページに戻りますと、収入の方で、国の負担金が19年度、20億8,907万円なんです、18年度は21億5,045万円、17年度は23億7,030万円となっております、これは、ずっとご承知のように減っているわけなんです。

府の負担金の方でいきますと、19年度が4億3,985万円、18年度が4億1,833万円、17年度が3億1、

656万円で、徐々にふやしてはもらっているんですけども、これ市から繰出金でいきますと、一般会計の繰入金ですから、款の7でいきますと、19年が8億6,371万、18年が8億4,182万、17年が7億9,327万と、療養費というか、保険給付費の伸びに比べたら少し微増というか、追いついていないのではないかなと思うんですけども、給付費と国、府の負担金を引いた残り、これがベースになるというわけではないんですけども、全部その保険料に係るというわけではないんですけども、この部分でいうと、差し引きしますと17年が18億残ってくるんですけども、19年は24億というのが差し引きで残ってくるわけなんです。

意見書の32ページをあけていただくと、ここに18年、19年の赤字の比較がありますけれども、18年の方は保険料の伸びが8.6%、保険料収入も9.9%で黒字になっております。単年度でいきますとね。19年は、保険料は2.8%の伸びですけども、収入が減っておりまして、この辺、収納率、先ほど補足説明で84%というような数字も出していただきましたけれども、保険料の方に限界が来ているのではないかなというようなふうに見えるんですけども、この赤字というのが保険料の値上げ圧力になるのではないかなと思っているんです。

意見書の34ページに一人当たりの保険料とか負担額の表もつけていただいております。この辺ね、医療の福祉としての国保のあり方が問われているのではないかと、お金の流れというかね。

それで、まず決算書では赤字になっておりまして、国保会計が健全でないようには映るんですが、市の繰出金についてです、この保険料を上げないためにと

いうか、赤字の先送り、これ、最後にしていますけども、これを減らすためにも増額すべきなんではないかと。

そこで、まずどうして国の負担金がこれほど減ってきたのか、この背景と、それから市の繰入金、療養費の伸びに比べると余り伸びない。この理由をですね、この2つを中心にちょっとお答えいただきたいと思います。

2点目として、保険料については、以前は国保運営協議会で諮問をされて決めていったという背景があるんですが、歴史というか、があるんですが、保険料決定がこちらで机上の仕事というか、数字をはじいて決めてくるという形になってきまして、運営協議会なんかの役割、市民の意見をくみ上げるという立場で保険料の決定をされるという必要があるのではないかと。この運営協議会なんかの役割なども、どう考えておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

3点目として、19ページに欠損と未済額がありますけれども、17年度以前の分はもう欠損ということで処理もされているんですけども、支払いを促す手段としてですね、窓口の業務なんですけども、資格証の発行、これまでずっと議論をさせていただいていますけども、これを使われるということがないか。おどしと言うと、この言葉は語弊があるんですけども、制度の利用というか、をしてはいけないと思っておるんですけども、窓口業務でどういった扱いになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

この間、納付相談に来られて、分納をしながら短期証を発行されておられる方はおりますけれども、3か月おきないし6か月おきに窓口と呼ばれて、納付できるのかどうかを詰められるというか、迫られるというのを、どうもこれが負担だ

というふうに訴えておられます。その方のご事情もいろいろあるんでしょうけれども、いろんな考慮ができないのか、冷たい窓口対応になっていないのか、お聞かせいただきたいと思います。

○上村高義委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 まず1点目の国庫の支出金が減ってきて、府の負担分が増加しておると。市の繰入金が微増という中で、給付費が伸びている中で、そういう状況で保険料率等が今後の赤字の解消に影響してくるかどうかという問いかと思いますが、この間、国の負担分に関しましては、例えば療養給付費等の負担につきましては、これ、国の三位一体改革の絡みで税源移譲ということで、国の負担割合が減ってきて、今現在34%の負担となっておりますが、減った分についてはそのまま税源移譲ということで都道府県調整交付金という形になっておりますので、国の方の負担が減って、結局府の支出金がふえてきているというのは、そのあたりの影響かなと思われま。

次に、市の繰入金につきましては、微増というのは、これは職員給与費等につきましては、事務の改善であるとかいろいろ行った中での減少というのが出てきております。

出産育児一時金については、今現在、17年から見れば18年はふえておって、18年から19年を見ると若干減っているという状況の中で、このあたり出産のどういうんですかね、いろんな機会やらが影響してくるのかなと思われま。

そして、あと繰入金の中には保険料の軽減措置、低所得者に対して行われる7割、5割、2割の軽減に伴う減額分についての補てん措置というのがございまして、その部分で申しますと、ここは年々ふえてきているというような状況がござ

いまして、総体的に全体で見ると微増という形になっているのかなと思われま

す。そういう中で、ここ数年赤字の解消というのがなかなか進んでいない状況ですが、将来的にそれが、この赤字部分が保険料率に影響するのかどうかというお問い合わせでございますけれども、保険料率の決定につきましては、次の運協の役割の中のご質問とも関連するかもしれませんが、基本的に条例で規定されている方法によって保険料率を出させてもらっていると。この中身につきましては、見込まれる支出、医療費であったり、いろんな老健の拠出金や介護納付金等の支出から、歳入として見込まれる国、府、市等の負担金等を差し引いた部分が最終保険料として計上させてもらおうと。保険料の部分につきましても、必要となる保険料の50%を所得割で、35%を均等割で、15%を平等割でという形での、これも条例で規定されておりますので、そのとおり行っていると。その中には、歳出の中にはあくまでも単年度の収支で見えておりますので、今現在では赤字部分を乗せているということではございませんので、赤字部分が保険料に影響するかどうかという点では、影響していないという形になっております。

そして、2点目の保険料率、条例どおりやっている中での運協の役割という点でございますが、運営協議会につきましては、市長の諮問機関であると。あと給付割合の変更等が生じた場合には、当然それも諮問事項という形になっておりますので、国保の運営に当たるそういう意見、具申をいただく場となっておりますので、保険料率を運協で決定する場というふうには理解はしておりません。

次に、3点目の保険料の欠損と収入未済が出ているという点で、その辺で窓口

での納付相談等の際に、資格証を使っているかどうかということでございますが、納付相談をする際に、即資格証云々という話は行っておりません。ただ、保険の制度としての説明はさせてもらっております。ただ、納付相談ということですので、目的は資格証の発行ということではなくて、あくまでも保険料の支払いについて困難な理由等があれば分割相談であったり、保険料の減免制度というのがございますので、その辺等を活用した中で保険料の納付についての相談業務をさせてもらっているという形ですので、よろしくお願ひします。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 歳出の方で老健の方を忘れておりましたので、まず老健の方をお聞きしたいと思います。

これ、老健の方もですね、監査の意見書の方で37ページから38ページで一人当たりの費用とか保険負担額なども書いていただいているわけなんですけれども、国保と同様に被保険者が減ったというのは、これは退職者の移行の影響もあるんでしょうけれども、保険料とか自己負担がふえているということが、意見書の方でもわかると思うんですが、どうしたことなのかお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

ことしからは高齢者医療になりまして、後期が切り離されたわけですが、後期医療では医療費がふえると保険料が上がるという点で、負担割合がこれははっきり決められているので、これはもうはっきりしています。自治体でこの部分に軽減策をとるということは、ほかの医療制度とのバランスもあって禁止はされておひません。ことし、国保で老健の移行分ですね、これで軽減のために入れていたお金丸々浮いたということで、その分

をことしそのまま軽減策に使ったという自治体もあります。国保とのバランスというかね、同じ市民でありながら保険料が違ふということ、軽減策を受けられないという方について、どうしていくのかというお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

また、昨年までは資格証の発行、これまでもずっとお年寄りにも出さないという努力をしていただいておりますけれども、後期の連合体では、来年以降ですね、滞納が、ことしと来年と発生してきた場合、事務的に未納部分で資格証の発行というような対応が起きないのかどうか、お聞かせいただきたいと思ひます。

それで、国保の分をお答えいただきましたけれども、国と府と交付金で、公的な負担の割合でいうと減っているということは事実なんじゃないかと思ひますけれども、上がり続ける医療費をだれが負担するのかというのは大きな問題だと思ひますが、医療費が上がって、病気の人がふえております。意見書の34ページに書いてありますように、被保険者が微増でですね、少ない人数で上がっていく医療費を支えるという構造がここでも見えてくると思ひますけれども、病気がちで収入が減ったという人たちがお互いに支え合うというような構造になると、余計しんどいんじゃないかと。収収で高い摂津市の財政を生かせば、この国保のしんどい部分をカバーできるのではないかと。保険料軽減のための繰入金をもさらにふやすということについて、考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

市民の負担はもう限界というかね、収納率も保険料が上がって減っています。18年度に比べればね。そうすると、保険料改定の方に市民の方々の意見を反映していくという点で、協議会の役割が大

変大切だったんじゃないかなと思ひます。すけれども、保険料決定をもっと市民参加で行うという考えはありませんでしょうか、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

さきの定例会の一般質問でも、子どもさんのいる世帯へ資格証の発行はすべきでないということで、児童福祉法などのほかの法律の観点からも資格証なんかの発行をすることはおかしいということで、資格証の発行は避けていただいて、短期証にしていったということで今回回答もいただきまして、一定の評価はしておりますけれども、資格証の発行は窓口で10割負担という点では、保険証の取り上げと変わらないと我々は指摘をしてまいりました。資格証の発行は、収納率の向上に寄与することはないと思ひます。つまり、資格証の発行ですね、保険証の取り上げはやめるべきではないかと思ひますが、お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○上村高義委員長 寺田参事。

○寺田国保年金課参事 それでは、老健医療特別会計の自己負担の変遷について、簡単に説明させていただきたいと思ひます。

老人保健法は、ご存じのように昭和58年に制定されました。それ以来ずっと対象者につきましては定額負担でございましたけれども、14年10月から1割負担の導入ということで、1割負担が導入されました。また、18年10月からは、現役並み所得とみなされておられました2割負担の方が3割負担になるという形で、負担割合が重くなってきたというのは事実かなと思ひます。これが4月からの新しい長寿医療の負担割合に引き継がれているところでございます。

次に、2番目に被保険者の保険料の軽

減ということについてでございますけれども、法定軽減につきましては、国保でしたら7割軽減というのが最高でございますけれども、長寿医療制度におかれましては、7割軽減を本年6月12日の政府決定によりまして8割5分の軽減、保険料に直しますと6,900円ということで、低所得者の方への軽減については一定改善されているのではないかと思います。

あと減免のことをおっしゃっているのかなというふうに思うんですけれども、新しい長寿医療制度も、摂津市の国民健康保険との基準は違いますけれども、やはり前年から所得が低下した場合は保険料を軽減する、災害に遭った場合は保険料を軽減するという軽減措置はございます。

最後に、資格証の件でございますけれども、確かに従前、資格証の対象外でありました長寿医療の対象者にも資格証明書を出すということが、法律的には確かに明記されております。しかし、広域連合の方でも、一元的に、機械的に資格証を出すのではなくて、やはりその人の意見を十分聞いて、接触をして、払える資力があるにもかかわらず払わない人に限って資格証を出すという形になっております。もちろん実際に資力のない方、それから資格証を出してはいけない方に機械的に資格証を出すことは、厳に慎むべきというふうに考えております。

○上村高義委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 まず、国保に関する事で、保険料にも影響をいたします繰り入れの今後増額をする考えはないのかどうかということでございますが、確かにこの法定外の繰入金につきましては、ご負担いただいている保険料の軽減ということで一般会計の方から税の投入を行っ

てもらっております。

ただ、この繰入金についても、国の方からも、これは総務省の自治財政局から出ておりますが、国保の繰出金についてということで、この繰り入れについては保険料の安易な引き下げに充てられることを想定していないというふうな文言も入っております中で、本来的には特別会計の趣旨からしても、他会計からの繰り入れなしに、その特別会計で健全な運営ということが望まれているのかなと思っておりますが、ただ現在でも、保険料の軽減ということといただいている部分がなくなるということになると、これは先ほどの一般会計のときにもご質問ございましたが、たちまち一人当たり、1年間に1万1,000円ほど保険料負担がふえるという中では、私も日々、窓口で市民の方と納付相談なり行っておるわけですが、そのような状況から推察すると、この繰り入れがなくなるというのはちょっと厳しいかなと思われま

す。そんな中で、増額ということについても、やっぱりこれは市全体の財政運営にもかかわることでございますし、まして今現在でも府下で、これはいつも申し上げておりますけれども、府下の自治体に比べても高額な繰り入れを今行ってもらっている現状ですので、今の時期にちょっとふやすというのは難しいかなと思

います。そして、2点目の保険料の決定の際に市民参加、市民の意見を取り入れてはというご質問でございますが、先ほどのご答弁で申し上げておりましたとおり、保険料の出し方については一定条例の方で規定されておりますので、あくまでもそれに基づいて保険料を算出していくという形で行わせてもらっております。

最後に、資格証の発行についてですが、

保険証の取り上げではないかというようなご質問でございます。ただ、この健康保険の運営に当たりましては、保険給付という仕事と背中合わせに、私どもはその健全な運営を目指す中では、やっぱり保険料の収納というのも重要な仕事の一つではないかと認識しております。その中で、負担の公平性を図る観点からも、できるだけ納付いただけるようにという、日々窓口であったり、電話であったり、努力はさせてもらっておりますが、この資格証の発行につきましては、国民健康保険法でも義務づけられている制度ですので、極力発行しないようにということで、いろいろお手紙であったり、電話であったり、また家庭訪問等を行った中で、それぞれ対象の世帯の状況を把握することに努めておりますので、今後もその実態把握に努めていった中で、最終やむなく制度に対して理解をいただけないとか、お会いできない場合には、資格証の発行も一定やむを得ないところがあるかなと考えております。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 まず最初に、先ほどこの保険料の決定、数字ね、単年度でやっているから赤字は基本的に影響しないと言われましたけども、この赤字というのが決算書の一番最後で繰り越しというか、されるわけですよ。ですから、これが次年度の予算の全体枠を押し広げるといえるか、上乘せされるわけですから、影響しないことはないんです。

先ほど安易な引き下げという話も総務省から来ているという話でしたけども、決して安易な引き下げじゃないと思うんです。収納率がね、保険料が上がって、ことし19年度で下がっている、84%収納率ということからいうと、もう払う側の方が大変だという現状があるという

ことを、しっかりとやっぱり論議の中に置いて、保険料と繰り入れの決定をさせていただきたいと思うわけです。

老健の方で先ほど減免という話でしたけど、違ってですね、この老健も同じように、国保と今までと同じように保険料軽減を受けれていたわけですね、その繰入金にしていたお金がですね、いわば浮いたということで、ことし春にも私、ここでやらせてもらいましたけども、千葉の浦安市で75歳以上の後期高齢者対象者に1万円の給付をしたというようなね、浮いたお金いうたらおかしいんですけども、そういうこともしたということですから、財政の使い方によっては、また軽減策なんかもとれるというところでいろいろ考えていただければなと思っております。

後期高齢者の方で滞納出てきたら、資格証というのは、保険証の取り上げですから、連合にこれから任せていくと機械的におりてこんということも限らないということでは、特別な事情というのをしっかり把握して、上に上げていただきたいと思うんです。

この子どもの資格証の問題でも言ってきましたけども、発行を今まで避けておられた自治体というのは、学校とか児童福祉の児童センターとかね、そういった連携がよくとられて、そのご家庭の事情をよくつかんでおられるという傾向があります。本市においても、この後期高齢者の分で、高齢者福祉とか介護保険とか地域福祉とかいろんな方で、そのご家庭の事情というのをつかんでおられる課もいっぱいあると思うんで、そういうところと連携をしっかりとられて、払えるのか払えないのかというような対応をしっかりとっていただきたいと思います。

国民健康保険、老健もそうですけども、

国の指針があるとはいえ、児童福祉法とか虐待防止ですね、老人もそうです。医師法とかですね、憲法で保障された人権を守る、医療が受けられない制度にしてはいけないという点で、すべての国民が安心して医療を受けられるような制度に運用をお願いしたいと思います。

最後に、だから先ほど言った各課との連携状態ですね、事情をしっかりと聞くということについて、どういうふうにお考えになられているのか、できれば両方ともお聞かせいただきたいと思います。

○上村高義委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 まず、1点目のその赤字部分が翌年度に繰り越されて、それが影響しているのではないかということでございますけれども、確かに赤字部分につきましては、毎年繰り上げ充用という形で5月の出納閉鎖時に専決処分させていただいておりますが、保険料率の決定につきましては、当初予算の編成時に必要となる保険料を算出しておりますので、その時点ではまだ当該年度の赤字というのは確定しておりませんので、そういう意味では、結果的にはその翌年度の分で繰り上げ充用という形になっておりますけれども、そこでは料率には影響はしておりませんので、その点よろしく願います。

それと、2点目の資格証発行の際の片内の横の連携ということで、国民健康保険の場合でも、資格証発行に際しましては、当然医療を受けている状態であるとかをレセプトで見てみたり、また他課との関係では、いろんな医療証、公的な医療を受給されているかどうかというふうなところは、当然確認の方も行ってまいりますので、その点は今後とも続けていきたいなと考えております。

○上村高義委員長 寺田参事。

○寺田国保年金課参事 今後は資格証発行だけでなく、長寿医療の実施について各課の連携をどうするかということかと思いますが、75歳以上の高齢者にとりましては、なかなか自分の意思を表明したり、役所へ足を運んだりということがなかなか困難な方も多いという中で、健康推進課、介護保険課、地域福祉課、国保年金課の国民健康保険と連携して、また若い世代とは違った75歳以上の方であるということ意識した行政といいますか、施策をしていかなければならないというふうに考えております。

○上村高義委員長 山崎委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

村上委員。

○村上英明委員 今まで議論の中でこの徴収率云々とかですね、いろいろとそういうお話もございました。そういう中で、この歳入面につきましてはですね、款1、国民健康保険料、項1、国民健康保険料、目1、一般被保険者国民健康保険料、節1、医療給付費分現年分ということでございます。

そういった中で、この歳入面の中でも、この平成18年度と比較して、この平等割の分はふえていると、世帯ですね。しかしながら、この均等割の分が人数として減になっているというようなことも影響しているかと思っておりますけれども、この収入済額の平成18年と対比しまして7,000万ぐらい減になっているということと、あとこの収入未済額につきましても平成18年と比較して2,000万ふえているというようなことでもございます。そういったことについてどういう理由が考えられるのかなということも1点、一つご質問をさせていただきたいというふうに思います。

それから2点目なんですけども、決算書の歳入の分で18ページのところなんですけども、節1のところでは普通調整交付金と、節2では特別調整交付金というのがあります。これ、普通はペナルティーの分ということと、あと特別調整交付金ということで努力した分というか、そういうことであるというふうに思っておるんですけども、これがそれぞれ減額になっているということで、どういう理由が考えられるのかなということをお聞きしたいと思います。

それから、決算書の方の26ページ、歳出の分で、先ほど大澤委員の方からも質問がありましたけども、保険料徴収員報酬の分で質問があったかと思えます。これが予算現額と支出済みの差、不用額ということで約570万ほど計上されておられますけども、この理由についてお聞きしたいと思います。

それから、次は老健の方でございますけども、決算書の54ページでしょうか、款5、諸収入、項2、雑入、目1、第三者納付金ということで、節1、第三者納付金ということで約756万というのが計上されております。これ、国民健康保険、先ほどご答弁の中で言われておったと思うんですけども、摂津市の国保でおられた方が社保等変わられたとか、また他市に転出された方とかがこの摂津の国保の保険証を使って医療費にかかられたというようなこと、その後の返還金ということで国保はあったかと思うんですけども、この老健の分につきましては、この第三者納付金というのはどういう内容のものなのかということと、予算と収入済額とを見まして2倍強ふえているというふうなことで、どういう認識をされているのかなと。この老健については1点をお聞きしたいと思います。

○上村高義委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 それでは、まず1点目の保険料の一般被保険者の医療給付費分現年分の保険料の収入額の減、未済額の増等の理由でございますが、予算との乖離ということで、当初見込んでいた被保数、約2万5,800人ほどを見込んでおったんですが、決算では2万4,700人ほどということで、約1,000人ほどの乖離が生じております。

そして、収納率が若干下がっているということで収入額が減ったと。収入額が減るということは、若干その反面、未済額がふえると。この中で、あときっちり分析の方ができておらないんですが、実はこの19年度から保険料の決定の仕方が、18年まではこれまで4月に仮算定、8月に本算定という2段階でさせてもらっておったやつが、本算定一本、6月本算という形になった中で、4月、5月に保険料の納付がなくなっているという中で、これまで12期割だったやつが、6月本算になって10期割になったという中で、一期別当たりの支払いが、単純に18年と比較すると1.2倍になるという中で、そのあたりもお支払い方法等、分割ということも対応させてもらって、10期払いを翌年の5月までの12回に割らせてもらうとかいう対応もしておった中で、5月分が実際入ってくるのが出納閉鎖後の6月であるということも、若干影響しているのかなと思います。

というのは、18年と19年で現年、その年の調定総額から見た保険料、入ってきた保険料は、一般も退職も現年も滞納分も含めた、入ってきた保険料すべての額で見た収納率というのは、18年度が91.38%、19年度が91.47%ということで、ほぼ変わっていない状況ですので、そのあたり現年分と滞納分の

ちょっと割り振りが、内訳が変わってしまったかなというところが考えられる理由かなとは思っております。

そして、2点目の国庫補助金にありません調整交付金、普通調整交付金、特別調整交付金、それぞれ減になった理由でございますが、普通調整交付金につきましては、これも全国画一的なもので、それぞれ地域によってかかった医療費にも差がございます。あと収入となる保険料の算出のもとになる所得というの、地域によってやっぱり差がございますので、そのあたりをかかった医療費と必要となる収入等のバランスを保つ意味での調整という形でのされている部分ですが、ここで見ると、若干18年と19年を比較しますと、国の計算式で見たところですが、医療費としては本来伸びておるんですが、計算上は若干下がった形になって、その辺で普通調整交付金下がっているのかなと思われま。

特別調整交付金につきましては、これは普通調整交付金が一定の率や画一的な判断で出されるものであるのと対照的に、特別調整交付金につきましては、医療費の軽減であるとか、収納対策であるとか、それぞれの保険者が独自にやっていることに対して交付されるものなんですが、この中で18年と19年を見ますと、保険者の経営努力によっていただいている部分、その特別の事情による部分が700万ほど減額になっております。

そして、あと収納率によっていただける部分ということで、2年連続収納率を上げると、過去に減額された部分の約2分の1が交付されるという制度があるんですが、そこが19年度がちょっともらえなかったという中で減額になっております。

そして最後に、徴収員報酬の不用額に

ついてでございますが、先ほどご答弁させてもらったように、今現在、徴収員、19年度もそうなんですが、普通徴収員が5名、特別徴収員が3名の計8名がいてるわけでございますが、18年度までは実は特別徴収員が4名おりました、計9名で徴収の方を行っておりましたが、19年度の予算を計上させてもらう際には、その時点では9名の徴収員でありましたが、19年3月に特別徴収員1名が自己都合でということで退職なされた関係で、予算上9名で計上しておりましたが、実際には4月からは8名で徴収を行っていたという中で、その差がちょっと不用額として出ております。

○上村高義委員長 寺田参事。

○寺田国保年金課参事 それでは、第三者納付金の内容と、予算と収入済額の差について説明させていただきます。

第三者納付金につきましては、交通事故などの相手の不法行為によって生じた被害者の保険治療分の費用を、相手方に請求することによって生じるものでございます。その予算額については、交通事故の発生など不確定要素が極めて強いことから、従来から老人保健医療特別会計においては300万を枠として当初予算に計上させていただきました。平成19年度は、交通事故分4件、756万445円を収入いたしました、そのうち1件で438万9,785円という高額の求償額を収入したことが、予算額を大幅に上回った原因でございます。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 ご答弁ありがとうございます。

今、保険料収入等々がありまして、またこの徴収率ですね、医療分につきましても84.5%ぐらいだったでしょうか。大阪府下を見ても、この徴収率が100

%というところはなかなかないと。トップといっても、94か95%ぐらいだったかと思うんですけども、もしそこまでいけばですね、先ほど一般会計のときにも申しました、この法定外の分は不用でも、今の保険料というのは維持できるのではないかなというふうに思うんですね。そういう中で、やっぱり国保という特別会計というのは、その特別会計の中で運用するというのが基本的なものであるのではないのかなと、そういうふうに思うわけですけども、そういう中でやっぱり現年分、滞納分にしてもですね、徴収率を上げていただくように、これからしっかりと努力をしていっていただきたいなと思います。

その中で1点だけちょっとお聞きしたいんですけども、今まで大阪府下の中でも、これ、保険税というのがですね、一つの市だけだったのではないかなと、泉南市だったと思うんですけども、その後、いろいろと議論する中で、この保険料と税の関係ですね、議論についてどういう形で進められているのかという、この1点だけお聞きしたいと思います。

それから、あとこの報酬の分ですね。特別徴収の方が4名から3名になったということではありますけども、この特別徴収と普通徴収されているこの8名の方で、要はどれだけの保険料を徴収されているのかというのを1点お聞きしたいと思いますし、それとあわせてどういうスキルというんですかね、どういう方がこの特別徴収、普通徴収されているのかなということをお聞きしたいと思います。

それから、老人保健の方なんですけども、先ほどの説明でわかりました。一応基本的には、この平成19年度で廃止になるというふうに認識しておるんですけども、その中で20年度の予算について

は、若干1か月とか2か月分だったでしょうか、計上されておるということで、平成20年度の決算ではまた出てくるのかなと。そういう中で、この平成21年、22年のこの経過措置等々、その辺の今後のスケジュールについて1点お聞きしたいと思います。

○上村高義委員長 寺田参事。

○寺田国保年金課参事 それでは、老人保健法、19年度で廃止、今後のこの会計のスケジュールについて説明させていただきます。

委員ご指摘のとおり、老人保健法の適用は20年の3月診療分をもって終了いたします。ただし、3月診療分については、20年度予算で執行いたします。

それから、20年4月から23年3月までの3か年につきましては、老人保健医療特別会計は継続するということが法律で定められております。その間に、20年3月以前に生じた医療機関の診療報酬の請求漏れとか、それに伴います支払基金や国、府の負担金の支出、収入の調整を3年間ですするという形になっております。

○上村高義委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 それでは、まず1点目の保険料と保険税についてでございますが、全国的に見ますと、保険料より保険税を採用している自治体が多いと。ちょっと今手元でその内訳、比率等はちょっと持っておらないんですけども、税の方が多いと。ただし、都市部では、大阪の例にもありますけど、圧倒的に保険料を採用しているところが多いと。これは、その保険税になりますと、先ほどから議論になっております保険料率であるとか、保険料の割合とかを条例で定める必要があるということ、その条例改正の手続が必要になってくると。

保険料につきましては、市長の告示で対応できるという中で、何が影響しているかなとちょっと考えてみますと、やっぱり保険料を算定させてもらう基礎となる被保険者の移動が、多いか少ないかというところが非常に大きく影響してくるんじゃないかなという中で、先ほど申しました都市部では保険料が多いという中では、確かに都市部における人の移動がかなり頻繁にあるという中で、料率決定の際に、どういうんですかね、条例改正という形が税の場合でしたら入ってきますので、かなり期間を要するところがありますので、その辺の実態とのずれが出てくるかどうかというところかなと思います。

ただ、先ほどの保険料の収入未済、不納欠損とかの話になりますと、今現在、保険料でいきますと、その時効が2年という中で、税の場合は5年あるという中では、ゆっくりと言うたらちょっと語弊ありますけども、その回収といいますか、収納にかかる時間、配分というののがかなり変わってくるのかなと思われる中では、問題点としてちょっとそういう点があるかなというところを、今は認識しているところでございます。

それと、2点目の徴収員に係る徴収額で申しますと、19年度、特別徴収員3名での集金額ですが、これ、ちょっと今手元にあるのが滞納分の集金額になりますが、3名で7,130万ほどですね。これにプラス現年分も若干集金の方に回っておりまして、そちらはちょっと件数になります561件。

そして普通徴収員、こちらは主に現年の保険料の徴収という形になるんですが、普通徴収員でも中に滞納分を若干持ってらっしゃる部分があります。その金額が156万円ほどです。現年の集金件数

が、2,127件という形になっております。

あと徴収員の技術的なものなんですけども、普通徴収員につきましては、加入いただいている被保険者世帯から現年分を集金に来てくれということで、決まったルートで回ってもらって、金額も決まった金額という中では、十分私たちの方で保険の制度、さわりの部分を説明させてもらった中で回ってもらっていると。

特別徴収員につきましては、地域で活動をされている方であったり、この普通徴収員を長年経験された方であったり、今現在、中には社会保険労務士の資格を持った者等が今従事しているという状況でございます。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 老健の方はわかりましたので、また今後しっかりと適切な処理をお願いしたいと思います。

国保の方なんですけども、先ほど特別徴収、また普通徴収の方につきましては、延べで7,300万ほどですか、いう形に徴収になっているということで、委託費から見れば投資対効果いうんですかね、そういう面があるのかなと、そういうふうに思いますけども、やっぱりこの収入未済がやかなりいっぱいあるということがありますので、その辺でまたこの特別徴収の方をですね、例えばふやしていった場合に、この滞納分がなくなっていくとかですね、その辺はまたしっかりと検証していただくと、また取り組んでいただければなど、そういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○上村高義委員長 村上委員の質問が終わりました。

ほかにありませんか。

川口委員。

○川口純子委員 今、国保証のない子ども問題がね、3万3,000人いるということで、全国的に、本当に大変な問題になっていまして、一般質問でも山崎委員の方でやりましたけれども、この問題はやっぱり資格証明書の発行という、こういうことから来ていると思います。

本市は、この制度が改定されたときに、わずか2世帯ぐらいだったと思います。国保運協に私も入っておりましたから。そのときに、その協議委員のお医者さんであるとか、そういう方たちからもさまざまな意見が出ましたけれども、今既に42世帯ですか、42の資格証明書が発行されていると。

そういうことで、やはりこれは地方自治体によっては、大阪府下の自治体でも、この資格証明書を発行していない、そういう市もあります。なぜ発行しないでいけているのかと、そういうこともぜひ検討して、一緒に協議していただいて、やはりできるだけこの資格証明書は減らしていくというね、やはりこのようなペナルティー的なやり方をやめていくということで、今、後期高齢者というか、老健の部分で寺田参事がおっしゃいました。やはり厳に慎むべき、高齢者に対しては、そういうふうにおっしゃっているわけですが、これはやはり今保険料徴収員とか、そういうのは今話に出ていましたけれども、そういうことも含めてですね、やはり資格証明書の発行をできるだけ抑えていくということで、来年からでも始めていくということ、人の配置など含めてやっていくのかというのを、ぜひ検討していただきたいなと、お願いしたいなと思います。

それから、本当に払える保険料になっているのかと。この平成19年は3.06%の保険料の値上げをされて、1億6,

000万円のやっぱり値上げになったわけです。これは、もう一つの下水道使用料などの値上げと含めて、この年はかなり値上げがね、負担が多かったわけです。それ以外にも、もう本当に収入が減ってきていると。そういう中で負担が大変重い。本当に払える保険料というのは、どういう保険料やったら払えるのかなと思いますけれども、やはり大変負担が重くなっているということですね。それはもうよくわかっておられると思いますけれども。

今、国保の担当の職員の方たちは、やはりかなり早くスピーディーにいろんな相談には乗っていただけているかなって思うんですね。できるだけ分納の相談にも乗っていただいていると。そういう中で、いろいろ制度が改定されて、来年から年金からまた天引きとか、そういう話も出ておりますよね。しかし、払う意欲のある人については、分納でもやはり少しずつでも払っていただくと。そういう市とのパイプをつないでいくということが、命綱を守っていけるということやと思いますので、ぜひ資格証明書の発行を抑えるとともに、払える保険料にしていくために、分納相談なんかにぜひ乗っていただきたいなと思います。

それから、よく市民の方たちにいろいろ送られます。私は前に仮算定、本算定はやめよということで、一本化すべきということで提案してきましたけれども、それは一本化にされて、市民にとってはわかりやすい、そういうことになったと思います。しかし、送られる書類を見ますと、やはりまだまだ難しい。ひとり暮らしの方もおられますし、そういう中でいきますと、もっとわかりやすく、シンプルに書類が作成できないのかなと、いつも思うんです。何か一方的でね。分

納相談に行っている人に対しても、滞納分の書類をまた送られるわけです。そして、市民の人にしたら、分納相談に行っているのに、また滞納してますよ、いつまでに払いなさいよってダブルで請求されているような、それはシステムの送らなければ仕方がないっていつもおっしゃるわけですが、そういうのもやっぱりきちんと対応できないのかなど。物すごく機械的だと思います。

やはり市民の皆さんが、いろんな困難な中で、市役所に相談に行って本当によかったと思って帰ってもらえる、安心してね、大変やけれども、保険料も払いながら医療も受けれると、そういうような窓口になっていただきたい。だれが読んでももっともっとわかりやすい表現にしていきたいと思います。

それで結構です。要望しておきたいと思います。

○上村高義委員長 川口委員の質問が終わりました。

ほかにありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時24分 休憩)

(午後4時27分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

認定第8号の審査を行います。

本件について補足説明を省略し、質疑に入ります。質問のある方、挙手願います。

大澤委員。

○大澤千恵子委員 158ページの介護認定審査会の件で質問させていただきます。

介護認定審査会の認定申請が年間2,314件あるということは、資料の方で

見させていただきましたが、こちらの方はまず何人ぐらいでこの審査を行っているのかということと、あと介護認定の方で、もし認定に不服があれば、第三機関に不服申請ができるということがありますが、大阪府の方では介護保険審査会にて、この不服申請ができるということなんですけれども、摂津市から不服申請をした方がいらっしゃるかどうかということをお聞きしたいなというふうに思います。

そして、その審査基準ですね、こちらの方もあわせて、人によって若干基準が違ったりとか、一応、基準のペーパーというか、チェック機能というのは見させていただいたんですけども、その中で個人差というものの基準がどういうふうに分けられているのかということをお聞きしたいなと思うことがまず1点目です。

それから、160ページの特定入所者介護サービスの件ですけれども、1億1,803万2,954円が市の負担分になっているということですが、まず一つは、これを全体で利用している人数と、それからこの利用というのは市民税非課税の方も対象になるのか、それとも対象外の人もいるのかということをお聞きしたいというふうに思います。

それから、164ページの包括支援事業の方なんですけれども、この包括支援事業のうちの任意事業の方なんですけど、これは市独自で任意事業をされるということなんですけれども、摂津市の方では多分この介護用品給付事業委託料というところが、この任意事業の大きなところかなというふうに思っておりますけれども、これ資料を見ますと、紙おむつ以外の介護用品の給付という記載がございましたが、この介護用品給付事業に関

しまして、この中身を教えていただきたいということをまず1回目の質問でお願いいたします。

○上村高義委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 まず、認定審査会についてご答弁申し上げます。

この介護認定審査会の委員につきましては、介護保険法並びに摂津市の介護保険条例及び審査会の運営要領等に基づいて設置しておるもので、委員の定数は50人以内ということにしておりますが、現在、43名の委員を任命しております。そのうち合議体ということで、各会5名の審査委員で審査をしております。

それから、認定に係る不服申し立てにつきましては、これまで介護保険制度が始まってから、摂津市の方については申請はございません。

それと、認定の基準につきましては、個人差というものは基本的にはないものということで、国の基準に基づきまして認定の調査を行いまして、審査につきましても国の基準に基づいて合議で行っておるというふうに考えております。

それから、次に、特定入所者の介護サービス費についてでございます。これにつきましては、低所得者の方に対する施設入所及び短期入所の場合の食費及び居住費のいわゆる負担の減額ということの給付になっておりまして、具体的には年間4,152件ということで、月平均約350名程度の方が、この給付の対象になっております。

段階がございまして、まず、対象となる方につきましては、生活保護を受給されている方、それから、世帯非課税で老齢福祉年金を受給されている方、それから、第2段階としまして、世帯非課税でご本人の年金収入が80万円以下の方、それから、第3段階としまして、世帯非

課税の方ということで、80万円以上の方ですね。それぞれ金額が異なってきます。課税されている方がいらっしゃる方については、このサービス費の給付の対象にはならないということでございます。

○上村高義委員長 登阪次長。

○登阪保健福祉部次長 家族介護支援事業の介護用品の件でございますけども、主なものは紙おむつでございます。紙おむつの給付外という、これは給付ほかということで、紙おむつの給付がほとんどでございます。そのほか一部パットや紙おむつカバー、そういったおむつにかかわるような部分についても対象としております。

○上村高義委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 先ほどの基準の方なんですけれども、例えば同じような状態の中でも、見る人によっては見方でちょっと若干下がって、市民の方から同じような状態なのに、そのチェック機能ですね、これによって若干差があるとかというようなことが多少聞くので、そういったところでは研修とか、きっちりと見れるような指導をされているのかということを確認したかったということでございます。指導というか、そういう研修があるのかどうかということですね。

それから、もう一つの分ですね。これ市の負担分で、今後、この市の負担分がどういう増減ですね、こういったことをちょっと方向性としてどういうふうと考えていらっしゃるのかということをお聞きしたいということが2つ目です。

それと、もう一つ包括支援事業の任意事業の方で紙おむつというところがありましたけれども、ちょっと今わからないですけど、紙おむつが外されているということで、ちょっと質問させていただいたんですけど、まず一つは介護用品の委

託の先は、これは社会福祉協議会の方だというふうに推測はされるんですけども、こちらの方の紙おむつで、一般会計の方から紙おむつの支給の方が多分出たと思うんですけども、そのあたりのダブっている事業なのかなというところをちょっと教えていただきたいということでお願いします。

○上村高義委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 まず1点目の認定の基準に対する研修ということでございますが、まず、訪問調査については、摂津市では基本的には財団法人摂津市保健センターに調査を委託しております。その中で、ケアマネジャーの資格を持った者が複数名おるんですけども、定期的に研修会を開いていますとともに、調査票を必ず事務局の方でチェックいたしますので、その都度疑義があった場合については、詳細を問い合わせるなりというようにすることで、一定のレベルが保てるようにということで、日々、研修と言いますか、努力しております。

それから、審査会の委員につきましても、各グループの合議体の長につきましても、大阪府の研修等もこれまでも実施されていまして、それに参加しているということと、その後に復命と言いますか、市の方でも定期的に、回数は年1回程度になろうかと思っておりますけども、定期的にこれまでも研修会を開いて、一定のレベル合わせということで行っております。

さらに、また、来年度につきましても、若干、基準が変わるということで、モデル事業とかもしているんですけども、そういう研修も随時、新たな基準とかが示されますと、その都度、新たな研修もしております。

それから、特定入所者の介護サービス

費の市の負担増ということでございますが、これは予算科目の説明上は、市負担ということになっておりますが、財源としましては、すべて摂津市の市の一般財源だけではなくて、国庫・府費、支払基金から市の方に入っております財源も含めまして、市から国保連合会に負担するという意味で市負担という表現になっておるんですけども、これも今後の見込みとしましては、最近の給付の増を見ますと、大体年4%から5%の伸びを示しておりますので、今後も高齢者の増、それから認定者の増を考えますと、増加傾向にあるのかなというふうに認識しております。

○上村高義委員長 登阪次長。

○登阪保健福祉部次長 紙おむつの給付の件でございますけれども、委員ご指摘のように、社会福祉協議会の方に事業を委託しておりますので、対象者の方に社会福祉協議会の方から1枚3,000円の券ですね、これを課税の方につきましても12枚、3万6,000円分、それから非課税の方につきましても25枚、7万5,000円分をお渡ししております。この券をもちまして、薬剤師会と契約しておりますので、摂津市内の薬剤師会に加盟している薬局でおむつ等に交換をいただくとこの仕組みを取っております。

なお、平成18年度から介護保険制度が改正されまして、これに伴いまして、これまでの国の補助金制度が廃止されまして、紙おむつや配食サービスなどの介護保険制度を補完するサービスにつきましては、介護保険制度の地域支援事業を活用して、経費の面でその枠内で実施できない場合は、市単独事業として実施せざるを得ないと、そういった状況となっております。

その状況を受けまして、18年度以前

につきましては、一般会計で、この紙おむつの事業をやっておりまして、18年度につきましては、一般会計と介護保険の特別会計、両方で対応してございましたけども、19年度からは介護保険の特別会計だけで対応しております。

○上村高義委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 制度の方が大変ころころ変わりますので、それに対応されるのは大変だと思うんですけども、そのあたりで例えばかぶっているようなところがもし見受けられるようなことがありましたら、そのあたり、私たちにも教えていただきながら精査して、なるべくいい形で市民の方たちに提供できるようなものをしていただければなということをお願いいたします。

○上村高義委員長 大澤委員の質問が終わりました。

ほかにありませんか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、私の方からも何点かお聞かせいただきたいと思います。

まず、収支の方なんですけども、監査の方で意見書をつけていただいております。意見書の46ページの収支一覧見ていただくと、介護保険特会は、今回、非常に黒字状態であるというのがよくわかるかと思えます。決算書の165ページで3,107万円の積み立てができて、167ページの第2期の借金も864万円返して、その上で169ページですね、繰り越しが8,995万円ということだと思んですけども、少なくとも来年、保険料の見直しもあるんですけども、保険料は上げていく理由は見当たらないと思いますけども、お考えをお聞かせいただきたいと思えます。

さらに、国の方針として介護保険料は原則減免なしというか、保険料の減免が

非常に受けられないということで、共産党としても介護保険にもしっかりした減免制度を設けるべきだと要求しているわけですけども、昨今、貧困の広がりの中で、低所得者層への対応としては減免、必要なのではないかと。生活保護を受けている人にも保護費から出ているとはいえ、保険料がかかるというおかしな制度なんではないかと。しかし、保護基準に近いような低所得の人たちには負担が大きいという意味では、せめて市民税の非課税世帯などに別口というか、新たな減免を求めたいと思えますけども、お考えをお聞かせください。

この収支の関連で、150ページの収入で調整交付金ですね、これもまた変えられていくのかどうか、その辺の見通しも聞かせていただきたいと思えます。

次に、決算書の160ページ、介護予防のサービス等諸費、大体予防の部分が今回、えらい見込み違いというか、乖離、大幅に使われなかったというところですね。予防サービスの諸費で言うと、当初予算が4億1,134万円だったのが、最終1億8,996万円ということなんですけども、このあたり見込み違いで済まされるのかどうか。予算との乖離という点ではむちゃくちゃじゃないかなと思うんですが。国の方針で今回、新たに予防措置というか、支援というか、予防をしましょうと、寝たきりにならないような予防をしましょうという事業を進めなさいということで来ているんだと思んですけども、予防推進の余り、必要な介護が切り捨てというか、切り替えていかれなかったかと心配しておるんですけども、7段階への移行も始まって、要支援というのがふえて、予防をせよというのが余り評価できないんですけども、福祉用具の貸与とかが要支援では受けられな

いというふうに聞いています。その前の158ページの介護給付、これを見れば、介護給付の方はしっかり使われているとか、予算ではこの部分を抑えようとしたんですけども、介護の利用はやっぱり多かったというふうに言えないかどうかですね。

162ページに、地域支援事業にもこれ予防という事業が大分入っているんですけども、ここもかからなかったとか、お金が要らなかったという点で、予防事業に対しての詳しい説明をお聞かせいただきたいと思います。

○上村高義委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 まず、介護保険財政の収支ということでございますが、ご承知のように、3年間で収支が合うようにというような事業計画で運営しております。18年度につきましては、先ほど説明あったように、約3,000万円の黒字ということで積み立てをさせていただいております。

そして、19年度につきましては、決算上、8,900万円ほどの黒字ということでございますが、これにつきましてはすべてが黒字ということではなくて、国庫・府費、支払基金、それから一般会計の繰入金等、概算で歳入しておりますものを、実績に応じて精算して、翌年度に返還するということになりますので、実際の黒字額は、ここからさらに減るということで、約4,700万円ほどの19年度の実質の黒字額ということで、18年度の黒字額と合わせてトータルで7,800万円ほどになるわけなんですけれども、これは20年度、逆に給付が年々ふえるというような見込みから、計画上、約1,600万円ほど赤字を見込んでおりまして、さらに保険料の激変緩和措置の継続ということで、これ20年度の当

初予算で上げてますように、その分の約960万円をもととの黒字からそこに充てるというようなことで考えておりますので、現時点では、20年度は最終的にどうなるか、今の時点で見込むのは大変難しいんですけども、現時点で五千万円程度の3年間トータルでの黒字であろうかなというふうに考えております。

ただ、今度第4期、21年度から23年度まで、やはり給付の増というのは、これは、この傾向というのは変わらないというふうに、今、試算しておるところなんですけれども、その給付の増を考えますと、3年間で約5,000万円、黒があるからといって、保険料を増額しないで済むというわけにはいかないのではないかなというふうに、現時点では見込んでおります。

それから、2点目の減免についてということでございますが、摂津市でも独自減免については、既に実施しております。20年度からその基準も拡大したところでございますが、一般会計からの減免への繰り入れというのは、これもご承知のように国の方が原則しないと、それから保険料をゼロ円にはしない。それから、一律の減免はしないという三原則があるということで、いわゆる制度が全国的に統一された持続可能な制度で運営していく以上、その原則は引き続き継続してはいきたいなと。ただし、独自減免で先ほど言いましたような、非常に生活保護に近いような、困窮されている方については、一部、財源としては保険料を使うことになるわけなんですけれども、その点については引き続き継続していきたいというふうに考えています。

それと、低所得者の対策については、抜本的な改革が必要だということで、これはずっと制度開始以来、国への要望も

しておりました、今回、国の方から示されているところによりますと、今の基準額の段階ですね、第4段階の世帯課税、本人非課税のところ、本人さんの収入が80万円以下の方については、基準額よりも安い設定というようなことで、これは各保険者の判断で実施することが選択でできますよというようなことであるとか、あるいは本人課税の方についても、税制改正によって課税になった方もあるということで、一定の額を例えば所得が125万円までの方については、一定減額することも、これも自治体の判断でできますよということが示されておりました、現在、かがやきプランの推進会議も12月にまた開かれるんですけども、この中でもそういった方向で提案をしていって、審議していただきたいと。最終的には3月の議会で条例改正ということでお願いしたいなということで、今、検討している段階でございます。

それから、調整交付金の見通しということでございますが、これは介護保険の調整交付金につきましては、市の努力でどうこうできるという問題ではございませんで、全国平均との差ということで、前期高齢者と後期高齢者の加入割合の違いが1点、それから、所得段階の構成割合の全国平均との差と、この2種類で調整されることになっておりました、19年度決算では、全国平均5%のところ、摂津市は0.86%しか交付されなかったということでございます。これも次期の計画に向けて、新たな数値等示されて今来ているところなんです、さらに、摂津市の交付率が下がるということが予想されておりました、じゃ、その分はということになりますと、65歳以上の第1号被保険者の保険料にかかってくるというような、非常に厳しい状況でございます。

ます。

この辺につきましても、調整交付金、5%ですね、調整交付金という形じゃなくて、国の負担を各保険者に確実にするようというところで、これも市長会通じでずっと要望を続けておるところでございます。

それと、4点目の予防給付、予防事業の見込みとの乖離ということでございますが、確かにかなり予算と乖離しておるということで、この予算額につきましても、これも3年計画の平成17年度に立てました第3期計画の数値に基づいて、18年度、19年度、20年度と若干の微調整はしておりますけれども、基本的には当初の計画どおりの予算を計上させていただいております。結果的に、大きく予防の方が少なくて介護の方が多かったということになっておりました、認定者数で見ましても、要支援の方が当初の計画よりも200名ほど少ないというような状況はございました。

それから、地域支援事業につきましても、これは標準給付の一定割合を、19年度で言いますと給付の2.6%を地域支援事業に使いなさいというようなことがございまして、予算化はしておるんですけども、具体的になかなか予防事業の展開というのが図れなかった部分もあるというのはあると思いますが、18年度と比較しますと、いわゆる特定高齢者の把握でありますとか、事業の参加者数というの伸びておりました、予防に対する市民の関心とか、啓発の部分というのは進んでおるのかなというふうには認識しておりますが、なかなか予防の効果というのが、はっきりとした形で目に見えないというのが実態ではございます。

ただ、介護の方がその分、給付があったということは、そういった意味では必

要な方に必要なサービスは届けておるのかなということ、19年度の給付の予算をトータルで見ますと約99%の執行ということでございますので、全体としては計画に近いような数字になっているというふうに思っております。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 ありがとうございます。先ほどの答弁なんですけれども、結局3年間で一応予測として5,900万円の黒字で、給付の伸びはあるということやねんけれども、値上げの必要がないというふうには言えないというのが庶民感情というか、普通の感覚で何でやと、黒字なら保険料を上げる必要がないんじゃないかというのはあるんじゃないかと思うんですけれどもね。

減免制度にしても、保険料で負担をして減免をしてあげるというのやったら、お互いの傷というか、負担というところで言うと、弱いところを助けるというのは確かに必要だとは思いますが、痛み分けというか、そういうことでは余りありがたくということでもないのかなと思うんですけれどもね。黒字でも値上げの必要がないというふうには言えないということですね、もうちょっとわかりやすく説明していただければなと思うんですけれども。

先ほども抜本的な改革も必要ということで、見直しもされるということで、だから、抜本的な改革は必要だということ自体が、やっぱり制度的に介護保険、無理があったんじゃないかなと思うんです。交付金もこれから先、減らされる圧力ということですからね。

この運営状況、この間、入れてくださってますけれども、審議にぎりぎり間に合ったというようなところで、もうちょっと早く出していただきたかったかなと思うん

ですけども、この保険料段階、これも2ページにありますけれども、これ6、7段階が18年度から急にふえたわけじゃなくて、5段階から7段階も、4段階がまだ5段階とかいうて、スライドをしているわけですから、実質、値上がりの部分も結構あるわけなんですよ。予算でも指摘しましたけどもね、こういった値上がり部分で、やっぱり黒字になっていった背景なんかもあるんじゃないかなと思うんですけども、この辺もどういうふうにとらえられているかお聞かせいただきたいと思います。

それから、ご説明いただきましたけど、予防という行為は、やっぱり上から押しつけられて進むものでは恐らくないと思うんです。やはりこれから気をつけんといかんというふうには、ご本人がやっぱり思わない限り、なかなか予防の事業に参加してもらおうというのは難しいんじゃないかと思うんですけども、やはり介護保険に求められているものというのは、介護サービスであって、食事指導とか、体操や運動指導というのが、やはり少なくとも仕方ないんじゃないかなと思うんですけれども、それがいけないというわけではないんですけども、介護サービスをしっかりと厚くしていくという方向で考えて、先々行っていただきたいかなと思うんですけども。

予算というか、これまでも言わせていただきましたけども、要介護から要支援に無理やりに移行されるということはないということでお聞きしてますけども、望まれる介護サービスが受けれるようなシステムに改善していただきたいと思っておりますので、要求と実際の利用に隔たりがあるということになったらおかしいんですけども、受けたいのに受けられないとかいうようなことがご意見として

あるのか、ないのか、お聞かせいただきたいと思います。

○上村高義委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 まず、黒字なのに値上げの方向というようなところでのご質問なんですけれども、この3期の黒字分は4期の保険料の軽減の財源として充てるということは当然考えておまして、国の方もそのような説明ではございますけれども、給付費全体が膨らんでくるというのは、やはり避けられない状況かなというふうに考えておまして、まだ試算の試算、粗い試算の段階ですけれども、やはり給付費の増に伴って、それに対する保険料の負担の増というの、そういう傾向の試算が今出ておるところでございます。

それから、予防という意味で、押しつけられてもできませんよということですが、18年度からいろんな形で体操の普及であるとか、いろんな予防の事業をする中で、市民の方々の自主的なグループというの、今、あちらこちらの地域にできておまして、市の方で直接関わっておるといふか、把握しておるだけでも二十数グループが新たに発足しているということも聞いております。

そういう中で、そういう意味では押しつけではなくて、自発的な介護予防ということも徐々にではありますけれども、広がってきているのかなということ考えております。

それから、受きたいサービスが切られているのかどうかということですが、もちろん必要なサービスが必要な方に届くということが介護保険の趣旨でございますので、そのようにということではあります、例えば認定を受けられてサービスを利用されていない方というのは2割弱ほど常にいらっしゃいます。利

用率と言いますかね。今回、アンケート調査でも利用されていない理由ということでお尋ねしてるんですけれども、一応、一番多いのは当面はサービスを利用しなくても何とかやっていけるけれども、認定だけ安心のために受けられたという方が一番多く、後は逆にご病気されて、健康上の理由で受けられなくなったというようなことではございます、特に利用料の負担が高いであるとか、介護度で限度があるからということでの率というのは低い、ないとは言えませんが、低いというふうには思っておりますが、できるだけここについては必要な方に必要なサービスが届くようにということで努力したいというふうに思っております。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 介護サービスが減らずに、いわば予防の部分を介護のサービスが吸収したといふか、使われたわけですから、運営状況に8ページから以降にサービス受給の老人施設ですとか、それからサービスの内容を書いてありますけども、こういったサービスが提供できるところとかいふのも、さらに大きくしていくといふか、市の方でも直営で包括支援なんかもやってはりますけれども、サービスの絶対量を多くしていくといふことも必要なんじゃないかと思うので、ぜひとも介護の事業の充実をお願いしたいと思います。

○上村高義委員長 山崎委員の質問が終わりました。

ほかにありませんか。

村上委員。

○村上英明委員 ちょっと2点ばかりお聞きしたいと思います。

1点目は、この介護保険の平均ということで、第3次、4、350円という設定をされたかと思っております。そういう中で、

今、この決算書の164ページなんですけども、地域包括支援センターの業務委託料というのが計上されておりますけども、これがセンターを発足してこの平成19年で2年目ということになるかと思えます。その辺で、いろいろとケアプラン等々を作成されておられると思えますけども、そのまま効果についてどういうふうに認識されておられるのかというのを1点お聞きしたいと思えます。

それから、2点目、これは事務報告書の167ページでございますけども、要介護認定の申請の状況というのが書いてあります。その中で、毎月なんですけども、受付と通知結果との差異があると思うんですね。その辺について理由を、例えば申請が月末だったから、通知が翌月になったよとか、そういう月ずれということがあるのかなと思うんですけども、その辺の確認を含めて理由をお聞きしたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○上村高義委員長 川口センター長。

○川口地域福祉課参事 では、1点目の質問についてお答えいたします。

165ページにあります包括支援センター業務委託料の内容につきましては、個々に包括の方からケアプランの作成を委託しているという名目のものではございませんで、予防プラン等について、全体で委託するというような内容のものでございます。

ご質問いただきました予防プランは、18年当初は直営でやりまして、委託の件数も少しずつふえてきております。予防プランの効果ということについてでございますが、今現在は大体6割ぐらいの方が直営プラン作成で、委託の方は4割程度を占めております。先ほど山崎委員の質問の中でも、介護予防の効果という

ことも内容としてありましたけれども、なかなか効果判定というのは難しいところもあるかと思えます。□ 全体で見ますと、65歳以上の中に占める要介護認定率と言いますか、そのような率も18年に立てました介護保険事業計画の3期の予測推計値よりも下回っています。これは、予防自体は18年4月からの事業でございますので、すぐに効果が反映されているとは言いにくいんだと思えますけれども、介護保険のプランは、介護保険サービスのみのプランで作成することではなくて、介護保険のサービスと合わせまして、先ほど予防の事業ということで話がありましたが、地域での予防、健康づくりですとか、体操ですとか、栄養ですとか、そのような元気な方をたくさんつくると言うところとちょっと語弊がありますが、元気な高齢者をふやすというあたりに重点を置いたプラン作成となっています。□ 介護保険サービスのみではなく、そのような一般のサービスも取り入れながら、介護保険認定を受けている人、受けていない人というふうなすみ分けということではなくて、地域で生活する人というところに視点を置いたプラン作成ということで、介護予防ということに取り組むようなプランになるように心がけております。

○上村高義委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 2点目の要介護認定申請の受付件数と審査判定結果通知の件数が月々違うというご指摘でございますけれども、要介護認定につきましては、申請から結果通知までに原則30日以内に行うということとされております。その間に訪問による認定調査、主治医意見書の聴取、それから資料を作成しまして、摂津市では週2回、認定調査会を開催しておりますので、その審査会で審査判定

を行って通知をするということですので、申請のタイミング、それから審査会のタイミングによりましては、月や年度をまたぐということも通例ということになっております。

このほかに、申請受付した後に、病状が不安定になられたとかということで、申請を取り下げされたりとか、不幸にしてお亡くなりになって審査できなかつたとかいう事例も中にはございますので、数字としては合致しないということですので、ご理解お願いいたします。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 この認定検査の件につきましては、週2回、開催されているということですので、その辺はまたしっかり適正な調査いうんですか、判定をまたお願いしたいなというふうに思います。

それから、ケアプランの件なんですけれども、もともとこの4,350円という介護保険料を算定する折に、この第3次の目標として1.7%の介護予防効果をねらっているというようなこともございまして、そういう意味からすれば、実質収支額、8,900万円ということ、数字のみを見れば、1.7%以上の効果が今のところ上がっているのかなと、そういうふうに思いますので、今度また第4次を策定される際には、しっかりと、ただ単なる支出面だけを見た保険料という算定をするのではなくて、この介護予防をしっかりとやると、そういう意味を含めて、この第4次の分につきましても、また保険料算定ですね、しっかりと見極めていただきたいと思います、そういうふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○上村高義委員長 村上委員の質問が終わりました。

ほかにありませんか。

川口委員。

○川口純子委員 「保険あって介護なし」、これが介護保険の最初からの問題点ということで言われておりました。今回、この見直しの件で、現場の職員の皆さんは、本当にいろんな制度がどんどん変わる中で、一生懸命いろいろやってこられたと思います。そういう中で、今回、この介護保険については、多くの自治体で黒字というか、給付費が抑えられたということで、一般新聞でも自治体の6割が黒字になっていると、介護保険料余りぎみというふうに報道しておりました。

そんな中で保険料の減免であるとか、利用料の減免をしている自治体もあります。来年の第4期になるんですかね、これに向けて、やはり今ずっと質問が出ましたけれども、保険料や利用料も、やはり減免についてももっと抜本的にやっていくべきではないかと。

それは先ほどからずっとお話ししてまますように、年金の中からどんどん天引きになるという、こういう事態の中で、認定は受けたけれども、利用を抑えざるを得ないという、それがやっぱり実態としてはあるのではないかなと思うんですね。それはやっぱり家族介護であったり、子どもたちの介護であったり、そういうものにもやっぱり出てきていると思うんですね。

その実態をよくつかんでいただきたいと思いますし、この黒字分であるとか、思い切って保険料をね、決して安くはないですよ、この保険料ね。大阪府下平均が第4段階で4,585円ですから、摂津は4,350円になります。最初、始まったときは、北摂で一番安い2,888円でしたか、北摂で一番安い保険料だったと思います。それがもうあっと驚く、北摂の中で今一番高いぐらいじゃないん

ですか、第4段階で言うかね。

そうしますと、保険料を取り過ぎたのではないかと、そういうような感じもするんですね。なおかつ、介護認定の判断がかなり厳しくなってきたなど、そういうふう思うんです。

紙おむつの給付ですが、平成17年に要介護、それまでは1の人も受けれていたのに、要介護3に変えられましたね。これは介護認定をされたときに渡される資料だそうです。ちょっと一部いただいてきたんですけど、あなたは要支援1と認定されました。あなたは要支援2と認定されました。これ基本的な日常生活はほぼ自分で行うことができるが、要介護状態にならないように、何らかの支援が必要が要支援1、要支援2は、日常生活を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要は要支援2、要介護1というのは、身だしなみや居室の掃除などの身の回りの世話に何らかの介助を必要とする。立ち上がりや片足での立位保持などの複雑な動作に何らかの支えを必要とする。こんなふう書いてます。

要介護1ぐらいから紙おむつのパンツが要るんですね、実態としては。トイレに間に合わないんです。だからこそ、それまで紙おむつの給付の制度をやってこられたんだと思います。横出しサービスのような形でね。

こういう人たちを紙おむつの給付を減らすということは、どういうことになるかと言いますと、やはり何回もトイレを我慢してはるんですね。状態が悪くなるんですね。一回紙おむつ、パンツを買いますと、大体薬局なんかで買うと3,000円ぐらいです、やっぱりね。女性の場合の紙パンツやったら3,000円ぐらいです。それがやっぱり2回分ぐらい買わないと、きれいにしようと思えば

ね。きちんと自立をしていこうと思って、これ以上悪くならないようにと思って、一生懸命やろうとしても、要介護1、それから要支援2とののはざまというのは、本当に余り変わらないんです。あつという間に要介護1にもなる場合もあるし、元気になる場合もあります。生きている人間をこういうふうに段階で分けたということがやっぱり問題だと、私は自分の親を介護して、やっぱりそう思いますね。

こういう中で、要介護3から紙おむつをやったということは、やっぱり私は許せないんですね。

これは要介護3でも要らない人もいるんじゃないかなって思ったりもするんですが、本当に必要としている人に紙おむつの給付ぐらいはやはり補助すべきじゃないかと、そう思うんですよ。それを介護度で、この介護保険のときに要介護3からやるなんていうのは、やっぱりこれは改善すべきやと思うんですよ。

要支援1、要介護1の人でもおむつ必要でない人もいてるかもしれません。人によって違うんですね。これは本当に大変な思いして、何とか迷惑かけないように頑張っている、そういう人たちに対して、やはり紙おむつの支給の改悪はひどいなと思っています。これはぜひ介護保険の中で復活できるのであれば、実態をちゃんと見て、ヘルパーさんからもいろんな意見聞かれて戻すというか、必要としている人に給付する、要介護度で割らないと、なかなか難しいとかいろいろ判断あるかもしれませんがけれども、そのときにはヘルパーの所見があったらいいとか、幾らでも支援できると思うんですね。

結局はやはり制限されたり、そういうことでますます引きこもりになって外出しない、そういうことにもなっていきま

すしね、その辺のところは、ぜひ介護保険のところの紙おむつの給付のことについては、改善を求めたいと思いますけれども、保険料、利用料の軽減と合わせて、このことについても検討できませんか。お答えください。

それから、介護保険課ですかね、かがやきプランにかかる意向調査、これやられたんですね。調査結果、地域福祉課ですか。どこで質問したらいいかわからなく、いろいろ意向を知りたいというのはわかるんですけども、項目が多すぎて、これも市民の高齢者の人たちの実態を見てない。もう、やっぱり役所用語が多くて、ひとり暮らしの80歳を超えたおじいさんがアンケート調査に何項目ありましたか、これ。三十何項目ですよ、これに答えよというのは、本当にちょっと酷な話で、これからもいろんな意向調査とか実態調べたいから、いろんなことをやるのは結構なんですけれども、ひとりで暮らしておられる80歳を超えるような方がそういうのを見たときに、実際、かがやきプランと言われてもわからないんです。それ知らないと書きはったらそれでいいんだろうけど、私は声を出して、全部一緒に記入してあげましたわ。びっくりしました、34項目もあるから。

こういう調査にしても、一生懸命担当課はいろいろ考えておられると思うんですけども、やはりちょっとやり過ぎる。もっとシンプルに調査ね、中身とるべきやないかなと思います。やはりお金かけて調査するから、欲張っておられると思うんですけども、これが実際にほんまに全部反映しているとはやっぱり思えないんです、実態を知っているから。聞き取ってやった調査の内容もあるかもしれませんが、このことについてはやはり、また今後、これがやっぱりいろい

ろ参考になっていくものですから、これだけでちょっと難しいんじゃないですかということもぜひ申し上げておきたいと思います。

○上村高義委員長 登阪次長。

○登阪保健福祉部次長 まず、紙おむつの給付の件でございますが、先ほど大澤委員のご質問もございましたけれども、平成18年度から介護保険制度の改正に伴いまして、これまでの国の補助金制度が廃止されまして、紙おむつにつきましても、基本的には介護保険制度の地域支援事業で対応していくと。その枠内で実施できない場合は、市単独事業にならざるを得ないと、そういう状況でございます。

この状況を受けまして、平成18年度から対象者をこれまでの要介護認定を受けておられる方から、要介護度3以上の方にする一方で、これまで一律年間3万6,000円分の支給でありましたのを、市民税非課税世帯につきましても、年間7万5,000円分に拡充したところでございます。

委員のご指摘どおり、要介護度3に満たない方の中にも、紙おむつを必要とされる方がおられるということについては承知いたしておりますけれども、限られた財源の中で、紙おむつの使用枚数が相対的に多く、介護保険のサービス利用料の負担も相対的に大きくなると想定されます介護度の高い重度の方で、かつ低所得の方にサービスを厚くするという観点から、制度変更をしたものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、今の意向調査、2点目のかがやきプランの意向調査の件につきましては、委員ご指摘の点につきましては、我々も常に書いていただく、実際にアンケートに答えていただく方のことを頭に

浮かべながら、内部でいろいろ検討はしているつもりではございますけども、やはりこれまでの何回かのかがやきプランの策定の中で実施してまいりました調査との連続性とか、そういった観点から、どうしてもああいったような形になる部分もございます。しかし、確かにご指摘のとおり、実際に介護保険料を払っていただいたり、あるいはサービスを受けていただいている方の実際の声が反映された調査結果にならなければならないということでございますので、このあたりにつきましては、今後、また調査することもあると思いますので、十分に検討してまいりたいと思います。

○上村高義委員長 川口委員。

○川口純子委員 紙おむつの件ですけども、生きて人間を一部介助が必要、全面介助が必要と、そういう中で紙おむつの回数が多い人と言いますけれども、寝たきりの方が多くどうかというのは、ちょっとわからないんですよ。かえって、まだ何とか自力で少しでも動こうとしておられる人の方が間に合わずに汚してしまうということも結構多いんです。全面介助になりますと、介助者がいますから、そうでなくて、一人で何とか頑張っている方たちとか、そういう方たちも、決して裕福ではありません。やはり少ない年金の中で暮らしておられます。そういう人が、やはり要介護度が要支援1、2なんか、要介護1なんか、そういうはざままで頑張っているのを支援するというのは、介護予防のやっぱり一つだと思うんですね。そういうことについて、やはりぜひ心を配っていただきたいなと思います。

低所得の方へのものを厚くしたと、そういうふうにおっしゃいますけれども、ぜひこの介護保険の中身そのものについ

て、もう一回ヘルパーさんであるとか、地域包括の皆さん、本当に頑張っていると思いますけれども、そういう人たちの声を聞いていただいて、やはり独自のサービスというのをやるべきではないかなと、そういう中で全体の民生費の予算もふやしていただきたいと強く要望しておきたいと思います。

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後5時27分 休憩)

(午後5時29分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 討論なしと認め、採決をします。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第3号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第4号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第7号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。よって、本件は認定すべきものと決定しました。

認定第8号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。よって、
本件は認定すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

ご苦労さんでございました。

(午後5時31分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により
署名する。

民生常任委員長 上村高義

民生常任委員 川口純子